To Be a Good Company

東京海上日動

2015年10月1日以降始期用

Total assist からだの保険

ご契約のしおり

ケガ・病気・その他

── ご契約の手引き ──
- 重要事項等のご説明
- 保険証券の見方・事故が起こった場合等

── 傷害総合保険の約款 ──



この冊子には、ご契約についての大切なことがらが記載されておりますので、ご一読いただき保険証券とともに大切に保管してください。

Sア2

はじめに

日頃より東京海上日動をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

このご契約のしおりは「トータルアシストからだの保険」(傷害総合保険）についてご説明したものです。詳しくは普通保険約款や特約をご一読いただき、内容をよくご確認くださいますようお願いいたします。

弊社はこれからもお客様の信頼を原点に、安心と安全の提供を通じて、豊かで快適な社会生活と経済の発展に貢献すべく努めてまいります。

どうぞ今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

ご契約のしおり

この冊子には、ご契約についての大切なことがらが記載されており、以下の構成となっております。

Ⅰ. ご契約の手引き（重要事項等のご説明）

商品の仕組みやご契約に関する重要な事項等（基本となる補償および保険金額の設定や告知義務、補償の重複に関するご注意　等）をご説明しております。ご契約前、またご契約後においても保険証券のご契約内容とあわせて必ずご一読ください。

Ⅱ. ご契約の手引き（保険証券の見方・事故が起こった場合等）

保険証券や控除証明書の表示内容、また保険金のお受取りまでの流れ等、ご契約後にご留意いただきたいことをご説明しております。

Ⅲ. トータルアシストからだの保険（傷害総合保険）の約款

ご契約内容を定めた普通保険約款や特約を掲載しております。また、約款の見方等についてもご説明しております。ご契約の手引きとあわせてご一読いただき、ご契約内容をご確認くださいますようお願いいたします。

- ご不明な点がある場合は、代理店または弊社までお問い合わせください。また、ご契約者と保険の対象となる方が異なる場合は、ご契約者から保険の対象となる方にご契約内容やこの冊子の内容をご説明ください。
- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。
  したがいまして、弊社代理店との間で有効に成立したご契約につきましては弊社と直接締結されたものとなります。
- 弊社代理店には、告知受領権があります。
- 「保険証券」に関する規定は、保険契約継続証を発行している場合、「保険契約継続証」と読み替えます。

東京海上日動のホームページのご案内　http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/

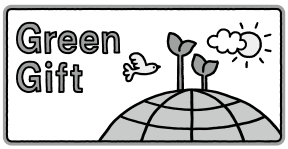
以下のコンテンツをご用意しております。上記URLよりアクセスのうえ、是非ご参照ください。

- 商品のご案内
- よくあるご質問
- 事故発生からお支払いまでの流れ

等

「ご契約のしおり（約款）」の内容は、ホームページでもご確認いただけます。

「Green Gift」プロジェクト実施中！



「Green Gift」プロジェクトとは？

弊社では、地球環境保護のために紙資源の使用量削減に取り組んでおり、使用量削減額の一部をマングローブ植林をはじめとした国内外の環境保護活動に役立てる「Green Gift」プロジェクトを展開しています。この「Green Gift」プロジェクトでは、「ご契約のしおり（約款）」等を弊社ホームページ上でご確認いただく方法（Web約款等）をご選択いただいたお客様をパートナー（Green Giftパートナー）として、弊社からマングローブ植林をはじめとした国内外の環境保護活動に寄付を実施します。

契約者さま専用ページ（個人のご契約者に限ります。）

個人のご契約者を対象としたインターネットサービスです。
弊社ホームページよりアクセスいただき、ログインID・パスワードを取得のうえご利用ください。

※ホームページの各コンテンツ・サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。



目的別もくじ

こんなときは	こちらをご参照ください	ページ
ご契約内容の確認について		
目的1 申込みを撤回したい	Ⅰ 1 トータルアシストからだの保険(傷害定額)【2】2. クーリングオフ(クーリングオフ説明書)	14
	Ⅰ 2 トータルアシストからだの保険(ゴルファー)【2】2. クーリングオフ(クーリングオフ説明書)	22
	Ⅰ 3 トータルアシストからだの保険(所得補償)【2】2. クーリングオフ(クーリングオフ説明書)	28
目的2 いつから補償が開始されるのか知りたい	Ⅱ 1 【1】1. 保険証券の表示内容(トータルアシストからだの保険(傷害定額))⑤保険期間	36
	【1】2. 保険証券の表示内容(トータルアシストからだの保険(ゴルファー))⑤保険期間	38
	【1】3. 保険証券の表示内容(トータルアシストからだの保険(所得補償))⑤保険期間	40
目的3 保険証券の見方を知りたい	Ⅱ 1 【1】1. 保険証券の表示内容(トータルアシストからだの保険(傷害定額))	36
	【1】2. 保険証券の表示内容(トータルアシストからだの保険(ゴルファー))	38
	【1】3. 保険証券の表示内容(トータルアシストからだの保険(所得補償))	40
目的4 商品内容を確認したい	Ⅰ 1 トータルアシストからだの保険(傷害定額)【1】2. 基本となる補償および保険金額の設定等	11
	Ⅰ 2 トータルアシストからだの保険(ゴルファー)【1】2. 基本となる補償および保険金額の設定等	19
	Ⅰ 3 トータルアシストからだの保険(所得補償)【1】2. 基本となる補償および保険金日額の設定等	26
目的5 支払われる保険金の内容について知りたい	Ⅰ 5 お支払いする保険金の概要一覧	32
事故が起こった場合		
目的6 事故が起こった場合に行わなければならないことが知りたい	Ⅱ 2 1. 事故後の対応(主なもの)	43
目的7 保険金の受取りまでの流れが知りたい	Ⅱ 2 2. 事故発生から保険金のお受取りまでの流れ	43
保険料について		
目的8 保険料の払込方法や、払込みが遅れた場合について知りたい	Ⅰ 1 トータルアシストからだの保険(傷害定額)【1】3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等	13
	Ⅰ 2 トータルアシストからだの保険(ゴルファー)【1】3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等	21
	Ⅰ 3 トータルアシストからだの保険(所得補償)【1】3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等	27
ご契約内容の変更等について		
目的9 契約内容に変更が生じる場合の手続きについて知りたい	Ⅰ 1 トータルアシストからだの保険(傷害定額)【3】1. ご連絡いただきたい事項	14
	Ⅰ 2 トータルアシストからだの保険(ゴルファー)【3】1. ご連絡いただきたい事項	22
	Ⅰ 3 トータルアシストからだの保険(所得補償)【3】1. ご連絡いただきたい事項	29
目的10 解約したい	Ⅰ 1 トータルアシストからだの保険(傷害定額)【3】2. 解約されるとき	14
	Ⅰ 2 トータルアシストからだの保険(ゴルファー)【3】2. 解約されるとき	22
	Ⅰ 3 トータルアシストからだの保険(所得補償)【3】2. 解約されるとき	29
目的11 保険証券をなくしてしまった	ご契約の代理店または弊社までご連絡ください 弊社連絡先：「裏表紙」をご参照ください	
その他		
目的12 東京海上日動の連絡先を知りたい	〈事故が起こった場合〉⇨東京海上日動安心110番（事故受付センター） Ⅱ 2 1.事故後の対応(主なもの) 「裏表紙」をご参照ください	43
	〈その他の場合〉⇨東京海上日動カスタマーセンター 「裏表紙」をご参照ください	

もくじ

Ⅰ. ご契約の手引き（重要事項等のご説明）

1 トータルアシストからだの保険（傷害定額） …… 10

【1】契約締結前におけるご確認事項 …… 10
1. トータルアシストからだの保険（傷害定額）の商品の仕組み …… 10
2. 基本となる補償および保険金額の設定等 …… 11
3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等 …… 13
4. 満期返れい金・契約者配当金 …… 13

【2】契約締結時におけるご注意事項 …… 13
1. 告知義務 …… 13
2. クーリングオフ（クーリングオフ説明書） …… 14
3. 補償の重複に関するご注意 …… 14
4. 死亡保険金受取人 …… 14

【3】契約締結後におけるご注意事項 …… 14
1. ご連絡いただきたい事項 …… 14
2. 解約されるとき …… 14
3. 保険の対象となる方からのお申出による解約 …… 15
4. 満期を迎えるとき …… 15

【4】その他ご留意いただきたいこと …… 15
1. 個人情報の取扱い …… 15
2. ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について …… 15
3. 保険会社破綻時の取扱い等 …… 16
4. その他契約締結に関するご注意事項 …… 16
5. 事故が起こったとき …… 16

2 トータルアシストからだの保険（ゴルファー） …… 18

【1】契約締結前におけるご確認事項 …… 18
1. トータルアシストからだの保険（ゴルファー）の商品の仕組み …… 18
2. 基本となる補償および保険金額の設定等 …… 19
3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等 …… 21
4. 満期返れい金・契約者配当金 …… 21

【2】契約締結時におけるご注意事項 …… 21
1. 告知義務 …… 21
2. クーリングオフ（クーリングオフ説明書） …… 22
3. 補償の重複に関するご注意 …… 22
4. 死亡保険金受取人 …… 22

【3】契約締結後におけるご注意事項 …… 22
1. ご連絡いただきたい事項 …… 22
2. 解約されるとき …… 22
3. 保険の対象となる方からのお申出による解約 …… 23
4. 満期を迎えるとき …… 23

【4】その他ご留意いただきたいこと …… 23
1. 個人情報の取扱い …… 23
2. ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について …… 23
3. 保険会社破綻時の取扱い等 …… 24
4. その他契約締結に関するご注意事項 …… 24
5. 事故が起こったとき …… 24

3 トータルアシストからだの保険（所得補償）……26
【1】契約締結前におけるご確認事項……26
1. トータルアシストからだの保険（所得補償）の商品の仕組み……26
2. 基本となる補償および保険金日額の設定等……26
3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等……27
4. 満期返れい金・契約者配当金……27
【2】契約締結時におけるご注意事項……28
1. 告知義務……28
2. クーリングオフ（クーリングオフ説明書）……28
3. 現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意……29
【3】契約締結後におけるご注意事項……29
1. ご連絡いただきたい事項……29
2. 解約されるとき……29
3. 保険の対象となる方からのお申出による解約……29
4. 満期を迎えるとき……29
【4】その他ご留意いただきたいこと……30
1. 個人情報の取扱い……30
2. ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について……30
3. 保険会社破綻時の取扱い等……30
4. その他契約締結に関するご注意事項……30
5. 事故が起こったとき……30

4 付帯サービス……31

5 お支払いする保険金の概要一覧……32
1. トータルアシストからだの保険（傷害定額）……32
2. トータルアシストからだの保険（ゴルファー）……33
3. トータルアシストからだの保険（所得補償）……34

6 その他ご注意いただきたいこと……34
1. 保険料の払込みに関するご注意点……34

Ⅱ. ご契約の手引き（保険証券の見方・事故が起こった場合等）

1 保険証券の見方……36
【1】保険証券の表示内容……36
1. トータルアシストからだの保険（傷害定額）……36
2. トータルアシストからだの保険（ゴルファー）……38
3. トータルアシストからだの保険（所得補償）……40
【2】生命保険料控除証明書の表示内容（トータルアシストからだの保険（所得補償））……42
1. 生命保険料控除について……42
2. 生命保険料控除の対象となるご契約……42
3. 生命保険料控除証明書のご説明……42

2 事故が起こった場合の連絡方法や留意点……43
1. 事故後の対応（主なもの）……43
2. 事故発生から保険金のお受取りまでの流れ……43

3 デイリーサポート……44

Ⅲ. トータルアシストからだの保険（傷害総合保険）の約款

1 約款の構成・見方 …… 46

1. 約款の構成 …… 46
2. 約款の見方 …… 47
3. 解約・中途更新の場合の返れい金の計算方法 …… 48

2 普通保険約款 …… 50

【用語の定義】 …… 50

普通保険約款および特約に使用される用語の定義を記載しています。

第１章　傷害定額条項 …… 53

急激かつ偶然な外来の事故により保険の対象となる方がケガをした場合にお支払いする保険金について記載しています。

第２章　所得補償条項 …… 60

ケガや病気により保険の対象となる方が就業不能となった場合にお支払いする保険金について記載しています。

第３章　基本条項

第１節　契約手続および保険契約者等の義務

ご契約にあたって、正しくご申告いただく必要がある事項や、ご契約の内容に変更があった場合にご通知いただく必要がある事項等について記載しています。

第１条（告知義務） …… 64
第２条（通知義務） …… 64
第３条（保険契約者の住所等変更に関する通知義務） …… 64
第４条（告知義務および通知義務に関する特則） …… 64
第５条（被保険者による保険契約の解除請求） …… 64

第２節　保険料の払込み

保険料の払込方法や払込期日、払込みが滞った場合のご契約の取扱い（保険金をお支払いしなくなること等）について記載しています。

第１条（保険料の払込方法等） …… 65
第２条（保険料の払込方法－口座振替方式） …… 65
第３条（保険料の払込方法－クレジットカード払方式） …… 66
第４条（口座振替方式・クレジットカード払方式以外への変更） …… 67
第５条（第２回目以降の保険料不払の場合の免責等） …… 67

第３節　事故発生時等の手続

事故、損害または傷害の発生時もしくは疾病の発病時に行っていただきたいことやご注意いただきたいことについて記載しています。

第１条（事故発生時、損害発生時または傷害発生時もしくは疾病発病時の義務） …… 67
第２条（事故発生時、損害発生時または傷害発生時もしくは疾病発病時の義務違反） …… 68

第４節　保険金請求手続

保険金のお支払い方法や手続き、ご注意いただきたいことについて記載しています。

第１条（保険金の請求） …… 68
第２条（保険金の支払） …… 69
第３条（保険金の支払を請求できる者が複数の場合の取扱い） …… 70
第４条（指定代理請求人） …… 70
第５条（当会社の指定する医師等の診断書提出等） …… 70

第５節　保険契約の取消し、無効、失効または解除

保険料の払込みが滞った場合や、告知義務や通知義務に違反した場合等、弊社からご契約を解除させていただくことがあります。このほか、ご契約が取消し・無効となる場合や、ご契約を解約される場合等についても記載しています。

第１条（保険契約の取消し）……70
第２条（保険契約の無効または失効）……70
第３条（告知義務違反による保険契約の解除）……71
第４条（通知義務違反による保険契約の解除）……71
第５条（重大事由による保険契約の解除）……72
第６条（保険料不払による保険契約の解除）……73
第７条（保険契約者による保険契約の解除）……73
第８条（保険契約解除の効力）……73
第９条（保険契約の無効または失効に関する特則）……74
第10条（保険契約の解除に関する特則）……74

第６節　保険料の返還、追加または変更

ご契約内容に変更が生じた場合の、変更後の保険料の払込方法や払込期日、また、払込みが滞った場合のご契約の取扱い（保険金をお支払いしなくなること等）について記載しています。このほか、第５節の規定によりご契約が取消し・解除・解約等となった場合の、保険料の返還についても記載しています。

第１条（保険料の返還、追加または変更）……74
第２条（追加保険料の払込み等－口座振替方式の場合の特則）……75
第３条（追加保険料の払込み等－クレジットカード払方式の場合の特則）……76
第４条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）……76
第５条（被保険者の請求により保険契約を解除する場合の保険料の返還）……77

第７節　その他事項

補償の対象となる期間や地域、保険金のお支払いにより弊社に移転（代位）する権利、保険金請求権の時効等について記載しています。

第１条（保険責任の始期および終期）……77
第２条（代　位）……77
第３条（保険契約者の変更）……77
第４条（保険証券等の不発行の特則）……78
第５条（時　効）……78
第６条（保険責任のおよぶ地域）……78
第７条（死亡保険金受取人の変更）……78
第８条（被保険者の年齢および性別の取扱い）……78
第９条（契約内容の登録）……79
第10条（用語の適用等）……79
第11条（訴訟の提起）……79
第12条（準拠法）……79

別表　　後遺障害等級表……80
付表１-１　失効・当会社による解除の場合の返還保険料……83
付表１-２　保険金の支払による失効の場合の返還保険料……83
付表２　保険契約者による解除の場合の返還保険料……84
付表３　短期料率……84

3 特約 …… 86

トータルアシストからだの保険の特約は下表の通りです。
ご契約内容により自動セットされる特約(下表に◆のある特約)、お申出により任意でご契約いただくことができる特約があります。

特約 ◆自動セットされる条件等	記載ページ	保険証券上の表示（例）*	申込書等における表示（例）*
トータルアシストからだの保険（傷害定額）の特約			
❶ 被保険者の範囲に関する特約	86	被保険者の範囲に関する特約	被保険者の範囲に関する特約
❷ 交通事故傷害危険のみ補償特約	88	交通事故傷害危険のみ補償特約	交通事故傷害危険のみ補償特約
❸ 就業中のみの危険補償特約	90	就業中のみの危険補償特約	就業中のみの危険補償特約
❹ 特定感染症危険補償特約	90	特定感染症危険補償特約	特定感染症危険補償特約
❺ 天災危険補償特約	93	天災危険補償特約	天災危険補償特約
❻ 後遺障害等級限定補償特約 ◆始期日における保険の対象となる方の年齢が70歳を超えるご契約の場合	94	後遺障害等級限定（第３級以上）	後遺障害等級限定（第３級以上）
❼ 事業主費用補償特約（傷害定額用）	94	事業主費用補償特約 事業主費用保険金額●●●●万円	事業主費用補償特約 事業主費用保険金額●●●●万円
❽ 企業等の災害補償規定等特約	97	企業等の災害補償規定等特約	企業等の災害補償規定等特約
❾ 法人契約特約	97	法人契約特約	法人契約特約
❿ 手術保険金の支払対象等変更に関する特約	98	手術保険金支払対象変更（傷害）	手術保険金支払対象変更（傷害）
⓫ 個人賠償責任補償特約	101	個人賠償責任補償特約 保険金額：国内無制限（国外1億円） 免責金額：なし	個人賠償責任補償特約 保険金額：国内無制限（国外1億円） 免責金額：なし
⓬ 賠償事故解決に関する特約 ◆「⓫個人賠償責任補償特約」をご契約の場合	103	賠償事故解決に関する特約	(表示されません。)
⓭ 基本条項特約（賠責） ◆「⓫個人賠償責任補償特約」をご契約の場合	106	基本条項特約（賠責）	(表示されません。)
⓮ 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 ◆すべてのご契約	109	条件付戦争危険等免責修正特約	(表示されません。)
トータルアシストからだの保険（ゴルファー）の特約			
⓯ ゴルフ中等の危険補償特約 ◆すべてのご契約	110	ゴルフ中等の危険補償特約	ゴルフ中等の危険補償特約
⓫ 個人賠償責任補償特約	101	個人賠償責任補償特約 保険金額：国内無制限（国外1億円） 免責金額：なし	個人賠償責任補償特約 保険金額：国内無制限（国外1億円） 免責金額：なし
⓬ 賠償事故解決に関する特約 ◆「⓫個人賠償責任補償特約」をご契約の場合	103	賠償事故解決に関する特約	(表示されません。)
⓭ 基本条項特約（賠責） ◆「⓫個人賠償責任補償特約」をご契約の場合	106	基本条項特約（賠責）	(表示されません。)
⓰ 携行品特約	111	携行品特約 保険金額：●●●万円 免責金額：なし	携行品特約 保険金額：●●●万円 免責金額：なし
⓱ 基本条項特約（財産） ◆「⓰携行品特約」をご契約の場合	113	基本条項特約（財産）	(表示されません。)
⓲ ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	116	ホールインワン費用特約 保険金額：●●●万円	ホールインワン費用特約 保険金額：●●●万円
⓳ 基本条項特約（費用） ◆「⓲ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」をご契約の場合	118	基本条項特約（費用）	(表示されません。)
⓮ 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 ◆すべてのご契約	109	条件付戦争危険等免責修正特約	(表示されません。)

特　約 ◆自動セットされる条件等	記載ページ	保険証券上の表示（例）*	申込書等における表示（例）*
トータルアシストからだの保険（所得補償）の特約			
⑳ 事業主費用補償特約（所得補償用）	121	事業主費用補償特約 事業主住所 ●●●●● 事業主氏名 ●●●●● 被保険者との関係 ●●●●●	事業主費用補償特約 事業主住所 ●●●●● 事業主氏名 ●●●●● 被保険者との関係 ●●●●●
㉑ 所得補償保険金の入院のみ補償特約	123	所得補償入院のみ補償特約	所得補償入院のみ補償特約
㉒ 特別条件付保険特約	124	特別条件付保険特約 《不担保とする傷病名１》 ●●●●● 不担保期間：平成●年●月●日まで	特別条件付保険特約 《不担保とする傷病名１》 ●●●●●
㉓ 継続契約の定義に関する特約（所得補償用） ◆従来の所得補償保険の個人契約（保険の対象となる方が1名のご契約）から継続されたご契約の場合	124	継続契約の定義に関する特約	継続契約の定義に関する特約
⑭ 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 ◆すべてのご契約	109	条件付戦争危険等免責修正特約	(表示されません。)
ご契約の手続きに関する特約ほか			
㉔ 保険契約の更新に関する特約 ◆すべてのご契約（保険期間が1年未満のご契約および質権が設定されているご契約を除きます。）	125	保険契約の更新特約	更新特約
㉕ 傷害総合補償の更新に関する特約 ◆すべてのご契約（保険期間が1年未満のご契約および質権が設定されているご契約を除きます。）	126	傷害総合補償の更新に関する特約	
㉖ 共同保険に関する特約 ◆共同保険でご契約の場合	127	共同保険に関する特約	(表示されません。)
㉗ インターネット等による通信販売に関する特約	127	インターネット特約	インターネット特約

＊これと異なる表示を行う場合があります。

耳や言葉の不自由なお客様専用事故受付票（ファックス）……最終ページ

Ⅰ.ご契約の手引き
（重要事項等のご説明）

商品の仕組みやご契約に関する重要な事項等（基本となる補償および保険金額の設定や告知義務、補償の重複に関するご注意　等）をご説明しております。ご契約前、またご契約後においても保険証券のご契約内容とあわせて必ずご一読ください。

1 トータルアシストからだの保険（傷害定額）

※申込書等への署名等は、重要事項説明書の受領印を兼ねています。

ご契約前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。ご契約者と保険の対象となる方が異なる場合は、本内容をご契約者から保険の対象となる方にご説明ください。

マークのご説明　契約概要 **保険商品の内容**をご理解いただくための事項　注意喚起情報 ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、**特にご注意いただきたい事項**

※「保険証券」に関する規定は、保険契約継続証を発行している場合、「保険契約継続証」と読み替えます。

【1】契約締結前におけるご確認事項

1. トータルアシストからだの保険（傷害定額）の商品の仕組み　契約概要

[基本となる補償・特約]

基本となる補償、ご契約者のお申出により任意にご契約いただける特約等は以下のとおりです。
※自動セットされる特約等の詳細は、P.6～7および各特約の記載ページをご参照ください。

●基本となる補償

傷害定額（ケガに関する補償）
「急激かつ偶然な外来の事故」によるケガを24時間補償します。

＋

●保険金が支払われる事故の範囲を限定する特約

交通事故傷害危険のみ補償特約
交通事故等によるケガの補償に限定します。

就業中のみの危険補償特約
職業・職務に従事中*2のケガの補償に限定します。

＋

●補償内容を追加する特約

個人賠償責任補償特約

賠償事故解決に関する特約　自動セット*1

*1　個人賠償責任補償特約をご契約の場合に自動セットされます。
*2　通勤途上を含みます。

[保険の対象となる方]

ケガに関する補償について、下表の①～④の型の中からいずれかの型を選択してください。
保険の対象となる方は、以下のとおりです。

	ケガに関する補償				個人賠償責任補償特約
	①本人型	②夫婦型*1	③家族型*1	④家族型（配偶者不担保）*1	
ご本人*2	○	○	○	○	○
ご本人*2の配偶者	－	○	○	－	
ご本人*2またはその配偶者の同居のご親族*3	－	－	○	－	
ご本人*2またはその配偶者の別居の未婚*4のお子様	－	－	○	－	
ご本人*2の同居のご親族*3および別居の未婚*4のお子様	－	－	－	○	－

※保険の対象となる方の続柄は、傷害、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
※個人賠償責任補償特約において、ご本人*2が未成年者である場合は、ご本人*2の親権者およびその他の法定の監督義務者も保険の対象となる方に含みます。
*1　「被保険者の範囲に関する特約」が自動セットされます。
*2　申込書等に「保険の対象となる方（被保険者・本人）」として記載された方をいいます。
*3　6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます（配偶者を含みません。）。
*4　これまでに婚姻歴がないことをいいます。

2. 基本となる補償および保険金額の設定等

① 基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

●「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、弊社は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

●保険金をお支払いする主な場合およびお支払いしない主な場合は下表のとおりです。詳細は、普通保険約款や特約をご参照ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの 等
後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします*2。 ※1事故について、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日*3を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日*3*4を限度とします。	
手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*5または先進医療*6に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日*3以内に受けた手術1回に限ります。	
通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について30日を限度とします。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折によりギプス等を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。	

*2 始期日における保険の対象となる方ご本人の年齢が70歳を超えるご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます（「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。）。
*3 365日または730日で設定できる場合があります。
*4 始期日における保険の対象となる方ご本人の年齢が70歳を超えるご契約は、30日で設定します。
*5 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
*6 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動します。）。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
一時金払保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入通院（往診を含みます。）をされた場合 ▶入通院日数が通算5日以上の場合は、入通院給付金（ケガの内容に応じて一時金払保険金額の1倍、3倍、5倍または10倍）をお支払いします。 入通院日数が4日以内の場合は、治療給付金（1万円）をお支払いします。	P.11をご確認ください。

※「通院保険金」をセットする場合は、「入院保険金・手術保険金」を同時にセットする必要があります。また、「一時金払保険金」は、「入院保険金・手術保険金」「通院保険金」と同時にセットすることはできません。

② 主な特約の概要 契約概要

個人賠償責任補償特約	保険の対象となる方やそのご家族等が国内外での以下のような事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合 ●日常生活に起因する偶然な事故 ●保険の対象となる方ご本人が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします（この他に、事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。）。

※詳細は、普通保険約款や特約をご参照ください。

③ 保険金額の設定 契約概要

各保険金額・日額は引受けの限度額があります。
死亡・後遺障害保険金額は、次のいずれかに該当する場合、「他の保険契約等」と合算して1,000万円まででご契約いただきます。

- 保険の対象となる方が始期日時点で満15歳未満の場合
- 保険の対象となる方がご契約者と異なり、かつ、保険の対象となる方の同意がない場合

実際にご契約いただく保険金額・日額については、申込書等をご確認ください。

④ 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

- 保険期間：原則１年間
- 補償の開始時期：始期日の午後4時（申込書等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）
- 補償の終了時期：満期日の午後4時

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は、ご契約の保険金額等により異なります。実際にご契約いただく保険料については、申込書等でご確認ください。異なる契約条件（保険金額等）を選択した場合の保険料につきましては、代理店または東京海上日動（以下、「弊社」といいます。）までお問い合わせください。

② 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

主な払込方法は以下のとおりです。ご契約時に直接保険料を払い込む方法もあります。
※ご契約内容により選択いただけない払込方法があります。

主な払込方法	月払	一時払
金融機関での口座振替、クレジットカード	○（5%割増）	○
コンビニエンスストア・郵便局等での払込取扱票、請求書（銀行等での振込み）	×	○

※口座振替やクレジットカードでの払込みの場合、始期日の属する月の翌月から請求します（クレジットカードによる払込みの場合、取扱いが異なることがあります。）。このため、月払のご契約の場合、最終回目の保険料の振替日が満期日以降となることがあります。
※ご契約時に直接保険料を払い込む方法の場合は、保険期間の開始後であっても、保険料を領収する前に生じた事故に対しては保険金をお支払いできず、ご契約を解除する場合があります。

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

保険料は保険証券記載の払込期日までに払込みください。初回保険料（一時払保険料を含みます。）の払込期日は原則として以下のとおりです。払込方法により以下の払込猶予がありますが、この猶予期限を過ぎても保険料の払込みがないときには、保険金をお支払いできず、ご契約を解除することがあります。

払込方法	初回保険料の払込期日	払込猶予
口座振替	始期日の属する月の翌月振替日（原則26日）	払込期日の翌々月末（ご契約者の故意または重大な過失がない場合に限ります。）
クレジットカード、払込取扱票、請求書	始期日の属する月の翌月末	払込期日の翌月末

4. 満期返れい金・契約者配当金 契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

【2】契約締結時におけるご注意事項

1. 告知義務 注意喚起情報

申込書等に★のマークが付された事項は、ご契約に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（弊社の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。トータルアシストからだの保険（傷害定額）では、「他の保険契約等」*1を締結されている場合はその内容（同時に申し込む契約を含みます。）が告知事項（★）となります。

*1 この保険契約以外にご契約されている、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

2. クーリングオフ（クーリングオフ説明書）

トータルアシストからだの保険（傷害定額）はクーリングオフの対象外です。

クーリングオフとは、ご契約のお申込み後であっても、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解約*1ができる制度のことをいいます。ただし、クーリングオフができる場合には、保険期間が1年を超えるご契約であること等の一定の条件があります。

トータルアシストからだの保険（傷害定額）は保険期間が1年を超えるご契約はできませんので、クーリングオフの対象外となります。ご注意ください。

＊1　ご契約者からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせることをいいます。

3. 補償の重複に関するご注意

- 個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
- 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください。*2

＊1　トータルアシストからだの保険（傷害定額）以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。
＊2　1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4. 死亡保険金受取人

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご契約をされた場合、ご契約は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、保険の契約についてご説明くださいますようお願い申し上げます。

＊1　家族型契約（本人型以外）の場合、ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

【3】契約締結後におけるご注意事項

1. ご連絡いただきたい事項

ご契約者の住所等を変更した場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

2. 解約されるとき

ご契約を解約される場合は、ご契約の代理店または弊社までご連絡いただき、書面でのお手続きが必要です。

- 契約内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- 返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- 満期日を待たずに解約し、新たにご契約される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

＊1 解約日以降に請求することがあります。
＊2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3. 保険の対象となる方からのお申出による解約

注意喚起情報

保険の対象となる方がご契約者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、保険の対象となる方はご契約者に補償の解約を求めることができます。この場合、ご契約者は解約しなければなりません。詳細については、代理店または弊社までお問い合わせください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

4. 満期を迎えるとき

契約概要

ご契約には「保険契約の更新に関する特約」が原則自動セットされ、満期日までに、ご契約者からのその契約を更新しない旨のお申出*1または弊社からご契約者へのその契約を更新しない旨の通知がない限り、所定の制度に基づき満期日に自動更新されます。*2

＊1　ご契約を更新しない場合、満期日までにご契約の代理店または弊社までご連絡ください。
＊2　保険期間が1年未満の短期契約等には「保険契約の更新に関する特約」はセットされず、自動更新されません。
※保険契約の更新に関する特約を適用してご契約を更新いただいた場合には、更新後契約の内容を表示した保険契約継続証を発行します（更新後のご契約の内容によっては、保険契約継続証に代えて、保険証券を発行することがあります。）。

［保険期間終了後、契約の更新を制限させていただく場合］

更新後の内容は更新前と原則として同じですが、以下のとおり、契約の更新を制限させていただく場合があります。

- 保険金請求状況によっては、次回以降の契約の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 満期日における保険の対象となる方ご本人の年齢が90歳以上となる場合は、ご契約は更新停止となり、自動更新されません。また、90歳以上とならない場合であっても、年齢等により契約の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

［更新後契約の保険料］

保険料は、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【4】その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い

注意喚起情報

- 弊社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
③弊社と東京海上グループ各社または弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、弊社ホームページ（http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/）をご参照ください。

- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご契約者以外の方を保険の対象となる方とするご契約について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご契約は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

には、弊社はご契約を解除することができます。
- その他、約款に基づき、ご契約が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 保険会社破綻時の取扱い等

注意喚起情報

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%*1まで補償されます。

*1 破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%まで補償されます。

4 その他契約締結に関するご注意事項

注意喚起情報

- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、弊社代理店との間で有効に成立したご契約につきましては弊社と直接締結されたものとなります。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
- 申込書等を代理店または弊社に送付される場合は、ご契約の始期までに到着するよう手配してください。申込書等がご契約の始期までに代理店または弊社に到着しなかった場合は、後日ご契約手続きの経緯を確認させていただくことがあります。

5 事故が起こったとき

- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類をご提出いただく場合があります。なお、弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求めることがあります。
  - 印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
  - 弊社の定める傷害の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等
  - 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
  - 弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

注意喚起情報

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご不満・ご要望等のお申出はお客様相談センターにて承ります。

携帯・PHS OK **0120-071-281**

受付時間：平　日　午前9時～午後8時
土・日・祝日　午前9時～午後5時（年末年始を除きます。）

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。
（http://www.sonpo.or.jp/）

携帯・PHS OK **0570-022808**　通話料有料

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平　日　午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

2 トータルアシストからだの保険（ゴルファー）

※申込書等への署名等は、重要事項説明書の受領印を兼ねています。

ご契約前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。ご契約者と保険の対象となる方が異なる場合は、本内容をご契約者から保険の対象となる方にご説明ください。

マークのご説明	契約概要	**保険商品の内容**をご理解いただくための事項	注意喚起情報	ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、**特にご注意いただきたい事項**

※「保険証券」に関する規定は、保険契約継続証を発行している場合、「保険契約継続証」と読み替えます。

【1】契約締結前におけるご確認事項

1. トータルアシストからだの保険（ゴルファー）の商品の仕組み 契約概要

[基本となる補償・特約]

基本となる補償、ご契約者のお申出により任意にご契約いただける特約等は以下のとおりです。
※下表以外にも特約がありますので、詳細はP.86以降をご参照ください。

●基本となる補償

ご自身のケガ

ゴルフ中にケガをしたときに補償します。

ゴルフ中等の危険補償特約（自動セット）

＋

●補償内容を追加する特約

第三者に対する賠償責任	ゴルフ用品の損害	ホールインワン・アルバトロス費用
個人賠償責任補償特約	携行品特約	ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

賠償事故解決に関する特約（自動セット）*1

*1 個人賠償責任補償特約をご契約の場合に自動セットされます。

[保険の対象となる方]

申込書等に「保険の対象となる方（被保険者・本人）」として記載された方が保険の対象となります。

※個人賠償責任補償特約において、ご本人*2が未成年者である場合は、ご本人*2の親権者およびその他の法定の監督義務者も保険の対象となる方に含みます。

*2 申込書等に「保険の対象となる方（被保険者・本人）」として記載された方をいいます。

2. 基本となる補償および保険金額の設定等

① 基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

●国内外での**ゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で**ゴルフの練習、競技または指導*1中に「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*2をした場合に保険金をお支払いします。

※「ゴルフ中等の危険補償特約」が自動セットされます。

*1 ゴルフの練習、競技または指導には、これらに付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

*2 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、弊社は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

●保険金をお支払いする主な場合およびお支払いしない主な場合は下表のとおりです。詳細は、普通保険約款や特約をご参照ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ 等
後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※1事故について、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。	
手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*3または先進医療*4に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります。	
通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について30日を限度とします。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折によりギプス等を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。	

*3 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*4 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動します。）。

② 主な特約の概要 契約概要

個人賠償責任補償特約 ※「ゴルフ中等の危険補償特約」が自動セットされます。	ご本人*1の国内外でのゴルフの練習、競技または指導*2中に他人（キャディを含みます。）にケガ等をさせたり、他人の財物を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします（この他に、事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。）。 *1 申込書等に「保険の対象となる方（被保険者・本人）」として記載された方をいいます。 *2 ゴルフの練習、競技または指導には、これらに付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。
携行品特約 ※「ゴルフ中等の危険補償特約」が自動セットされます。	国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で、保険の対象となる方が所有するゴルフ用品に次の損害が生じた場合 ●ゴルフ用品の盗難（ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限ります。） ●ゴルフクラブの破損、曲損 ▶保険期間を通じて保険金額を限度に保険金をお支払いします。ただし、損害額（修理費）は時価額を限度とします（この他に、事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。）。 ※ゴルフ用品とは、ゴルフクラブ、ゴルフボール、ゴルフシューズ、ゴルフバッグ、ゴルフウェア等ゴルフ用に設計された物のほか、被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は含みません。
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	保険の対象となる方が日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてパー35以上の9ホールを正規にラウンドし、1名以上の他の競技者を同伴したゴルフのプレー中に、下表のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 同伴競技者および同伴キャディ等*1の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス（公式競技の場合は、同伴競技者または同伴キャディ等*1のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス） 記録媒体に記録されたビデオ映像等により客観的に達成を確認できるホールインワンまたはアルバトロス ▶達成のお祝いとして実際にかかった費用等*2を、1回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。 *1 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。 *2 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。

※詳細は、普通保険約款や特約をご参照ください。

③ 保険金額の設定 契約概要

各保険金額・日額は引受けの限度額があります。
死亡・後遺障害保険金額は、次のいずれかに該当する場合、「他の保険契約等」と合算して1,000万円まででご契約いただきます。

- 保険の対象となる方が始期日時点で満15歳未満の場合
- 保険の対象となる方がご契約者と異なり、かつ、保険の対象となる方の同意がない場合

実際にご契約いただく保険金額・日額については、申込書等をご確認ください。

④ 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

- 保険期間：原則１年間
- 補償の開始時期：始期日の午後4時（申込書等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）
- 補償の終了時期：満期日の午後4時

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は、ご契約の保険金額等により異なります。実際にご契約いただく保険料については、申込書等でご確認ください。異なる契約条件（保険金額等）を選択した場合の保険料につきましては、代理店または東京海上日動（以下、「弊社」といいます。）までお問い合わせください。

② 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

主な払込方法は以下のとおりです。ご契約時に直接保険料を払い込む方法もあります。

※ご契約内容により選択いただけない払込方法があります。

主な払込方法	月払	一時払
金融機関での口座振替、クレジットカード	○（5%割増）	○
コンビニエンスストア・郵便局等での払込取扱票、請求書（銀行等での振込み）	×	○

※口座振替やクレジットカードでの払込みの場合、始期日の属する月の翌月から請求します（クレジットカードによる払込みの場合、取扱いが異なることがあります。）。このため、月払のご契約の場合、最終回目の保険料の振替日が満期日以降となることがあります。

※ご契約時に直接保険料を払い込む方法の場合は、保険期間の開始後であっても、保険料を領収する前に生じた事故に対しては保険金をお支払いできず、ご契約を解除する場合があります。

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

保険料は保険証券記載の払込期日までに払込みください。初回保険料（一時払保険料を含みます。）の払込期日は原則として以下のとおりです。払込方法により以下の払込猶予がありますが、この猶予期限を過ぎても保険料の払込みがないときには、保険金をお支払いできず、ご契約を解除することがあります。

払込方法	初回保険料の払込期日	払込猶予
口座振替	始期日の属する月の翌月振替日（原則26日）	払込期日の翌々月末（ご契約者の故意または重大な過失がない場合に限ります。）
クレジットカード、払込取扱票、請求書	始期日の属する月の翌月末	払込期日の翌月末

4. 満期返れい金・契約者配当金 契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

【2】 契約締結時におけるご注意事項

1. 告知義務 注意喚起情報

申込書等に★のマークが付された事項は、ご契約に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（弊社の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。トータルアシストからだの保険（ゴルファー）では、「他の保険契約等」*1を締結されている場合はその内容（同時に申し込む契約を含みます。）が告知事項（★）となります。

*1 この保険契約以外にご契約されている、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

2. クーリングオフ（クーリングオフ説明書）

トータルアシストからだの保険（ゴルファー）はクーリングオフの対象外です。

クーリングオフとは、ご契約のお申込み後であっても、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解約*1ができる制度のことをいいます。ただし、クーリングオフができる場合には、保険期間が1年を超えるご契約であること等の一定の条件があります。

トータルアシストからだの保険（ゴルファー）は保険期間が1年を超えるご契約はできませんので、クーリングオフの対象外となります。ご注意ください。

＊1　ご契約者からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせることをいいます。

3. 補償の重複に関するご注意

- 以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
- 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、以下の特約等の要否をご検討ください。*2

＊1　トータルアシストからだの保険（ゴルファー）以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。
＊2　以下の特約を1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

●個人賠償責任補償特約
●携行品特約
●ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

4. 死亡保険金受取人

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご契約をされた場合、ご契約は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、保険の契約についてご説明くださいますようお願い申し上げます。

【3】契約締結後におけるご注意事項

1. ご連絡いただきたい事項

ご契約者の住所等を変更した場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

2. 解約されるとき

ご契約を解約される場合は、ご契約の代理店または弊社までご連絡いただき、書面でのお手続きが必要です。

- 契約内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- 返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- 満期日を待たずに解約し、新たにご契約される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

＊1 解約日以降に請求することがあります。
＊2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3. 保険の対象となる方からのお申出による解約

注意喚起情報

保険の対象となる方がご契約者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、保険の対象となる方はご契約者に補償の解約を求めることができます。この場合、ご契約者は解約しなければなりません。詳細については、代理店または弊社までお問い合わせください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

4. 満期を迎えるとき

契約概要

ご契約には「保険契約の更新に関する特約」が原則自動セットされ、満期日までに、ご契約者からのその契約を更新しない旨のお申出*1または弊社からご契約者へのその契約を更新しない旨の通知がない限り、所定の制度に基づき満期日に自動更新されます。*2

*1 ご契約を更新しない場合、満期日までにご契約の代理店または弊社までご連絡ください。
*2 保険期間が1年未満の短期契約等には「保険契約の更新に関する特約」はセットされず、自動更新されません。
※保険契約の更新に関する特約を適用してご契約を更新いただいた場合には、更新後契約の内容を表示した保険契約継続証を発行します（更新後のご契約の内容によっては、保険契約継続証に代えて、保険証券を発行することがあります。）。

［保険期間終了後、契約の更新を制限させていただく場合］

更新後の内容は更新前と原則として同じですが、以下のとおり、契約の更新を制限させていただく場合があります。

- 保険金請求状況によっては、次回以降の契約の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

［更新後契約の保険料］

保険料は、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【4】その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い

注意喚起情報

- 弊社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
③弊社と東京海上グループ各社または弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、弊社ホームページ（http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/）をご参照ください。

- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご契約者以外の方を保険の対象となる方とするご契約について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご契約は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社はご契約を解除することができます。
- その他、約款に基づき、ご契約が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 保険会社破綻時の取扱い等

注意喚起情報

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%*1まで補償されます。

*1 破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%まで補償されます。

4 その他契約締結に関するご注意事項

注意喚起情報

- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、弊社代理店との間で有効に成立したご契約につきましては弊社と直接締結されたものとなります。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
- 申込書等を代理店または弊社に送付される場合は、ご契約の始期までに到着するよう手配してください。申込書等がご契約の始期までに代理店または弊社に到着しなかった場合は、後日ご契約手続きの経緯を確認させていただくことがあります。

5 事故が起こったとき

- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類をご提出いただく場合があります。なお、弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求めることがあります。
  - 印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
  - 弊社の定める傷害の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等
  - 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
  - 弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

注意喚起情報

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご不満・ご要望等のお申出はお客様相談センターにて承ります。

携帯・PHS OK **0120-071-281**

受付時間：平　　日　午前9時～午後8時
土・日・祝日　午前9時～午後5時（年末年始を除きます。）

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。
（http://www.sonpo.or.jp/）

携帯・PHS OK **0570-022808**　通話料有料

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平　　日　午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

3 トータルアシストからだの保険（所得補償）

※申込書等への署名等は、重要事項説明書の受領印を兼ねています。

ご契約前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。ご契約者と保険の対象となる方が異なる場合は、本内容をご契約者から保険の対象となる方にご説明ください。

マークのご説明	契約概要 **保険商品の内容**をご理解いただくための事項	注意喚起情報 ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、**特にご注意いただきたい事項**

※「保険証券」に関する規定は、保険契約継続証を発行している場合、「保険契約継続証」と読み替えます。

【1】契約締結前におけるご確認事項

1. トータルアシストからだの保険（所得補償）の商品の仕組み 契約概要

[基本となる補償・特約]

基本となる補償、ご契約者のお申出により任意にご契約いただける特約は以下のとおりです。

※下表以外にも特約がありますので、詳細はP.86以降をご参照ください。

●基本となる補償		●保険金が支払われる対象を限定する特約
所得補償（収入減に関する補償）	＋	**所得補償保険金の入院のみ補償特約**
ケガや病気により就業不能になった場合を補償します。		入院のみに対象を限定します。

[保険の対象となる方]

申込書等に「保険の対象となる方（被保険者・本人）」として記載された方が保険の対象となります。

2. 基本となる補償および保険金日額の設定等

① 基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

- ケガや病気により、保険の対象となる方が就業不能になった場合に保険金をお支払いします。
  保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、弊社は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。
- 保険金をお支払いする主な場合およびお支払いしない主な場合は下表のとおりです。詳細は、普通保険約款や特約をご参照ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
所得補償保険金	ケガや病気によって就業不能となり、医師等の治療を開始した日以後の就業不能の日数が免責日数を超えた場合 ▶所得補償保険金日額に就業不能の日数から免責日数を差し引いた日数を乗じた額をお支払いします。ただし、同一のケガや病気による就業不能*1について、てん補日数分の保険金額を限度とします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガや病気による就業不能 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガや病気による就業不能 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガや病気による就業不能 ・妊娠または出産による就業不能 ・保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業不能 ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガや病気による就業不能 ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガや病気による就業不能 ・自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガや病気による就業不能 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業不能 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っているケガや病気による就業不能*2*3　等

※「就業不能」「免責日数」「てん補日数」についてはP.27の用語の解説をご参照ください。

*1 就業不能でなくなった日からその日を含めて180日を経過した日までに、前の就業不能の原因となったケガや病気（医学上重要な関係があるケガや病気を含みます。）によって再び就業不能となった場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。

*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っているケガや病気による就業不能についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金のお支払いの対象とします。

*3 就業不能の原因が告知対象外のケガや病気であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。

用語の解説

◉**就業不能**：就業不能とは、ケガや病気の治療のための入院、または入院以外で医師等の治療を受けていることにより、保険の対象となる方の職業にかかわる業務に終日従事できない状態*2*3をいいます。所得補償保険金の入院のみ補償特約をご契約いただいた場合は、ケガや病気の治療のための入院により、保険の対象となる方の職業にかかわる業務に終日従事できない状態*3をいいます。ただし、死亡された後、またはケガや病気が治ゆした後は、いかなる場合でも「就業不能」とはいいません。

*2 例えば、保険の対象となる方が医師の場合には全日休診、保険の対象となる方が会社員の場合には終日出社できない状態をいいます。したがって、半日でも保険の対象となる方の職業にかかわる業務に従事した場合等は、終日従事できない状態とはいいません。

*3 保険の対象となる方が日常、家事（炊事・掃除・洗濯・育児等）に従事する方の場合は、ケガや病気の治療のための入院により、家事に終日従事できない状態をいいます（所得補償保険金の入院のみ補償特約をご契約いただく必要があります。）。

◉**免責日数**：保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。

◉**てん補日数**：同一のケガや病気による就業不能（P.26の*1をご参照ください。）に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。

② 保険金日額の設定 契約概要

所得補償保険金の保険金日額は、年間所得額÷12×対月間所得割合*1÷30（ただし、家事従事者の場合は5,700円）以下でご設定ください。実際にご契約いただく保険金日額については、申込書等をご確認ください。

*1 対月間所得割合とは、保険の対象となる方の加入している公的医療保険制度により、右記のとおりとなります。

保険の対象となる方が加入している公的医療保険制度	対月間所得割合
国民健康保険	80%以下
上記以外（健康保険、各種共済組合等）	50%以下

③ 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

- 保険期間：1年間
- 補償の開始時期：始期日の午後4時（申込書等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）
- 補償の終了時期：満期日の午後4時

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は、保険の対象となる方の年齢、ご契約の保険金日額等により異なります。実際にご契約いただく保険料については、申込書等でご確認ください。異なる契約条件（保険金日額等）を選択した場合の保険料につきましては、代理店または東京海上日動（以下、「弊社」といいます。）までお問い合わせください。

② 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

主な払込方法は以下のとおりです。ご契約時に直接保険料を払い込む方法もあります。

※ご契約内容により選択いただけない払込方法があります。

主な払込方法	月払	一時払
金融機関での口座振替、クレジットカード	○（5%割増）	○
コンビニエンスストア・郵便局等での払込取扱票、請求書（銀行等での振込み）	×	○

※口座振替やクレジットカードでの払込みの場合、始期日の属する月の翌月から請求します（クレジットカードによる払込みの場合、取扱いが異なることがあります。）。このため、月払のご契約の場合、最終回目の保険料の振替日が満期日以降となることがあります。

※ご契約時に直接保険料を払い込む方法の場合は、保険期間の開始後であっても、保険料を領収する前に生じた事故に対しては保険金をお支払いできず、ご契約を解除する場合があります。

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

保険料は保険証券記載の払込期日までに払込みください。初回保険料（一時払保険料を含みます。）の払込期日は原則として以下のとおりです。払込方法により以下の払込猶予がありますが、この猶予期限を過ぎても保険料の払込みがないときには、保険金をお支払いできず、ご契約を解除することがあります。

払込方法	初回保険料の払込期日	払込猶予
口座振替	始期日の属する月の翌月振替日（原則26日）	払込期日の翌々月末（ご契約者の故意または重大な過失がない場合に限ります。）
クレジットカード、払込取扱票、請求書	始期日の属する月の翌月末	払込期日の翌月末

4. 満期返れい金・契約者配当金 契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

【2】契約締結時におけるご注意事項

1. 告知義務

申込書等に★のマークが付された事項は、ご契約に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（弊社の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

[告知事項]

★ 告知事項	●生年月日　●職業区分　●健康状態告知書による告知 ●「他の保険契約等」*1を締結されている場合はその内容（同時に申し込む契約を含みます。）

*1 この保険契約以外にご契約されている、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

[トータルアシストからだの保険（所得補償）の「告知」（健康状態告知書）]

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご契約にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障害状態等について「健康状態告知書」で弊社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

②傷病歴等がある方への引受対応について

弊社では、ご契約者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応（特別条件付の引受け）を行うことがあります。傷病歴等がある場合でも、その内容によってはお引受けすることがあります（お引受けできないことや、「特定疾病・部位不担保」という特別な条件をつけてお引受けすることもあります。）。

③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*1から1年以内であれば、弊社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります*2。

- 責任開始日*1から１年を経過していても、保険金の支払事由が１年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
- ご契約を解除した場合には、保険金をお支払いできません*3（ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。）。

*1 ご契約を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。
*2 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。
*3 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

＜前記以外で、保険金をお支払いできない場合＞

前記のご契約を解除させていただく場合以外にも、例えば「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状等について故意に告知されなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にも取消しとなることがあります。

④ご契約の確認について

弊社の社員または弊社で委託した者が、ご契約のお申込み後または保険金のご請求の際、申込内容や告知内容またはご請求内容等についてご確認させていただく場合があります。

2. クーリングオフ（クーリングオフ説明書）

トータルアシストからだの保険（所得補償）はクーリングオフの対象外です。

クーリングオフとは、ご契約のお申込み後であっても、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解約*1ができる制度のことをいいます。ただし、クーリングオフができる場合には、保険期間が1年を超えるご契約であること等の一定の条件があります。トータルアシストからだの保険（所得補償）は保険期間が1年を超えるご契約はできませんので、クーリングオフの対象外となります。ご注意ください。

*1 ご契約者からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせることをいいます。

3. 現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

現在のご契約を解約、減額等をすることを前提に、新たなご契約のお申込みをご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- 補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- 保険の対象となる方の健康状態等により、引受けをお断りをする場合や特別条件付（特定疾病・部位不担保）でお引受けをさせていただく場合があります。
- 新たにお申込みのご契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による契約の取消しが適用される場合があります。
- 新たにお申込みのご契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。

【3】契約締結後におけるご注意事項

1. ご連絡いただきたい事項

ご契約者の住所等を変更した場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

2. 解約されるとき

ご契約を解約される場合は、ご契約の代理店または弊社までご連絡いただき、書面でのお手続きが必要です。

- 契約内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- 返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。

*1 解約日以降に請求することがあります。
*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3. 保険の対象となる方からのお申出による解約

保険の対象となる方がご契約者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、保険の対象となる方はご契約者に補償の解約を求めることができます。この場合、ご契約者は解約しなければなりません。詳細については、代理店または弊社までお問い合わせください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

4. 満期を迎えるとき

ご契約には「保険契約の更新に関する特約」が原則自動セットされ、満期日までに、ご契約者からのその契約を更新しない旨のお申出*1または弊社からご契約者へのその契約を更新しない旨の通知がない限り、所定の制度に基づき満期日に自動更新されます。

*1 ご契約を更新しない場合、満期日までにご契約の代理店または弊社までご連絡ください。
※保険契約の更新に関する特約を適用してご契約を更新いただいた場合には、更新後契約の内容を表示した保険契約継続証を発行します（更新後のご契約の内容によっては、保険契約継続証に代えて、保険証券を発行することがあります。）。

[保険期間終了後、契約の更新を制限させていただく場合]

更新後の内容は更新前と原則として同じですが、以下のとおり、契約の更新を制限させていただく場合があります。

- 保険金請求状況によっては、次回以降の契約の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 満期日における保険の対象となる方の年齢が70歳以上となる場合は、ご契約は更新停止となり、自動更新されません。
- 満期日における保険の対象となる方の年齢が80歳以上となる場合は、契約の更新のお取扱いを行いません。また、80歳以上とならない場合であっても、年齢等により契約の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

[更新後契約の保険料]

保険料は、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【4】その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い

注意喚起情報

- 弊社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

  ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

  ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

  ③弊社と東京海上グループ各社または弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

  ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること

  ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

  詳しくは、弊社ホームページ
  (http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/)をご参照ください。

- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社はご契約を解除することができます。
- その他、約款に基づき、ご契約が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 保険会社破綻時の取扱い等

注意喚起情報

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

4 その他契約締結に関するご注意事項

注意喚起情報

- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、弊社代理店との間で有効に成立したご契約につきましては弊社と直接締結されたものとなります。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
- トータルアシストからだの保険（所得補償）の保険料は生命保険料控除の対象となります*1（2014年4月現在）。

  *1 保険料控除の対象となるのは、今年（1月から12月まで）払込みいただいた保険料です。

- 申込書等を代理店または弊社に送付される場合は、ご契約の始期までに到着するよう手配してください。申込書等がご契約の始期までに代理店または弊社に到着しなかった場合は、後日ご契約手続きの経緯を確認させていただくことがあります。

5 事故が起こったとき

- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類をご提出いただく場合があります。なお、弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求めることがあります。
  - 印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
  - 弊社の定める傷害または疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等
  - 弊社の定める就業不能状況記入書
  - 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
  - 弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご不満・ご要望等のお申出はお客様相談センターにて承ります。

携帯・PHS OK **0120-071-281** 注意喚起情報

受付時間：平　日　午前9時～午後8時
土・日・祝日　午前9時～午後5時（年末年始を除きます。）

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。
(http://www.sonpo.or.jp/)

携帯・PHS OK **0570-022808**（通話料有料）

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平　日　午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

4 付帯サービス

ⓘサービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。

•事故防止アシスト 自動セット



東京海上日動のホームページで、事故・災害防止等の情報をご提供します。

防災・防犯情報サイト
「都道府県の危険度マップ」と「まめ知識」をご提供します。

情報サイト「セイフティコンパス」
日常生活を様々な事故・災害からお守りするためのお役立ち情報をご提供します。

安全運転情報サイト
ヒヤリハット映像を動画でご提供します。

※事故防止アシストは、東京海上日動のホームページを閲覧できる環境においてご提供します（ご利用にあたっては、保険証券記載の証券番号とパスワードが必要です。）。

•メディカルアシスト 24時間365日受付*1 自動セット



お電話にて各種医療に関する相談に応じます。また、夜間の緊急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

緊急医療相談
常駐の救急の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内
夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談
様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口
がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします（より深いアドバイスをお聞きになりたい場合には、別途、専門の医師をご予約させていただきます。）。

転院・患者移送手配*2
転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は、24時間365日）。
*2 実際の転院移送費用は、このサービスの対象外です。
※メディカルアシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

•デイリーサポート 自動セット

介護・法律・税務・社会保険に関する
お電話でのご相談や
暮らしのインフォメーション等、
役立つ情報をご提供します。



受付時間（いずれも土日祝日、年末年始を除く）：
- 電話介護相談：9:00～17:00
- 法律相談：9:00～17:00
- 税務相談：14:00～16:00
- 社会保険に関する相談：9:00～17:00
- 暮らしの情報提供：10:00～16:00

介護関連サービス
- 電話介護相談（介護保険制度やケアプランについてのご相談等、介護全般に関わるご相談）
- インターネット介護情報サービス「介護情報ネットワーク」

生活支援サービス
- 法律・税務相談*1
- 社会保険に関する相談*2
- 暮らしの情報提供

*1 弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに時間を必要とする場合があります。
*2 社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに時間を必要とする場合があります。

ご注意ください（メディカルアシスト・デイリーサポート共通）
- ご相談の対象は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
- ご相談の対象は、ご契約者および保険の対象となる方（いずれも法人は除きます。）と、そのご親族（以下「相談対象者」といいます。）からの直接の相談に限ります。（親族：配偶者・6親等以内の血族・3親等以内の姻族）
- 一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- 各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ご相談の対象は相談対象者に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とします。

5 お支払いする保険金の概要一覧

トータルアシストからだの保険でお支払いの対象となる主な保険金は以下のとおりです。保険金をご請求いただく際にはご確認ください。なお、実際のご契約内容によってお支払いの対象となる保険金が異なりますので、お支払いする保険金の額やお支払いする条件等、詳細は代理店または弊社までお問い合わせください。

1.トータルアシストからだの保険（傷害定額）

トータルアシストからだの保険（傷害定額）をご契約いただいた場合、ご契約の内容に応じて、以下の保険金がお支払いの対象となります。

	お支払いする保険金の種類	お支払いする保険金および条件の概要
傷害総合保険 普通保険約款 （傷害定額条項）	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします（ただし、1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。）。
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします*1（ただし、お支払いする保険金は、1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。）。
	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合に、入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた金額をお支払いします（ただし、事故の日からその日を含めて対象日数*2以内の入院に限り、1事故について支払限度日数*3を限度とします。）。
	手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*4または先進医療*5に該当する所定の手術を受けられた場合に、保険金をお支払いします（ただし、事故の日からその日を含めて対象日数*2以内に受けた手術に限り、1事故に基づくケガについて1回の手術に限ります。*6）。 お支払額：入院中 入院保険金日額の10倍／入院中以外 入院保険金日額の 5倍
	通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合に、通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた金額をお支払いします（ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の通院に限り、1事故について30日を限度とします。）。なお、通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折によりギプス等を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。
	一時金払保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通算5日以上の入通院（往診を含みます。）をされた場合に、入通院給付金（ケガの内容に応じて一時金払保険金額の1倍、3倍、5倍または10倍）をお支払いします。 また、入通院日数が4日以内の場合は治療給付金（1万円）をお支払いします。
特定感染症 危険補償特約	後遺障害保険金・ 入院保険金・ 通院保険金	保険期間の初日からその日を含めて10日を経過した後*7に特定感染症を発病した場合に、傷害定額条項（後遺障害保険金・入院保険金・通院保険金）の規定に従い、保険金をお支払いします。
事業主費用 補償特約 （傷害定額用）	事業主費用保険金	死亡保険金または後遺障害保険金のお支払いの対象となる場合で、ご契約者が、保険の対象となる方の葬儀費用等を負担したときに、保険金をお支払いします（ただし、保険の対象となる方またはその遺族にお支払いする費用は100万円を限度とします。）。なお、事故の日からその日を含めて180日以内に必要とした費用に限ります。
個人賠償責任 補償特約	損害賠償金	日本国内または国外において住宅の所有・使用または管理に起因する偶然な事故、日常生活に起因する偶然な事故によって、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物に損害を与えたりして、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、保険金をお支払いします。
	その他	損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・緊急措置費用・示談交渉費用・協力義務費用・争訟費用または訴訟の判決による遅延損害金をお支払いできる場合があります。

＊1 始期日における保険の対象となる方ご本人の年齢が70歳を超えるご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます（「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。）。

＊2 事故日から起算して保険金の支払対象となる期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます。なお、始期日における保険の対象となる方ご本人の年齢が70歳を超えるご契約は、対象日数を180日で設定します。

＊3 1事故に基づくケガについて、保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。なお、始期日における保険の対象となる方ご本人の年齢が70歳を超えるご契約は、支払限度日数を30日で設定します。

＊4 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

＊5「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動します。）。

＊6 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。

＊7 継続契約においては、保険期間の初日からその日を含めて10日以内に特定感染症を発病した場合もお支払いします。

2.トータルアシストからだの保険（ゴルファー）

トータルアシストからだの保険（ゴルファー）をご契約いただいた場合、ご契約の内容に応じて、以下の保険金がお支払いの対象となります。

	お支払いする保険金の種類	お支払いする保険金および条件の概要
傷害総合保険 普通保険約款 （傷害定額条項） （「ゴルフ中等の危険補償特約」が自動セットされ、右記の場合に保険金をお支払いします。）	**国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習、競技または指導中に「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガをした場合に保険金をお支払いします。**	
	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします（ただし、1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。）。
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします（ただし、お支払いする保険金は、1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。）。
	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合に、入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた金額をお支払いします（ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の入院に限り、1事故について180日を限度とします。）。
	手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術[*1]または先進医療[*2]に該当する所定の手術を受けられた場合に、保険金をお支払いします（ただし、事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術に限り、1事故に基づくケガについて1回の手術に限ります。[*3]）。 お支払額：入院中 入院保険金日額の10倍／入院中以外 入院保険金日額の 5倍
	通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合に、通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた金額をお支払いします（ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の通院に限り、1事故について30日を限度とします。）。なお、通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折によりギプス等を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。

＊1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

＊2「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動します。）。

＊3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。

	お支払いする保険金の種類	お支払いする保険金および条件の概要
個人賠償責任 補償特約 （「ゴルフ中等の危険補償特約」が自動セットされ、右記の場合に保険金をお支払いします。）	**損害賠償金**	日本国内または国外においてゴルフの練習、競技または指導中に他人（キャディを含みます。）にケガ等をさせたり、他人の財物を壊して法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、保険金をお支払いします。
	その他	損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・緊急措置費用・示談交渉費用・協力義務費用・争訟費用または訴訟の判決による遅延損害金をお支払いできる場合があります。
携行品特約 （「ゴルフ中等の危険補償特約」が自動セットされ、右記の場合に保険金をお支払いします。）	**保険金**	日本国内または国外においてゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で、保険の対象となる方が所有するゴルフ用品の盗難（ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限ります。）またはゴルフクラブの破損、曲損によって生じた損害に対して保険金をお支払いします。
	その他	損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・盗難引取費用をお支払いできる場合があります。
ホールインワン・ アルバトロス費用 補償特約	**ホールインワン・ アルバトロス費用保険金**	日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてパー35以上の９ホールを正規にラウンドし、1名以上の他の競技者を同伴したゴルフのプレー中に、所定のホールインワン・アルバトロスを達成した場合に、達成のお祝いとして実際にかかった費用等を保険金としてお支払いします。

3.トータルアシストからだの保険（所得補償）

トータルアシストからだの保険（所得補償）をご契約いただいた場合、ご契約の内容に応じて、以下の保険金がお支払いの対象となります。

	お支払いする保険金の種類	お支払いする保険金および条件の概要
傷害総合保険 普通保険約款 （所得補償条項）	所得補償保険金	ケガや病気によって就業不能となり、医師等の治療を開始した日以後の就業不能の日数が免責日数*1を超えた場合に、所得補償保険金日額に就業不能の日数から免責日数*1を引いた日数を乗じた金額をお支払いします（ただし、同一のケガや病気による就業不能について、てん補日数*2分の保険金額を限度とします。）。
事業主費用 補償特約 （所得補償用）	事業主費用保険金	ケガや病気によって就業不能となり、医師等の治療を開始した日以後の就業不能の日数が免責日数*1を超えた場合に、事業主が負担する給与等の費用または代行者雇い入れ費用のうち、保険証券記載のものをお支払いします。

＊1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。
＊2 同一のケガや病気による就業不能に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。

6 その他ご注意いただきたいこと

1.保険料の払込みに関するご注意点

①払い込まれた保険料については、領収証の発行を省略させていただきますので、カード会社利用明細書・払込受領証・振込金受領証・通帳等、お手元の書類でご確認ください。
②払込方法が口座振替のご契約において、払込期日に保険料の振替ができない場合は、翌月に再度保険料を請求します。また、弊社に複数のご契約がある場合、ご指定口座には各契約の保険料を合算して請求することがあります。預金残高が合算した保険料に満たない場合、いずれのご契約についても保険料の引落しができませんのでご注意ください。

ペットネーム･略称について

ペットネーム・略称	正式名称
トータルアシストからだの保険（傷害定額）	傷害総合保険（傷害定額条項）
トータルアシストからだの保険（ゴルファー）	「ゴルフ中等の危険補償特約」をセットした傷害総合保険（傷害定額条項）
トータルアシストからだの保険（所得補償）	傷害総合保険（所得補償条項）

Ⅱ. ご契約の手引き
（保険証券の見方・事故が起こった場合等）

保険証券や控除証明書の表示内容、また保険金のお受取りまでの流れ等、ご契約後にご留意いただきたいことをご説明しております。

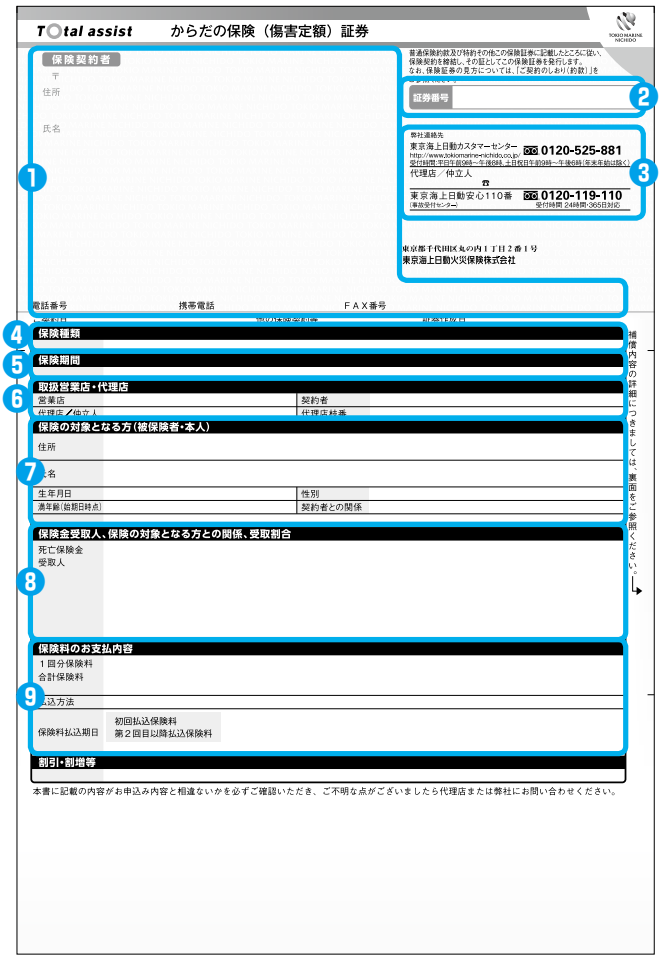
1 保険証券の見方

保険証券の表示内容をご確認ください。
万が一お申込み内容と相違がございましたら、直ちにご契約の代理店または弊社までご連絡ください。
※保険証券等の漢字表記については、旧字体で表示できない場合、新字体で表示しています。誠に恐れ入りますが、旧字体への修正はいたしかねますので、ご了承ください。

【１】保険証券の表示内容

1.トータルアシストからだの保険（傷害定額）

【保険証券表面】



【保険証券裏面】



❶保険契約者

ご契約者の住所・氏名等が表示されます。弊社から連絡させていただく際には、表示先にご連絡いたします。
変更がありましたら、ご契約の代理店または弊社までご連絡いただきますようお願いいたします。
保険契約者はご契約の当事者であり、保険契約上の様々な権利を有し義務を負います。

❷証券番号

ご契約を特定させていただくための番号です。事故のご連絡やご契約に関するお問い合わせの際には、ご契約の代理店または弊社において、証券番号を確認させていただきます。

❸お問い合わせ先

ご契約に関するお問い合わせ・事故のご連絡の際は、こちらの電話番号までご連絡ください。

❹保険種類

この保険契約の約款名が表示されます。

❺保険期間

補償の対象となる期間が表示されます。

※弊社の保険責任は保険期間の初日(始期日)の午後４時（ご契約者からのお申出により、申込書等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とし、保険証券にはその時刻が表示されます。）に始まり、満期日の午後４時に終わります。

❻取扱営業店・代理店

ご契約を担当させていただいている弊社営業店や代理店が表示されます。

❼保険の対象となる方（被保険者・本人）

保険の対象となる方の住所・氏名等が表示されます。

❽保険金受取人、保険の対象となる方との関係、受取割合

死亡保険金受取人を指定している場合は、指定された受取人が表示されます。
死亡保険金受取人を指定していない場合は、「法定相続人」が表示されます。

❾保険料のお支払内容

保険料とその払込方法や払込期日が表示されます。保険料を分割して払込みいただく場合は、１回分の保険料や２回目以降の払込期日が表示されます。

※払込方法が一時払の場合には、「第２回目以降払込保険料の払込期日」はブランクとなります。

❿被保険者の型等

「被保険者の型」欄には、保険の対象となる方の範囲が「○○型」として表示されます。

詳しくはこちら → P.10

「入通院支払方式」欄には、入院または通院された場合にお支払いする保険金の支払方式が表示されます。

「入院保険金・手術保険金」をご契約いただいた場合	「日数払」と表示されます。
「一時金払保険金」をご契約いただいた場合	「一時金払」と表示されます。
「入院保険金・手術保険金」、「一時金払保険金」のいずれもご契約いただいていない場合	「なし（死亡・後遺障害のみ）」と表示されます。

⓫補償の内容・保険金額等

ご契約いただいた補償の内容や保険金額等が表示されます。

詳しくはこちら → P.11～12

⓬特約／その他の特約等

ご希望によりご契約いただいた特約、ご契約に自動セットされる特約等が表示されます。あわせて、保険金額等が表示されます。

＊ 保険金額が表示されていない特約については、約款等をご確認ください。

詳しくはこちら → P.6～7、12

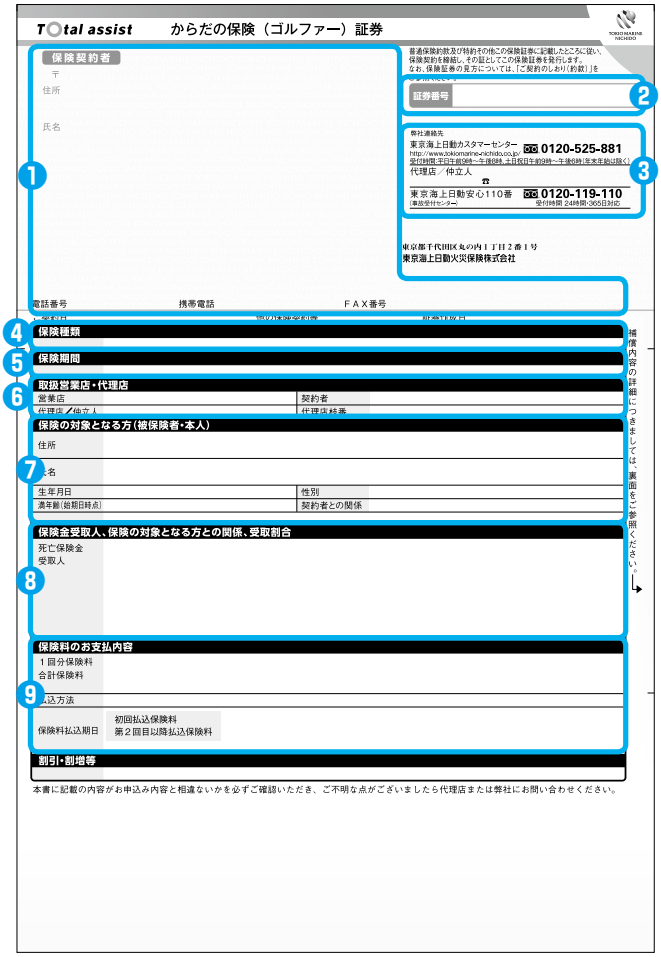
⓭付帯サービス等

「○」と表示されている付帯サービス等をご利用いただけます。

詳しくはこちら → P.31

2.トータルアシストからだの保険（ゴルファー）

【保険証券表面】



【保険証券裏面】



❶保険契約者

ご契約者の住所・氏名等が表示されます。弊社から連絡させていただく際には、表示先にご連絡いたします。
変更がありましたら、ご契約の代理店または弊社までご連絡いただきますようお願いいたします。
保険契約者はご契約の当事者であり、保険契約上の様々な権利を有し義務を負います。

❷証券番号

ご契約を特定させていただくための番号です。事故のご連絡やご契約に関するお問い合わせの際には、ご契約の代理店または弊社において、証券番号を確認させていただきます。

❸お問い合わせ先

ご契約に関するお問い合わせ・事故のご連絡の際は、こちらの電話番号までご連絡ください。

❹保険種類

この保険契約の約款名が表示されます。

❺保険期間

補償の対象となる期間が表示されます。

※弊社の保険責任は保険期間の初日(始期日)の午後４時（ご契約者からのお申出により、申込書等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とし、保険証券にはその時刻が表示されます。）に始まり、満期日の午後４時に終わります。

❻取扱営業店・代理店

ご契約を担当させていただいている弊社営業店や代理店が表示されます。

❼保険の対象となる方（被保険者・本人）

保険の対象となる方の住所・氏名等が表示されます。

❽保険金受取人、保険の対象となる方との関係、受取割合

死亡保険金受取人を指定している場合は、指定された受取人が表示されます。
死亡保険金受取人を指定していない場合は、「法定相続人」が表示されます。

❾保険料のお支払内容

保険料とその払込方法や払込期日が表示されます。保険料を分割して払込みいただく場合は、１回分の保険料や２回目以降の払込期日が表示されます。

※払込方法が一時払の場合には、「第２回目以降払込保険料の払込期日」はブランクとなります。

❿被保険者の型等

「被保険者の型」欄には「本人型」と表示され、「被保険者・本人」欄に記載された方が保険の対象となります。
「入通院支払方式」欄には、入院または通院された場合にお支払いする保険金の支払方式が表示されます。

「入院保険金・手術保険金」をご契約いただいた場合	「日数払」と表示されます。
「入院保険金・手術保険金」をご契約いただいていない場合	「なし（死亡・後遺障害のみ）」と表示されます。

⓫補償の内容・保険金額等

ご契約いただいた補償の内容や保険金額等が表示されます。

詳しくはこちら → P.19～20

⓬特約／その他の特約等

ご希望によりご契約いただいた特約、ご契約に自動セットされる特約等が表示されます。あわせて、保険金額等が表示されます。

＊ 保険金額が表示されていない特約については、約款等をご確認ください。

詳しくはこちら → P.6～7、20

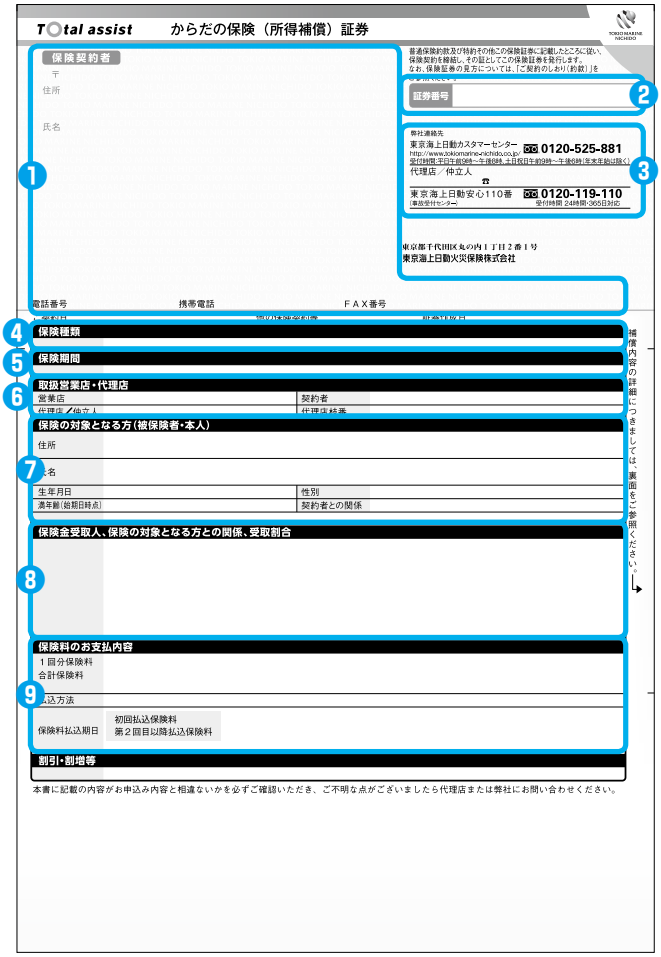
⓭付帯サービス等

「○」と表示されている付帯サービス等をご利用いただけます。

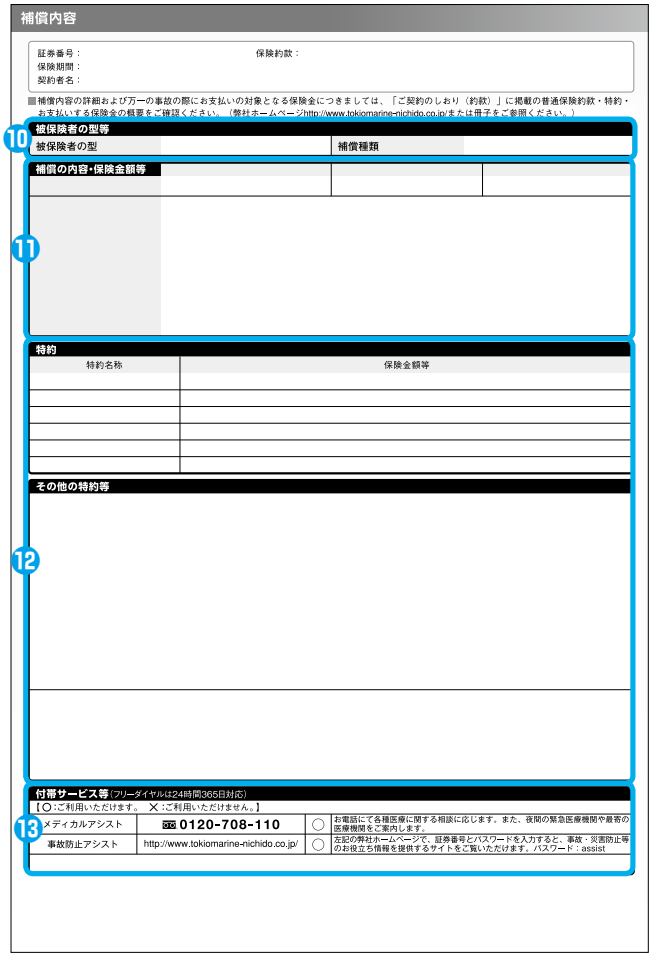
詳しくはこちら → P.31

3.トータルアシストからだの保険（所得補償）

【保険証券表面】



【保険証券裏面】



❶保険契約者

ご契約者の住所・氏名等が表示されます。弊社から連絡させていただく際には、表示先にご連絡いたします。
変更がありましたら、ご契約の代理店または弊社までご連絡いただきますようお願いいたします。
保険契約者はご契約の当事者であり、保険契約上の様々な権利を有し義務を負います。

❷証券番号

ご契約を特定させていただくための番号です。事故のご連絡やご契約に関するお問い合わせの際には、ご契約の代理店または弊社において、証券番号を確認させていただきます。

❸お問い合わせ先

ご契約に関するお問い合わせ・事故のご連絡の際は、こちらの電話番号までご連絡ください。

❹保険種類

この保険契約の約款名が表示されます。

❺保険期間

補償の対象となる期間が表示されます。

※弊社の保険責任は保険期間の初日(始期日)の午後４時（ご契約者からのお申出により、申込書等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とし、保険証券にはその時刻が表示されます。）に始まり、満期日の午後４時に終わります。

❻取扱営業店・代理店

ご契約を担当させていただいている弊社営業店や代理店が表示されます。

❼保険の対象となる方（被保険者・本人）

保険の対象となる方の住所・氏名等が表示されます。

❽保険金受取人、保険の対象となる方との関係、受取割合

トータルアシストからだの保険（所得補償）では、保険金受取人の指定は行いません（保険金は保険の対象となる方にお支払いします。）ので、本欄は表示されません。

❾保険料のお支払内容

保険料とその払込方法や払込期日が表示されます。保険料を分割して払込みいただく場合は、１回分の保険料や２回目以降の払込期日が表示されます。

※払込方法が一時払の場合には、「第２回目以降払込保険料の払込期日」はブランクとなります。

❿被保険者の型等

「被保険者の型」欄には「本人型」と表示され、「被保険者・本人」欄に記載された方が保険の対象となります。
「補償種類」欄には、ご契約いただいた補償の種類が表示されます。

⓫補償の内容・保険金額等

ご契約いただいた補償の内容や保険金額等が表示されます。

詳しくはこちら → P.26～27

⓬特約／その他の特約等

ご希望によりご契約いただいた特約、ご契約に自動セットされる特約等が表示されます。あわせて、保険金額等が表示されます。

＊ 保険金額が表示されていない特約については、約款等をご確認ください。

詳しくはこちら → P.7

⓭付帯サービス等

「○」と表示されている付帯サービス等をご利用いただけます。

詳しくはこちら → P.31

【2】生命保険料控除証明書の表示内容(トータルアシストからだの保険(所得補償))

1. 生命保険料控除について

(1)トータルアシストからだの保険（所得補償）は、生命保険料控除制度における「介護医療保険料控除」の対象となり、その年*1に払込みいただいた保険料について、下表に定める金額がその年のご契約者（保険料負担者）の課税所得から控除されます。

(2)ご契約者が「所得控除」を受けるためには、損害保険会社が発行する「保険料控除証明書」*2を「給与所得者の保険料控除申告書（給与所得者の場合）または「確定申告書」(確定申告による納税者の場合）に添付して所轄税務署（給与所得者の場合は勤務先）に提出する必要があります。

＊1 各年の1月から12月までに払込みいただいた保険料がその年の控除の対象となります。

＊2「保険料控除証明書」については、下記をご確認ください。

【生命保険料控除（介護医療保険料控除）の対象額】

所得税		住民税	
払込保険料の合計額	所得から控除できる金額	払込保険料の合計額	所得から控除できる金額
～20,000円	払込保険料の合計額	～12,000円	払込保険料の合計額
20,001円～40,000円	払込保険料の合計額×1/2＋10,000円	12,001円～32,000円	払込保険料の合計額×1/2+6,000円
40,001円～80,000円	払込保険料の合計額×1/4+20,000円	32,001円～56,000円	払込保険料の合計額×1/4+14,000円
80,001円～	40,000円	56,001円～	28,000円

2. 生命保険料控除の対象となるご契約

生命保険料控除の対象となるご契約は、ご契約者ご自身またはその配偶者・その他の親族を保険の対象となる方とするトータルアシストからだの保険（所得補償）のご契約です。

3. 生命保険料控除証明書のご説明

❶生命保険料控除証明書

(1)ご契約いただいた年に払込みいただいた保険料に対する「生命保険料控除証明書」は、トータルアシストからだの保険(所得補償)証券に添付されます。

※初回保険料の払込みが翌年1月以降となるご契約（12月始期の口座振替のご契約等）の場合は、保険証券に添付されている証明書はご使用できません。(控除証明書の「控除対象保険料」には「0円」と表示されます。）翌年にあらためてお送りする控除証明書を翌年の保険料控除にご使用ください。

※12月始期のクレジットカード払・コンビニ払（払込取扱票払）・請求書払のご契約等で、初回保険料を翌年１月以降に払込みいただく場合、その保険料は翌年の所得から控除することになるため、保険証券に添付される証明書は今年の保険料控除の申告にご使用できません。翌年の保険料控除の申告までお取り置きのうえ、ご使用ください。

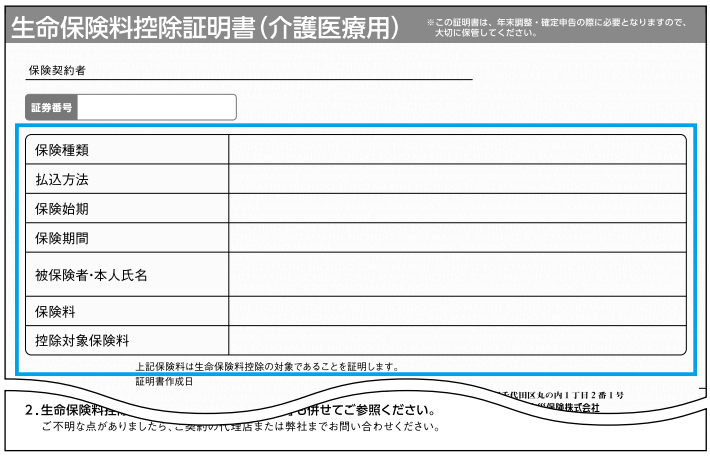
(2)翌年以降の「生命保険料控除証明書」は、ご契約の内容によりお送りする時期が異なります。

●一時払（年払）契約の場合…更新時に保険契約継続証と一緒にお送りします。

●分割払（月払）契約の場合…上記に加えて、更新前契約の「生命保険料控除証明書」を10月下旬頃ハガキにてお送りしますので、あわせてご使用ください。

(3)紛失等により「生命保険料控除証明書」が再度必要となる場合については、弊社までお問い合わせください。

〈生命保険料控除証明書見本〉



生命保険料控除証明書(介護医療用)

※この証明書は、年末調整・確定申告の際に必要となりますので、大切に保管してください。

保険契約者

証券番号

保険種類	
払込方法	
保険始期	
保険期間	
被保険者･本人氏名	
保険料	
控除対象保険料	

上記保険料は生命保険料控除の対象であることを証明します。

証明書作成日

2.生命保険料控

ご不明な点がありましたら、ご契約の代理店または弊社までお問い合わせください。



❷保険料

●トータルアシストからだの保険（所得補償）の１回分保険料*3を表示しています。

❸控除対象保険料

●その年に払込みいただくトータルアシストからだの保険（所得補償）の保険料を表示しています。

＊3 払込方法が月払の場合は１か月分、一時払の場合は1年分を表示しています。

2 事故が起こった場合の連絡方法や留意点

1. 事故後の対応（主なもの）

【事故共通】

●直ちにご契約の代理店または弊社（下記フリーダイヤル）に連絡（＊1）

事故のご連絡・ご相談は
東京海上日動安心110番（事故受付センター）

事故は 119番 110番
0120-119-110 受付時間：24時間365日

お電話のほかインターネット（東京海上日動ホームページご参照）からのご連絡も受け付けております。
※耳や言葉の不自由なお客様は、ファックス（最終頁をご参照）からもご連絡いただけます。

●損害確認・原因確認へのご協力

【賠償事故・盗難・破損】

●損害拡大の防止
●修理着工の事前承認
●修理の手配
●ケガ人等の救護
●警察への連絡・盗難届出
●破損物の保管

＊1トータルアシストからだの保険（所得補償）の場合、契約者本人、保険の対象となる方または保険金受取人は、就業不能となったその日を含めて30日以内に、ケガ等の内容および程度等の詳細をご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

2. 事故発生から保険金のお受取りまでの流れ

事故発生

必要書類の提出

【必要書類の提出】

○保険金請求書やその他必要となる書類をご提出いただきます。ご請求に関するご照会・必要書類のご送付は弊社窓口までお願いいたします。

ご提出いただく書類の一例
●保険金請求書
●個人情報の取得に関する同意書

〈お願い〉
ご家族の方がご契約されている保険がございましたら、ご連絡をお願いいたします。

内容の確認

【内容の確認】

○ご提出いただきました書類について、内容確認いたします。不明な点等につきましてはお伺いさせていただくことがございますので、ご了承ください。

ご提出いただく書類の一例
●個人情報の第三者提供に関する同意書
●傷害もしくは疾病の程度を証明する書類（診断書等）

〈お願い〉
迅速な解決に向け、損害状況や事故状況の確認についてご協力をお願いいたします。

内容の確定

【内容の確定】

○お客様の保険金請求意思をご確認後、保険金をお支払いいたします。

保険金のお受取り

※事案により順番等が異なることもあります。

個人賠償責任補償特約には、「賠償事故解決に関する特約」が自動セットされ、示談交渉は原則として弊社が行います。ただし、次の場合には、弊社は相手方と示談交渉することができません。
●保険金をお支払いすることのできない事故
●保険の対象となる方が弊社の解決条件に同意されない場合
●損害賠償額が明らかに保険金額を超える事故
●保険の対象となる方が正当な理由なく弊社への協力を拒まれた場合
●弊社が示談交渉を行うことについて相手方の同意が得られない場合
●国外での賠償事故
示談交渉を進めるにあたっては、弊社の選任した弁護士が直接相手方との交渉にあたる場合もあります。
賠償事故で、弊社が保険の対象となる方に保険金をお支払いできる場合は、その金額の範囲内で相手方は損害賠償額を直接弊社に請求できます。

3 デイリーサポート

日頃の様々な悩みまできめ細かくサポート！ ご契約者様の日常生活を応援するサービスです。

介護関連サービス

電話介護相談	介護方法、介護保険制度、介護施設の入所、各種在宅介護サービスの利用等介護に関する様々なご相談に電話でお応えします。 また、各地域の介護関連事業者もご案内します。	土日祝・年末年始を除く 午前9時～午後5時 0120-285-110
インターネット介護情報サービス「介護情報ネットワーク」 ホームページを通じて、介護の仕方や介護保険制度、各種介護関連事業者等の介護に関する様々な情報をご提供します。 また、電子メールによる介護相談も24時間受け付け、介護に関する専門家がお応えします。 ※ご回答までに数日かかる場合があります。		**ホームページアドレス** http://www.kaigonw.ne.jp/

生活支援サービス

法律・税務相談	提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。 また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。 ※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。	法律相談：土日祝・年末年始を除く 午前9時～午後5時 税務相談：土日祝・年末年始を除く 午後2時～午後4時 0120-285-110 **ホームページアドレス** http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html
社会保険に関する相談	公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。 ※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。	土日祝・年末年始を除く 午前9時～午後5時 0120-285-110
暮らしの情報提供	グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。	土日祝・年末年始を除く 午前10時～午後4時 0120-285-110

＜ご利用の際にご確認いただきたいこと等＞
1.ご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
2.ご利用の際は提携会社より、「お名前」「証券番号」「ご連絡先」等を確認させていただきます。
3.ご相談対象は、ご契約者（法人は除きます。）、保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはご契約者もしくは保険の対象となる方の配偶者・親族（以下『相談対象者』といいます。）に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、相談対象者のうちいずれかの方から直接ご相談いただいた場合に限ります。
4.各サービスメニューは、予告なく変更となる場合があります。また、一部の地域ではご利用いただけないサービスもございますのでご了承願います。
5.各サービスは、東京海上日動が提携会社を通じてご提供します。
6.各サービスは、携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。

Ⅲ.トータルアシストからだの保険（傷害総合保険）の約款

ご契約内容を定めた普通保険約款や特約を掲載しております。また、約款の見方等についてもご説明しております。ご契約の手引きとあわせてご一読いただき、ご契約内容をご確認くださいますようお願いいたします。

1 約款の構成・見方

約款とは、ご契約者・被保険者（保険の対象となる方）等と保険会社それぞれの権利・義務等、保険契約の内容を定めたもので、「普通保険約款」と「特約」から構成されています。

1. 約款の構成

トータルアシストからだの保険（傷害総合保険）の約款の構成は下図の通りです。

1. 普通保険約款

【用語の定義】

第１章　傷害定額条項
第２章　所得補償条項
第３章　基本条項

第１節　契約手続および保険契約者等の義務
第２節　保険料の払込み
第３節　事故発生時等の手続
第４節　保険金請求手続
第５節　保険契約の取消し、無効、失効または解除
第６節　保険料の返還、追加または変更
第７節　その他事項

＋

2. 特約

普通保険約款に定められた補償内容等を変更・追加・削除するもので次の２種類があります。
①ご契約内容により自動セットされる特約（自動セット特約）
　(例)傷害総合補償の更新に関する特約　等
②お申出により任意にご契約いただくことができる特約（オプション）
　(例)個人賠償責任補償特約　等

普通保険約款とは

基本的な補償内容等を定めるものをいいます。特約をあわせてご契約することで、普通保険約款に定められた補償内容等を変更・追加・削除することができます。

特約とは

普通保険約款に定められた補償内容等を変更・追加・削除するものをいいます。

2. 約款の見方

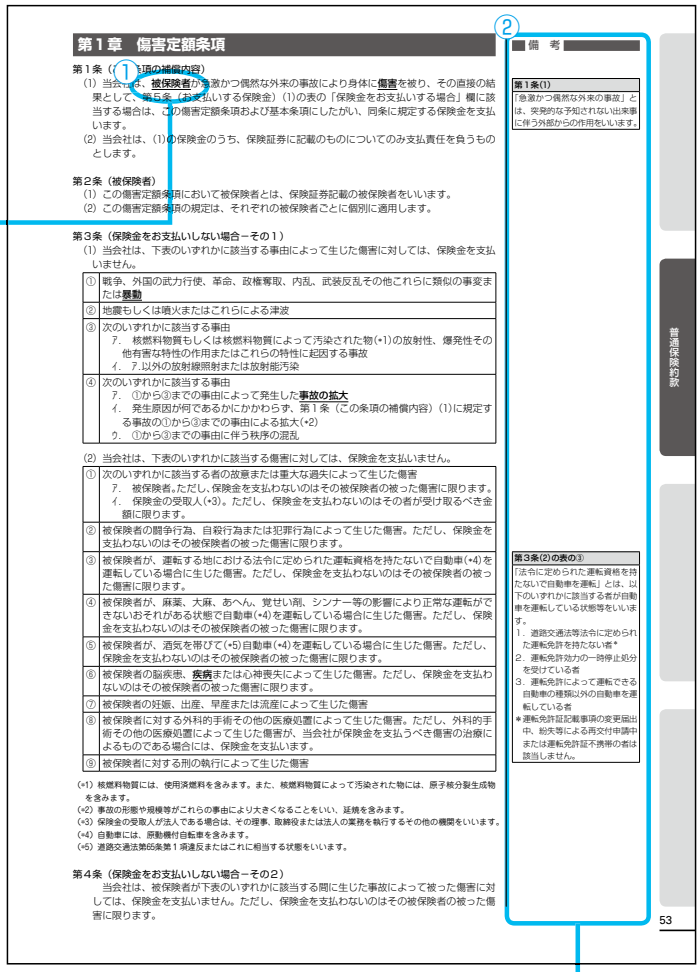
約款をご覧いただくにあたって

①

約款の文中で**太字・下線で表示されている用語***については、普通保険約款の【用語の定義】で定義しています。詳しくは、普通保険約款　【用語の定義】(P.50)をご参照ください。

	用　語	定　義
ア	医学的他覚所見	レントゲン検査、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	医師等	法令に定める医師および歯科医師または当会社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師をいいます。ただし、被保険者が医師等である場合は、その本人を除きます。
カ	既経過期間	保険期間の初日からその日を含めて保険期間中の特定の日までの、既に経過した期間のことをいいます。
	契約内容変更日	保険契約の内容が変更となる日をいいます。
	後遺障害	身体の一部を失いまたはその機能に重大な障害を永久に残した状態であって、次のｱ.またはｲ.に該当するものをいいます。 ｱ.　基本条項別表に掲げる後遺障害 ｲ.　基本条項別表に掲げる 会社が、身体の障 認めた

＊ 原則として、各条項、各節、各特約において最初に出てきたものを太字・下線で表示しています。



第１章　傷害定額条項

第１条（保険金をお支払いする場合の補償内容）
(1) 当会社は、**被保険者**が急激かつ偶然な外来の事故により身体に**傷害**を被り、その直接の結果として、第５条（お支払いする保険金）(1)の表の「保険金をお支払いする場合」欄に該当する場合は、この傷害定額条項および基本条項にしたがい、同条に規定する保険金を支払います。
(2) 当会社は、(1)の保険金のうち、保険証券に記載のものについてのみ支払責任を負うものとします。

第２条（被保険者）
(1) この傷害定額条項において被保険者とは、保険証券記載の被保険者をいいます。
(2) この傷害定額条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第３条（保険金をお支払いしない場合－その１）
(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または**暴動**
②	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③	次のいずれかに該当する事由 ｱ.　核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*1)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 ｲ.　ｱ.以外の放射線照射または放射能汚染
④	次のいずれかに該当する事由 ｱ.　①から③までの事由によって発生した**事故の拡大** ｲ.　発生原因が何であるかにかかわらず、第１条（この条項の補償内容）(1)に規定する事故の①から③までの事由による拡大(*2) ｳ.　①から③までの事由に伴う秩序の混乱

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失によって生じた傷害 ｱ.　被保険者。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。 ｲ.　保険金の受取人(*3)。ただし、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
②	被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
③	被保険者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで自動車(*4)を運転している場合に生じた傷害。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
④	被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車(*4)を運転している場合に生じた傷害。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
⑤	被保険者が、酒気を帯びて(*5)自動車(*4)を運転している場合に生じた傷害。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
⑥	被保険者の脳疾患、**疾病**または心神喪失によって生じた傷害。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
⑦	被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって生じた傷害
⑧	被保険者に対する外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
⑨	被保険者に対する刑の執行によって生じた傷害

(*1) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
(*2) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。
(*3) 保険金の受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(*4) 自動車には、原動機付自転車を含みます。
(*5) 道路交通法第65条第１項違反またはこれに相当する状態をいいます。

第４条（保険金をお支払いしない場合－その２）
当会社は、被保険者が下表のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。

②

■備　考

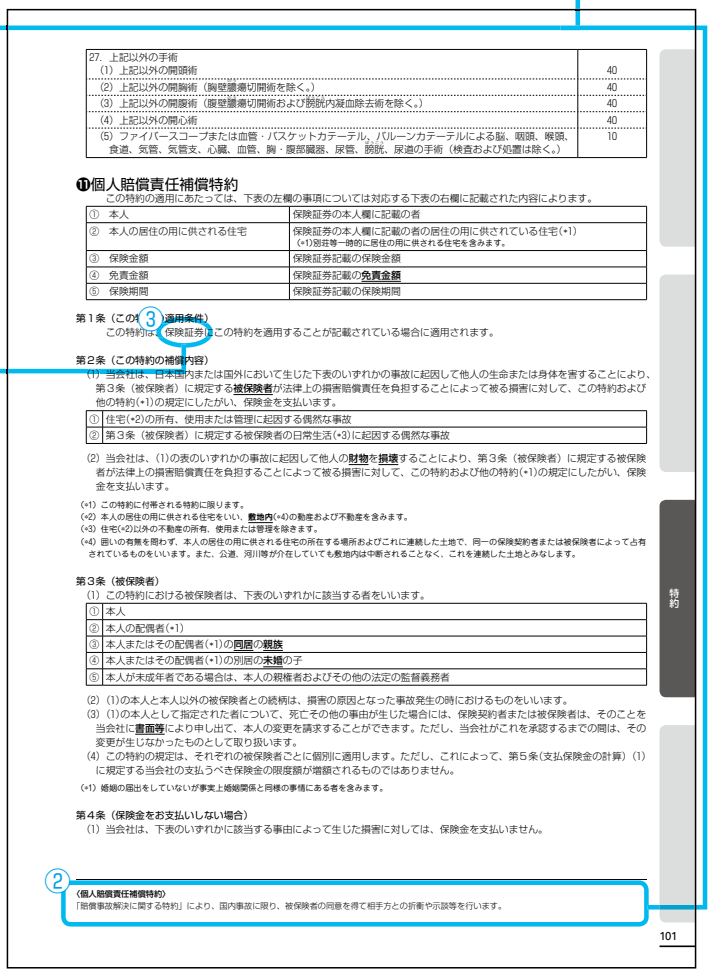
第１条(1)
「急激かつ偶然な外来の事故」とは、突発的な予知されない出来事に伴う外部からの作用をいいます。

第３条(2)の表の③
「法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転」とは、以下のいずれかに該当する者が自動車を運転している状態等をいいます。
１．道路交通法等法令に定められた運転免許を持たない者*
２．運転免許効力の一時停止処分を受けている者
３．運転免許によって運転できる自動車の種類以外の自動車を運転している者
＊運転免許証記載事項の変更届出中、紛失等による再交付申請中または運転免許証不携帯の者は該当しません。

普通保険約款

53

普通保険約款・特約の各ページの欄外で、そのページに記載した内容について補足・解説しています。約款の記載とあわせてご確認ください。



27.　上記以外の手術	
(1)　上記以外の開頭術	40
(2)　上記以外の開胸術（胸壁縦断切開術を除く。）	40
(3)　上記以外の開腹術（腹壁縦断切開術および脱脂内凝血除去術を除く。）	40
(4)　上記以外の開心術	40
(5)　ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテル、バルーンカテーテルによる脳、咽頭、喉頭、食道、気管、気管支、心臓、血管、胸・腹部臓器、尿管、膀胱、尿道の手術（検査および処置は除く。）	10

⓫個人賠償責任補償特約
この特約の適用にあたっては、下表の左欄の事項については対応する下表の右欄に記載された内容によります。

①　本人	保険証券の本人欄に記載の者
②　本人の居住の用に供される住宅	保険証券の本人欄に記載の者の居住の用に供されている住宅(*1) (*1)別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。
③　保険金額	保険証券記載の保険金額
④　免責金額	保険証券記載の**免責金額**
⑤　保険期間	保険証券記載の保険期間

第１条（この特約の適用条件）
この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第２条（この特約の補償内容）
(1) 当会社は、日本国内または国外において生じた下表のいずれかの事故に起因して他人の生命または身体を害することにより、第３条（被保険者）に規定する**被保険者**が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約および他の特約(*1)の規定にしたがい、保険金を支払います。

①	住宅(*2)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
②	第３条（被保険者）に規定する被保険者の日常生活(*3)に起因する偶然な事故

(2) 当会社は、(1)の表のいずれかの事故に起因して他人の**財物**を**損壊**することにより、第３条（被保険者）に規定する被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約および他の特約(*1)の規定にしたがい、保険金を支払います。

(*1) この特約に付帯される特約に限ります。
(*2) 本人の居住の用に供される住宅をいい、**敷地内**(*4)の動産および不動産を含みます。
(*3) 住宅(*2)以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。
(*4) 囲いの有無を問わず、本人の居住の用に供される住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

第３条（被保険者）
(1) この特約における被保険者は、下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	本人
②	本人の配偶者(*1)
③	本人またはその配偶者(*1)の**同居**の**親族**
④	本人またはその配偶者(*1)の別居の**未婚**の子
⑤	本人が未成年者である場合は、本人の親権者およびその他の法定の監督義務者

(2) (1)の本人と本人以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。
(3) (1)の本人として指定された者について、死亡その他の事由が生じた場合には、保険契約者または被保険者は、そのことを当会社に**書面等**により申し出て、本人の変更を請求することができます。ただし、当会社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。
(4) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、第５条(支払保険金の計算)(1)に規定する当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

(*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

第４条（保険金をお支払いしない場合）
(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

②

(個人賠償責任補償特約)
「賠償事故解決に関する特約」により、国内事故に限り、被保険者の同意を得て相手方との折衝や示談等を行います。

特約

101

③

約款の文中の「保険証券」に関する規定は、保険契約継続証を発行している場合、「保険契約継続証」と読み替えます。

3. 解約・中途更新の場合の返れい金の計算方法

ご契約を解約または中途更新される場合の返れい金は契約内容に応じて計算します。

用語解説

用語	説　明
月割	既経過期間または未経過期間に応じて定める下表の割合をいいます。 1か月まで：1/12　2か月まで：2/12　3か月まで：3/12　4か月まで：4/12　5か月まで：5/12　6か月まで：6/12　7か月まで：7/12　8か月まで：8/12　9か月まで：9/12　10か月まで：10/12　11か月まで：11/12　12か月まで：12/12 既経過期間・未経過期間が１日未満の場合は、0/12とします。
短期率	既経過期間または未経過期間に応じて定める下表の割合をいいます。 7日まで：10%　15日まで：15%　1か月まで：25%　2か月まで：35%　3か月まで：45%　4か月まで：55%　5か月まで：65%　6か月まで：70%　7か月まで：75%　8か月まで：80%　9か月まで：85%　10か月まで：90%　11か月まで：95%　12か月まで：100% 既経過期間・未経過期間が１日未満の場合は、「７日まで」とします。
年間適用保険料	解約日時点の契約内容に基づく、保険期間を１年間とした場合の保険料をいいます。 なお、保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、始期日における保険料に基づき算出するものとします。

返れい金の計算方法

返還する保険料の額＝年間適用保険料×（１－係数）[*1]

＊１ 日割計算の場合は、「年間適用保険料×（未経過日数/365）」とします。

〈ご注意ください〉

- ●返れい金の計算方法は、払込方法等によって異なります。詳細は、ご契約の代理店または弊社までお問い合わせください。
- ●実際には、補償ごとに１円位を四捨五入して10円単位で返還する保険料の額を計算します。計算の順序・計算過程における端数処理・契約内容変更の有無等の影響により、計算方法に従って算出される金額と実際に返還される金額が異なる場合があります。
- ●解約時または解除時に未払込保険料がある場合には、計算式に従って算出される金額から未払込保険料相当額を差し引いて保険料を返還します。なお、未払込保険料の額が返還する保険料の額を上回る場合は、その差額をご契約者に請求します。

ご契約を解約される場合およびご契約を中途更新される場合における、補償ごとの返れい金の計算方法の具体例は以下のとおりです。

※ いずれも、保険期間を１年とする契約の具体例です。弊社が作成した架空の事例であり、過去に実際に発生したものではありません。

ケース①　ご契約を解約される場合	
係数	ご契約の払込方法が一時払の場合：既経過期間に対応する短期率 ご契約の払込方法が一時払以外の場合：既経過期間に対応する月割
具体例①	ご契約の払込方法が一時払の場合
計算条件	始期日から６か月後に解約（既経過期間に対応する短期率：70%）、年間適用保険料60,000円 返還する保険料の額　60,000円×（１－70%）＝18,000円
具体例②	ご契約の払込方法が一時払以外の場合
計算条件	始期日から６か月後に解約（既経過期間に対応する月割：６/12）、 年間適用保険料60,000円　既に払込みいただいた保険料25,000円　未払込保険料35,000円 返還する保険料の額　60,000円×（１－６/12）＝30,000円 ※　未払込保険料との差額5,000円（35,000円－30,000円）を請求します。

ケース②　ご契約を中途更新される場合	
係数	契約内容を変更する方法が、保険契約引受に関する制度上、中途更新に限られる場合：未経過期間に対応する日割[*2] 契約内容を変更する方法が、保険契約引受に関する制度上、中途更新に限られない場合：既経過期間に対応する月割
具体例①	契約内容を変更する方法が、保険契約引受に関する制度上、中途更新に限られる場合
計算条件	払込方法：一時払　既経過日数181日目に中途更新（未経過日数：184日）[*3]、年間適用保険料60,000円 返還する保険料の額　60,000円×（184/365）＝30,250円
具体例②	契約内容を変更する方法が、保険契約引受に関する制度上、中途更新に限られない場合
計算条件	払込方法：一時払　始期日から６か月後に中途更新（既経過期間に対応する月割：６/12）、年間適用保険料60,000円 返還する保険料の額　60,000円×（１－６/12）＝30,000円

＊２ 計算方法の式において、「年間適用保険料×（未経過日数/365）」とします。

＊３ 閏年ではない年のケースとします。

2 普通保険約款

【用語の定義】

普通保険約款および特約に共通する用語の定義は、下表のとおりです。ただし、別途定義のある場合はそれを優先します。

	用　語	定　義
ア	医学的他覚所見	レントゲン検査、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	医師等	法令に定める医師および歯科医師または当会社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師をいいます。ただし、被保険者が医師等である場合は、その本人を除きます。
カ	既経過期間	保険期間の初日からその日を含めて保険期間中の特定の日までの、既に経過した期間のことをいいます。
	契約内容変更日	保険契約の内容が変更となる日をいいます。
	後遺障害	身体の一部を失いまたはその機能に重大な障害を永久に残した状態であって、次のｱ.またはｲ.に該当するものをいいます。 ｱ.　基本条項別表に掲げる後遺障害 ｲ.　基本条項別表に掲げる後遺障害に該当しない状態であっても、当会社が、身体の障害の程度に応じて、同表の後遺障害に相当すると認めたもの
	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機(*1)、ジャイロプレーンをいいます。 (*1) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいいます。
	公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ｱ.　健康保険法 ｲ.　国民健康保険法 ｳ.　国家公務員共済組合法 ｴ.　地方公務員等共済組合法 ｵ.　私立学校教職員共済法 ｶ.　船員保険法 ｷ.　高齢者の医療の確保に関する法律
	告知事項	危険(*1)に関する重要な事項のうち、保険契約の締結の際、保険契約申込書等の記載事項とすることによって、当会社が告知を求めたもの(*2)をいいます。 (*1) 危険とは、損害もしくは傷害の発生または疾病の発病の可能性をいいます。 (*2) 他の保険契約等に関する事実を含みます。
サ	再取得価額	保険の対象の構造、質、用途、規模、型、能力等が同一の物を再築または再取得するのに必要な金額をいいます。
	財物	財産的価値のある有体物(*1)をいいます。 (*1) 有形的存在を有する固体、液体および気体をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物、漁業権、特許権、著作権その他の権利または電気もしくはエネルギーを含みません。
	敷地内	囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
	事故の拡大	事故の形態や規模等が大きくなることをいい、延焼を含みます。
	失効	保険契約の全部または一部の効力が、保険期間開始後の一定の時点以降失われることをいいます。ただし、保険契約が解除されることにより保険契約の全部または一部の効力が失われる場合を除きます。
	疾病	被保険者が被った傷害以外の身体の障害(*1)で、医師等によりその発病が診断されたものをいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。 (*1) 正常分娩は除きます。
	修理費	損害が生じた地および時において、損害が生じた物を事故の発生の直前の状態(*1)に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、損害が生じた物の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。 (*1) 構造、質、用途、規模、型、能力等において事故の発生の直前と同一の状態をいいます。

■備　考

	手術	治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいいます。
	傷害	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(*1)を含み、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒または精神的衝動による障害および被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のない傷害(*2)を含みません。 (*1) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。 (*2) その症状の原因が何であるかによりません。
	乗車券等	鉄道またはバスの乗車券、船舶の乗船券もしくは航空機の航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券を除きます。
	商品・製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。
	初回保険料	保険契約の締結の後、最初に払い込まれる保険料をいいます。保険料の払込方法が一時払の場合の一時払保険料を含みます。
	書面等	書面または当会社の定める通信方法をいいます。
	親族	６親等内の血族、配偶者または３親等内の姻族をいいます。
	設備・什器等	設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。ただし、屋外設備装置は含みません。
	船舶	ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。
	損壊	滅失(*1)、破損(*2)または汚損(*3)をいいます。ただし、ウイルス、細菌、原生動物等の付着、接触等またはそれらの疑いがある場合を除きます。 (*1) 滅失とは、財物がその物理的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐取、横領を含みません。 (*2) 破損とは、財物が予定または意図されない物理的、化学的、生物学的変化によりその客観的な経済的価値が減少することをいいます。 (*3) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。
タ	建物	土地に定着し、屋根および柱もしくは壁を有する物をいいます。ただし、屋外設備装置は含みません。
	他の保険契約等	この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。また、名称が何であるかによりません。
	追加保険料	契約内容変更時等に当会社が追加して請求する保険料をいいます。
	通院	医師等による治療(*1)が必要であり、病院等において、外来による診察、投薬、処置、手術その他の治療(*1)を受けること(*2)をいい、治療処置を伴わない薬剤および治療材料の購入、受け取りのみのもの等は含みません。 (*1) 当会社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます。 (*2) 医師等による往診を含みます。
	電気的または機械的事故	不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない、電気の作用や機械の稼動に伴って発生した事故をいいます。
	電子マネー	通貨と同程度の価値および流通性を持った電子データであって、その電子データを記録したＩＣチップ等が搭載されたカードまたは携帯電話等に記録されたものをいいます。
	同居	同一家屋(*1)に居住している状態をいい、生計の同一性や扶養関係の有無または住民票記載の有無は問いません。台所等の生活用設備を有さない「はなれ」、独立した建物である「勉強部屋」等に居住している場合も、同居しているものとして取り扱います。 (*1) 建物の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋組、はり、屋根のいずれをも独立して具備したものを１単位の同一家屋とします。
	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
ナ	入院	医師等による治療(*1)が必要であり、自宅等(*2)での治療が困難なため、病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設に入り、常に医師等の管理下において治療(*1)に専念することをいい、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のためのもの、入院治療を必要としない介護を主たる目的とするもの等は含みません。 (*1) 当会社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます。 (*2) 老人福祉法に定める有料老人ホームおよび老人福祉施設ならびに介護保険法に定める介護保険施設等を含みます。

■ 備　考

ハ	被保険者	保険の対象となる者をいいます。共通補償特約においては、保険の補償を受けることができる者をいいます。
	病院等	病院または診療所をいい、次のいずれかに該当するものをいいます。 ｱ. 医療法に定める日本国内にある病院または診療所(*1)。ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。 ｲ. 上記ｱ.と同程度と当会社が認めた日本国外にある医療施設 (*1) 四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、当会社が認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。
	暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
	保険契約 申込書等	保険契約の締結のために必要なものとして、保険契約申込書その他の当会社の定める書類(*1)をいいます。 (*1) 電子媒体によるものを含みます。
	保険年度	初年度については、保険期間が１年以上の場合には保険期間の初日からその日を含めて１年間とし、保険期間が１年未満の場合には保険期間の末日までとします。次年度以降については、保険期間の初日応当日からその日を含めてそれぞれ１年間とし、保険期間の初日応当日から保険期間の末日までが１年未満の場合には保険期間の末日までとします。ただし、保険証券にこれと異なる記載がある場合には、保険証券の記載によります。
マ	未経過期間	保険期間中の特定の日の翌日から保険期間の末日までの期間のことをいいます。
	未婚	これまでに一度も法律上の婚姻歴がないことをいいます。
	無効	保険契約の全部または一部の効力が、当初から生じないことをいいます。
	免責金額	支払保険金の計算にあたって差し引く金額をいいます。
ヤ	預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引き出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

備　考

第１章　傷害定額条項

第１条（この条項の補償内容）

(1) 当会社は、**被保険者**が急激かつ偶然な外来の事故により身体に**傷害**を被り、その直接の結果として、第５条（お支払いする保険金）(1)の表の「保険金をお支払いする場合」欄に該当する場合は、この傷害定額条項および基本条項にしたがい、同条に規定する保険金を支払います。

(2) 当会社は、(1)の保険金のうち、保険証券に記載のものについてのみ支払責任を負うものとします。

第２条（被保険者）

(1) この傷害定額条項において被保険者とは、保険証券記載の被保険者をいいます。

(2) この傷害定額条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第３条（保険金をお支払いしない場合－その１）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または**暴動**
②	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③	次のいずれかに該当する事由 ｱ．　核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*1)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 ｲ．　ｱ.以外の放射線照射または放射能汚染
④	次のいずれかに該当する事由 ｱ．　①から③までの事由によって発生した**事故の拡大** ｲ．　発生原因が何であるかにかかわらず、第１条（この条項の補償内容）(1)に規定する事故の①から③までの事由による拡大(*2) ｳ．　①から③までの事由に伴う秩序の混乱

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失によって生じた傷害 ｱ．　被保険者。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。 ｲ．　保険金の受取人(*3)。ただし、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
②	被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
③	被保険者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで自動車(*4)を運転している場合に生じた傷害。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
④	被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車(*4)を運転している場合に生じた傷害。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
⑤	被保険者が、酒気を帯びて(*5)自動車(*4)を運転している場合に生じた傷害。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
⑥	被保険者の脳疾患、**疾病**または心神喪失によって生じた傷害。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
⑦	被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって生じた傷害
⑧	被保険者に対する外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
⑨	被保険者に対する刑の執行によって生じた傷害

(*1) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*2) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

(*3) 保険金の受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*4) 自動車には、原動機付自転車を含みます。

(*5) 道路交通法第65条第１項違反またはこれに相当する状態をいいます。

第４条（保険金をお支払いしない場合－その２）

当会社は、被保険者が下表のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。

備　考

第１条(1)

「急激かつ偶然な外来の事故」とは、突発的な予知されない出来事に伴う外部からの作用をいいます。

第３条(2)の表の③

「法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転」とは、以下のいずれかに該当する者が自動車を運転している状態等をいいます。

１．道路交通法等法令に定められた運転免許を持たない者*

２．運転免許効力の一時停止処分を受けている者

３．運転免許によって運転できる自動車の種類以外の自動車を運転している者

*運転免許証記載事項の変更届出中、紛失等による再交付申請中または運転免許証不携帯の者は該当しません。

①	被保険者が別表１に掲げる運動等を行っている間
②	被保険者の職業が別表２に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間
③	被保険者が次のいずれかに該当する間 ｱ. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)をしている間。ただし、下記ｳ.に該当する場合を除き、自動車(*3)を用いて道路上で競技等(*2)をしている間については、保険金を支払います。 ｲ. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)を行うことを目的とする場所において、競技等(*2)に準ずる方法または態様により乗用具(*1)を使用している間。ただし、下記ｳ.に該当する場合を除き、道路上で競技等(*2)に準ずる方法または態様により自動車(*3)を使用している間については、保険金を支払います。 ｳ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車(*3)を用いて競技等(*2)をしている間または競技等(*2)に準ずる方法もしくは態様により自動車(*3)を使用している間

(*1) 乗用具とは、自動車(*3)、モーターボート(*4)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。
(*2) 競技等とは、競技、競争、興行(*5)または試運転(*6)をいいます。
(*3) 自動車には、原動機付自転車を含みます。
(*4) 水上オートバイを含みます。
(*5) いずれもそのための練習を含みます。
(*6) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。

第５条（お支払いする保険金）

(1) １回の事故について、当会社は下表の規定にしたがい、保険金を支払います。

	保険金の名称	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金の受取人
①	死亡保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	死亡・後遺障害保険金額(*1)の全額	死亡保険金受取人
②	後遺障害保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に**後遺障害**が生じた場合	死亡・後遺障害保険金額(*1) × 保険金支払割合(*2) ＝ 保険金の額	被保険者(*3)
③	入院保険金	**医師等**の治療を必要とし、**病院等**または介護保険法に定める介護療養型医療施設に、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に**入院**した場合。 ただし、事故の発生の日からその日を含めて入院・手術保険金対象日数(*4)以内の期間の入院に限ります。	入院保険金日額(*5) × 入院日数 ＝ 保険金の額 ただし、１事故に基づく傷害について、入院保険金支払限度日数(*6)分の保険金額を限度とします。	被保険者(*3)
④	手術保険金	病院等(*7)または介護保険法に定める介護療養型医療施設(*7)において、傷害の治療を直接の目的として次のいずれかに定める**手術**を受けた場合。 ただし、事故の発生の日からその日を含めて入院・手術保険金対象日数(*4)以内の期間に受けた手術に限ります。 ｱ. **公的医療保険制度**における医科診療報酬点数表(*8)により手術料の算定対象として列挙されている手術(*9)(*10)。ただし、次に定める手術を除きます。 (ｱ) 傷の処置（創傷処理、デブリードマン） (ｲ) 皮膚切開術 (ｳ) 骨・関節の非観血的整復術、非観血的整復固定	入院保険金日額(*5) × 手術の種類に対応するこの傷害定額条項の別表３に規定する倍率 ＝ 保険金の額 ただし、１事故に基づく傷害について、１回の手術に限ります。	被保険者(*3)

備　考

第４条の表の③
「競技等」のうち、競技、競争とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレース等をいい、興行とは、サーカスやスタントカー等をいいます。

第５条(1)
傷害定額条項における各保険金は、他の傷害保険契約の保険金等が支払われる場合でも、重ねてお支払いします。また、各保険金は、別々にご請求いただくことも可能です。例えば、おケガの治療を開始した時点で入院保険金、通院保険金または一時金払保険金をご請求いただき、後日、後遺障害が残存した場合には後遺障害保険金をご請求いただくことができます。

		術および非観血的授動術 (Ⅰ) 抜歯手術 ｲ. 先進医療(*11)に該当する手術(*12)		
⑤	通院保険金	医師等の治療を必要とし、病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設に、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に**通院**した場合。 ただし、事故の発生の日からその日を含めて通院保険金対象日数(*13)以内の通院に限ります。 また、被保険者が治療を終了した時以降の通院に対しては、通院保険金を支払いません。	通院保険金日額(*14) × 通院日数 ＝ 保険金の額 ただし、１事故に基づく傷害について、通院保険金支払限度日数(*15)分の保険金額を限度とします。	被保険者(*3)
⑥	一時金払保険金	医師等の治療を必要とし、病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設に、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院または通院した場合	この傷害定額条項の別表４に規定する給付金の額	被保険者(*3)

(2) 死亡保険金において、基本条項第７節第７条（死亡保険金受取人の変更）(1)または(2)の規定によりその被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が２名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(3) 死亡保険金において、基本条項第７節第７条（死亡保険金受取人の変更）(9)の死亡保険金受取人が２名以上である場合は、当会社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(4) 後遺障害保険金において、同一事故により、基本条項別表の２に掲げる２種以上の後遺障害が生じた場合には、下表の「生じた後遺障害」欄に対応する「適用する保険金支払割合」欄の割合を適用します。ただし、同一事故により、同条項別表の１に掲げる後遺障害が生じた場合は、その後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合(*2)と、下表の規定による保険金支払割合(*2)のいずれか高い割合を適用します。

	生じた後遺障害	適用する保険金支払割合
①	基本条項別表の２の第１級から第５級までに掲げる後遺障害が２種以上ある場合	最も重い後遺障害に該当する等級の３級上位の等級に対応する保険金支払割合(*2)
②	①以外の場合で、基本条項別表の２の第１級から第８級までに掲げる後遺障害が２種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級の２級上位の等級に対応する保険金支払割合(*2)
③	①および②のいずれにも該当しない場合で、基本条項別表の２の第１級から第13級までに掲げる後遺障害が２種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級の１級上位の等級に対応する保険金支払割合(*2)。 ただし、それぞれの後遺障害に対応する保険金支払割合(*2)の合計が、最も重い後遺障害に該当する等級の１級上位の等級に対応する保険金支払割合(*2)に達しない場合は、その合計した割合を適用します。
④	①から③までのいずれにも該当しない場合で、基本条項別表の２に掲げる後遺障害が２種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合(*2)

(5) 後遺障害保険金において、既に後遺障害のある被保険者が第１条（この条項の補償内容）(1)の傷害を被ったことによって、同一部位について後遺障害の程度が加重された場合は、次の算式によって算出される保険金支払割合を適用します。

加重された後の後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合(*2) − 既にあった後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合(*2) ＝ 適用する保険金支払割合

(6) 後遺障害保険金において、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を必要とする状態にある場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師等の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金を支払います。

(7) 入院保険金において、入院日数には、臓器の移植に関する法律第６条の規定によって、同条第４項に定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた場合は、その後の、その身体への処置日数を含みます。ただし、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係

■備　考

各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(*16)である場合に限ります。

(8) 入院保険金において、被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。

(9) 手術保険金において、当会社は、被保険者が1事故に基づく傷害に対してこの傷害定額条項の別表3の1．および2．の手術を受けた場合には、この傷害定額条項の別表3の1．に規定する倍率により、手術保険金を支払います。

(10) 通院保険金において、通院日数には、被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当するギプス等(*17)を常時装着したときは、その装着日数を含みます。ただし、骨折の傷害を被った部位を固定するために医師等の治療により装着した場合に限ります。

① 長管骨(*18)の骨折または脊柱の骨折によるギプス等(*17)

② 長管骨(*18)に接続する三大関節部分(*19)の骨折で長管骨(*18)部分も含めたギプス等(*17)

(11) 通院保険金において、当会社は、入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(12) 通院保険金において、被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

(13) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由により、第1条（この条項の補償内容）(1)の傷害が重大となった場合は、その事由がなかったときに相当する額を支払います。

①	被保険者が第1条(1)の傷害を被った時に、既に存在していた身体の障害または疾病が影響したこと。
②	被保険者が第1条(1)の傷害を被った後に、その原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病が影響したこと。
③	正当な理由がなくて被保険者が治療を怠ったこと。
④	正当な理由がなくて保険契約者または保険金の受取人が被保険者に治療をさせなかったこと。

(14) 当会社は、死亡保険金を支払う場合において、1回の事故について、同一被保険者に対して既に支払った後遺障害保険金があるときは、次の算式によって算出される額を死亡保険金として支払います。

死亡・後遺障害保険金額(*1) − 既に支払った後遺障害保険金の額 ＝ 死亡保険金の額

(15) 1回の事故について、被保険者1名に対し当会社が支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、(1)から(6)まで、(13)および(14)の規定による額とし、かつ、死亡・後遺障害保険金額(*1)を限度とします。

(16) 当会社は、(15)に規定する保険金のほか、1回の事故について、被保険者1名に対して(1)および(7)から(13)までの規定による入院保険金、手術保険金、通院保険金または一時金払保険金を支払います。

(*1) 死亡・後遺障害保険金額とは、保険証券に記載されたその被保険者の死亡・後遺障害保険金額をいいます。

(*2) 保険金支払割合とは、下表に規定する保険金支払割合をいいます。

後遺障害の等級	保険金支払割合
第1級	100%
第2級	89%
第3級	78%
第4級	69%
第5級	59%
第6級	50%
第7級	42%
第8級	34%
第9級	26%
第10級	20%
第11級	15%
第12級	10%
第13級	7%
第14級	4%

(*3) 第1条（この条項の補償内容）(1)の傷害を被り、(1)の表の「保険金をお支払いする場合」欄に該当したその被保険者をいいます。

(*4) 入院・手術保険金対象日数とは、保険証券記載の入院・手術保険金対象日数をいいます。

(*5) 入院保険金日額とは、保険証券に記載されたその被保険者の入院保険金日額をいいます。

■備　考

(*6) 入院保険金支払限度日数とは、保険証券記載の入院保険金支払限度日数をいいます。
(*7) 患者が入院するための施設を有しないものを含みます。
(*8) 医科診療報酬点数表とは、手術を受けた時点において有効な厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
(*9) 美容整形上等の手術は含みません。
(*10) 公的医療保険制度における歯科診療報酬点数表(*20)により手術料の算定対象として列挙されている手術のうち、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表(*8)においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
(*11) 先進医療とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、主務官庁が定める先進医療をいいます。ただし、先進医療ごとに主務官庁が定める施設基準に適合する病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設において行われるものに限ります。
(*12) 診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
(*13) 通院保険金対象日数とは、保険証券記載の通院保険金対象日数をいいます。
(*14) 通院保険金日額とは、保険証券に記載されたその被保険者の通院保険金日額をいいます。
(*15) 通院保険金支払限度日数とは、保険証券記載の通院保険金支払限度日数をいいます。
(*16) 臓器の移植に関する法律附則第11条に定める医療給付関係各法の適用がない場合は、同法附則第11条に定める医療給付関係各法の適用があれば医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
(*17) ギプス等とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。
(*18) 長管骨とは、上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。
(*19) 三大関節部分とは、肩甲骨、鎖骨、手根骨、腸骨、恥骨、坐骨、膝蓋骨、距骨、踵骨および足根骨をいいます。
(*20) 歯科診療報酬点数表とは、手術を受けた時点において有効な厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

第6条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している**航空機**または**船舶**が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第１条（この条項の補償内容）(1)の傷害によって死亡したものと推定します。

■ 備　考

別表１　第４条（保険金をお支払いしない場合－その２）の表の①の運動等

山岳登はん(*1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(*2)操縦(*3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(*4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(*1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。
(*2) グライダーおよび飛行船を除きます。
(*3) 職務として操縦する場合を除きます。
(*4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(*5)を除きます。
(*5) パラプレーン等をいいます。

別表２　第４条（保険金をお支払いしない場合－その２）の表の②の職業

オートテスター(*1)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(*2)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(*3)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

(*1) テストライダーをいいます。
(*2) 動物園の飼育係を含みます。
(*3) レフリーを含みます。

別表３　第５条（お支払いする保険金）(1)の表の④の手術

手術番号	手　術　の　種　類	倍率
１.	入院(*1)中に受けた手術	10
２.	１. 以外の手術	5

(*1) 以下のⅰ.およびⅱ.の条件を満たす入院をいいます。
ⅰ. 傷害を被り、その直接の結果として、医師等の治療を必要としたことによる入院
ⅱ. ⅰ.の傷害の治療を直接の目的とする入院

別表４　第５条（お支払いする保険金）(1)の表の⑥の額

	給付金の名称	お支払いする給付金の額
①	治療給付金	治療日数(*1)の合計が１日以上５日未満となった場合に、１回の事故について保険証券記載のその被保険者の治療給付金額
②	入通院給付金	治療日数(*1)の合計が５日以上となった場合に、１回の事故について下表に規定する額(*2)

	被保険者が被った傷害(*3)	入通院給付金の額
ｱ.	ｲ.からｴ.までのいずれにも該当しない傷害	一時金払保険金額(*4)
ｲ.	(ｱ) 手指・足指を除く部位の骨折・脱臼・神経損傷・神経断裂 (ｲ) 上肢･下肢（手指・足指を除きます。）の腱・筋・靭帯の損傷・断裂	一時金払保険金額(*4) × 3
ｳ.	(ｱ) 上肢・下肢（手指・足指を除きます。）の欠損・切断 (ｲ) 眼球の内出血・血腫・破裂	一時金払保険金額(*4) × 5
ｴ.	(ｱ) 脳挫傷・脳挫創等の脳損傷 (ｲ) 頭蓋内血腫（頭蓋内出血を含みます。） (ｳ) 頸髄損傷 (ｴ) 脊髄損傷 (ｵ) 胸腹部臓器等の破裂・損傷	一時金払保険金額(*4) × 10

(*1) 治療日数については、以下のとおり取り扱います。
ⅰ. 治療日数とは、病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設に入院または通院した治療日数をいいます。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の治療日数に限ります。また、通院した治療日数には、医師等による往診日数を含みます。
ⅱ. 治療日数には、臓器の移植に関する法律第６条の規定によって、同条第４項に定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた場合は、その後の、その身体への処置日数を含みます。ただし、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(*5)である場合に限ります。
ⅲ. 治療日数には、被保険者が入院または通院しない場合であっても、次のいずれかに該当するギプス等(*6)を常時装着したときは、その装着日数を含みます。ただし、骨折の傷害を被った部位を固定するために医師等の治療により装着した場合に限ります。
(ⅰ) 長管骨(*7)の骨折または脊柱の骨折によるギプス等(*6)
(ⅱ) 長管骨(*7)に接続する三大関節部分(*8)の骨折で長管骨(*7)部分も含めたギプス等(*6)
(*2) 同一事故により被った傷害が、ｱ.からｴ.までの複数に該当する場合、当会社はそれぞれの傷害により支払うべき入通院給付金の額のうち、最も高い額を入通院給付金として支払います。

備　考

別表４
治療給付金と入通院給付金は重ねてお支払いしません。例えば、頚椎捻挫により治療給付金をお支払いした後に、さらに通院が必要となり、通院日数が５日以上となった場合には、入通院給付金との差額を追加してお支払いします。

（*3）被保険者が被った傷害がｲ.からｴ.までのいずれにも該当しない傷害であっても、ｲ.からｴ.までのいずれかの傷害に相当すると認められるものについては、傷害の程度に応じ、それぞれの相当する傷害に該当したものとみなします。
（*4）一時金払保険金額とは、保険証券に記載されたその被保険者の一時金払保険金額をいいます。
（*5）臓器の移植に関する法律附則第11条に定める医療給付関係各法の適用がない場合は、同法附則第11条に定める医療給付関係各法の適用があれば医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
（*6）ギプス等とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。
（*7）長管骨とは、上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。
（*8）三大関節部分とは、肩甲骨、鎖骨、手根骨、腸骨、恥骨、坐骨、膝蓋骨、距骨、踵骨および足根骨をいいます。

備　考

第2章　所得補償条項

第１条（この条項の補償内容）

（1）当会社は、第２条（被保険者）に規定する**被保険者**が身体障害を被り、その直接の結果として就業不能になった場合で、第５条（お支払いする保険金）(1)の表の「保険金をお支払いする場合」欄に該当するときは、この所得補償条項および基本条項にしたがい、同条に規定する保険金を支払います。

（2）この所得補償条項において、身体障害、就業不能、所得、身体障害を被った時、継続契約および初年度契約とは、下表のとおりとします。

①	身体障害	**傷害**または**疾病**をいいます。
②	就業不能	被保険者が身体障害を被り、次のいずれかの事由により被保険者の職業にかかわる業務に終日従事できない状態(*1)をいいます。 ｱ．　その身体障害の治療のため、**入院**していること。 ｲ．　上記ｱ.以外で、その身体障害について、**医師等**の治療を受けていること。 なお、被保険者が死亡した後または身体障害が治ゆした後は、いかなる場合であっても、この所得補償条項においては、就業不能とはいいません。
③	所得	被保険者の職業にかかわる業務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除きます。
④	身体障害を被った時	次のいずれかの時をいいます。 ｱ．　傷害については、傷害の原因となった事故発生の時 ｲ．　疾病については、医師等の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師等の診断によりはじめて発見された時
⑤	継続契約	所得補償保険契約(*2)の保険期間の末日(*3)を保険期間の初日とする所得補償保険契約(*2)をいいます。
⑥	初年度契約	継続契約以外の所得補償保険契約(*2)をいいます。

（*1）被保険者が２以上の業務に従事している場合は、それらのすべての業務に終日従事できない状態をいいます。

（*2）この所得補償条項またはこの所得補償条項以外のこの保険契約と支払責任が同一である普通保険約款もしくは特約に基づく保険契約をいいます。

（*3）その所得補償保険契約が末日前に解除されていた場合にはその解除日とします。

第２条（被保険者）

（1）この所得補償条項において被保険者とは、保険証券記載の被保険者をいいます。

（2）この所得補償条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第３条（保険金をお支払いしない場合－その１）

（1）当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた身体障害による就業不能に対しては、保険金を支払いません。

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または**暴動**
②	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③	次のいずれかに該当する事由 ｱ．　核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*1)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 ｲ．　ｱ.以外の放射線照射または放射能汚染
④	次のいずれかに該当する事由 ｱ．　①から③までの事由によって発生した**事故の拡大** ｲ．　発生原因が何であるかにかかわらず、第１条（この条項の補償内容）(1)に規定する身体障害の原因となった事故の①から③までの事由による拡大(*2) ｳ．　①から③までの事由に伴う秩序の混乱

（2）当会社は、下表のいずれかに該当する身体障害による就業不能に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失によって生じた身体障害 ｱ．　被保険者 ｲ．　保険金の受取人(*3)。ただし、その者が受け取るべき金額に限ります。
②	被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた身体障害
③	被保険者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで自動車(*4)を運転している場合に生じた身体障害

備　考

第３条(2)の表の③

「法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転」とは、以下のいずれかに該当する者が自動車を運転している状態等をいいます。

1．道路交通法等法令に定められた運転免許を持たない者*

2．運転免許効力の一時停止処分を受けている者

3．運転免許によって運転できる自動車の種類以外の自動車を運転している者

*運転免許証記載事項の変更届出中、紛失等による再交付申請中または運転免許証不携帯の者は該当しません。

④	被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車(*4)を運転している場合に生じた身体障害
⑤	被保険者が、酒気を帯びて(*5)自動車(*4)を運転している場合に生じた身体障害
⑥	被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって生じた身体障害
⑦	被保険者に対する刑の執行によって生じた身体障害

(3) 当会社は、被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって生じた身体障害による就業不能に対しては、保険金を支払いません。ただし、治療を目的として医師等が用いた場合には、保険金を支払います。

(4) 当会社は、被保険者が精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害(*6)を被り、これを原因として生じた就業不能に対しては、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、被保険者の妊娠または出産による就業不能に対しては、保険金を支払いません。

(*1) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
(*2) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。
(*3) 保険金の受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(*4) 自動車には、原動機付自転車を含みます。
(*5) 道路交通法第65条第１項違反またはこれに相当する状態をいいます。
(*6) 平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F00からF99に規定された内容に準拠します。

第４条（保険金をお支払いしない場合－その２）

当会社は、下表のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った身体障害による就業不能に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者が別表１に掲げる運動等を行っている間
②	被保険者の職業が別表２に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間
③	被保険者が次のいずれかに該当する間 ｱ. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)をしている間。ただし、下記ｳ.に該当する場合を除き、自動車(*3)を用いて道路上で競技等(*2)をしている間については、保険金を支払います。 ｲ. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)を行うことを目的とする場所において、競技等(*2)に準ずる方法または態様により乗用具(*1)を使用している間。ただし、下記ｳ.に該当する場合を除き、道路上で競技等(*2)に準ずる方法または態様により自動車(*3)を使用している間については、保険金を支払います。 ｳ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車(*3)を用いて競技等(*2)をしている間または競技等(*2)に準ずる方法もしくは態様により自動車(*3)を使用している間

(*1) 乗用具とは、自動車(*3)、モーターボート(*4)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。
(*2) 競技等とは、競技、競争、興行(*5)または試運転(*6)をいいます。
(*3) 自動車には、原動機付自転車を含みます。
(*4) 水上オートバイを含みます。
(*5) いずれもそのための練習を含みます。
(*6) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。

第５条（お支払いする保険金）

(1) 当会社は、下表の規定にしたがい、保険金を支払います。

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金の受取人
この保険契約の保険期間中に就業不能となり、医師等の治療を開始した日以後の就業不能の日数が所得補償免責日数(*1)を超えて継続した場合	保険証券記載の所得補償保険金日額 × (医師等の治療を開始した日以後の就業不能の日数 − 所得補償免責日数(*1)) = 保険金の額 ただし、同一の身体障害(*2)による就業不能について、所得補償てん補日数(*3)分の保険金額を限度とします。	被保険者

■ 備　考

第４条の表の③
「競技等」のうち、競技、競争とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレース等をいい、興行とは、サーカスやスタントカー等をいいます。

(2) 就業不能の日数には、臓器の移植に関する法律第６条の規定によって、同条第４項に定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた場合は、その後の、その身体への処置日数を含みます。ただし、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(*4)である場合に限ります。

(3) この保険契約が継続契約である場合において、被保険者が就業不能の原因となった身体障害を被った時が、この保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、この保険契約の支払条件により算出された保険金の額と、身体障害を被った時の保険契約の支払条件により算出された保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。

(4) 被保険者が保険金の支払を受けられる期間中にさらに保険金の支払を受けられる身体障害を被った場合においても、当会社は、重複しては保険金を支払いません。

(5) 保険金が支払われる就業不能でなくなった後、その就業不能の原因となった身体障害と同一の身体障害(*2)によって再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなし、後の就業不能については、新たに所得補償免責日数(*1)および所得補償てん補日数(*3)の規定を適用しません。

(6) (5)の規定にかかわらず、保険金が支払われる就業不能でなくなった日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以後に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能として取り扱います。この場合において、後の就業不能について保険金を支払うべきときは、新たに所得補償免責日数(*1)および所得補償てん補日数(*3)の規定を適用します。

(7) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由により、第１条（この条項の補償内容）(1)の身体障害が重大となった場合は、その事由がなかったときに相当する額を支払います。

①	保険金支払の対象となっていない身体障害が影響したこと。
②	正当な理由がなくて被保険者が治療を怠ったこと。
③	正当な理由がなくて保険契約者または保険金の受取人が被保険者に治療をさせなかったこと。

(8) 当会社は、被保険者または保険金の受取人の故意または重大な過失により、第１条（この条項の補償内容）(1)の就業不能の日数が延長した場合も、(7)と同様の方法で支払います。

(9) 同一の身体障害(*2)による就業不能について、被保険者１名に対し当会社が支払うべき保険金の額は、(1)から(8)までの規定による額とします。

(*1) 所得補償免責日数とは、保険証券記載の所得補償免責日数をいいます。
(*2) 医学上重要な関係がある身体障害は、同一の身体障害とみなします。
(*3) 所得補償てん補日数とは、保険証券記載の所得補償てん補日数をいいます。
(*4) 臓器の移植に関する法律附則第11条に定める医療給付関係各法の適用がない場合は、同法附則第11条に定める医療給付関係各法の適用があれば医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

第６条（保険期間と支払責任の関係）

(1) 第５条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、就業不能の原因となった身体障害を被った時が保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。

(2) 第５条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、就業不能の原因となった身体障害を被った時が、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。

(3) (2)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて１年を経過した後に第５条（お支払いする保険金）(1)の表の「保険金をお支払いする場合」欄に該当した場合は、当会社は、この保険契約の保険期間の開始時より後に被った身体障害を原因とするものとみなして取り扱います。

(4) 第５条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約の保険期間中に始まった就業不能が、この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかにおいて既に就業不能に該当していたときは、当会社は、重複しては保険金を支払いません。

備　考

別表１　第４条（保険金をお支払いしない場合－その２）の表の①の運動等

山岳登はん(*1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(*2)操縦(*3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(*4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(*1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。
(*2) グライダーおよび飛行船を除きます。
(*3) 職務として操縦する場合を除きます。
(*4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(*5)を除きます。
(*5) パラプレーン等をいいます。

別表２　第４条（保険金をお支払いしない場合－その２）の表の②の職業

オートテスター(*1)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(*2)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(*3)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

(*1) テストライダーをいいます。
(*2) 動物園の飼育係を含みます。
(*3) レフリーを含みます。

備　考

第3章　基本条項

第１節　契約手続および保険契約者等の義務

第１条（告知義務）

（1）保険契約の締結の際、保険契約者または**被保険者**になる者は、**保険契約申込書等**の記載事項のうち、**告知事項**について、事実を当会社の定める方法により正確に告知し、その他の事項について、当会社の定める方法により正確に記載しなければなりません。

（2）所得補償条項において、この保険契約が継続契約である場合には、被保険者の身体障害の発生の有無については、告知事項とはしません。ただし、この保険契約の支払条件が、この保険契約の継続前契約に比べて当会社の保険責任を加重するものである場合には、これを告知事項とします。

第２条（通知義務）

（1）保険契約の締結の後、下表に該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、そのことを当会社に通知しなければなりません。ただし、保険契約者または被保険者が当会社に通知する前に、その事実がなくなった場合は、当会社に通知する必要はありません。

告知事項(*1)の内容に変更を生じさせる事実(*2)が発生すること。 （*1）**他の保険契約等**に関する事実を除きます。 （*2）告知事項(*1)のうち、保険契約の締結の際に当会社が交付する書類等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

（2）当会社は、(1)の通知を受けた場合には、保険契約者または被保険者に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。

第３条（保険契約者の住所等変更に関する通知義務）

（1）保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、そのことを当会社に**書面等**によって通知しなければなりません。

（2）保険契約者が(1)の規定による通知をしなかった場合において、当会社が保険契約者の住所または通知先を確認できなかったときは、当会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に保険契約者に到達したものとみなします。ただし、保険契約の取消しまたは解除を通知する場合には、この規定は適用しません。

第４条（告知義務および通知義務に関する特則）

第１条（告知義務）および第２条（通知義務）に規定する保険契約の締結には、下表のものを含みます。

保険金の支払に関する条項の追加または被保険者の追加

第５条（被保険者による保険契約の解除請求）

（1）被保険者が保険契約者以外の者である場合において、下表のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対し、この保険契約のその被保険者に対する部分を解除することを求めることができます。

①	この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
②	保険契約者または保険金の受取人に、第５節第５条(重大事由による保険契約の解除）(1)の表の①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
③	保険契約者または保険金の受取人が、第５節第５条(重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③ｱ.からｵ.までのいずれかに該当する場合
④	第５節第５条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の④に規定する事由が生じた場合
⑤	②から④までのほか、保険契約者または保険金の受取人が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
⑥	保険契約者と被保険者との間の**親族**関係の終了その他の事由により、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

（2）保険契約者は、(1)の表のいずれかに該当する場合において、被保険者から(1)に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約のその被保険者に対する部分を解除しなければなりません。

（3）被保険者は、(1)の表の①に該当する場合は、当会社に対する通知をもって、この保険契約のその被保険者に対する部分を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限ります。

■備　考

第１節第１条(1)

保険契約申込書等に★が付された事項は、ご契約に関する重要な事項（告知事項）です。ご契約時に保険契約申込書等に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

第１節第２条(1)

現在傷害総合保険において、告知事項のうち、この条の適用がある事項として定めたもの(通知事項)はありません。

(4) (3)の規定により保険契約が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対して、そのことを書面により通知するものとします。
(5) 当会社は、(2)または(3)の通知を受けた場合には、(2)の通知のときは保険契約者に対して、(3)の通知のときは被保険者に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。

第２節　保険料の払込み

第１条（保険料の払込方法等）

(1) 保険契約者は、この保険契約に対する保険料を、この保険契約の締結の際に定めた回数および金額に従い、払込期日(*1)までに払い込まなければなりません。ただし、保険証券に**初回保険料**の払込期日の記載がない場合には、初回保険料は、この保険契約の締結と同時に払い込まなければなりません。

(2) 次の①および②のすべてを満たしている場合は、当会社は、初回保険料払込前の事故による損害もしくは**傷害**または発病した**疾病**に対しては、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に規定する初回保険料領収前に生じた事故または発病した疾病の取扱いに関する規定を適用しません。

① 保険証券に初回保険料の払込期日の記載があること。
② 次に規定する期日までに初回保険料の払込みがあること。

初回保険料の払込期日(*1)の属する月の翌月末

(3) 下表のすべてに該当する場合に、最初に保険料の払込みを怠った払込期日(*1)の属する月の翌月末までに**被保険者**または保険金の受取人が保険金の支払を受けるときは、その支払を受ける前に、保険契約者は、既に到来した払込期日(*1)までに払い込むべき保険料の全額を当会社に払い込まなければなりません。保険契約者がその払い込むべき保険料の全額を払い込む前に当会社が保険金を支払っていた場合は、当会社は既に支払った保険金の返還を請求することができます。

①	保険証券に保険料の払込期日の記載がある場合
②	保険契約者が、事故の発生の日または疾病の発病の日以前に到来した払込期日(*1)に払い込むべき保険料について払込みを怠った場合

(4) 下表のすべてに該当する場合は、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害もしくは傷害または発病した疾病に対して保険金を支払います。

①	事故の発生の日または疾病の発病の日が、保険証券記載の初回保険料の払込期日以前である場合
②	保険契約者が、初回保険料をその保険料の払込期日(*1)までに払い込むことの確約を行った場合
③	当会社が②の確約を承認した場合

(5) (4)の表の②の確約に反して、保険契約者が(2)②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対して、既に支払った保険金相当額の返還を請求することができます。
(6) 保険契約者は、当会社に**書面等**により通知して承認を請求した場合において、当会社がこれを承認したときは、保険料払込方法を変更することができます。

(*1) 保険証券記載の払込期日をいいます。

第２条（保険料の払込方法－口座振替方式）

(1) 保険契約の締結の際に、下表のすべてを満たしている場合は、保険契約者は、払込期日(*1)に保険料(*2)を口座振替の方式により払い込むものとします。この場合において、保険契約者は、払込期日(*1)の前日までにその払込期日(*1)に払い込むべき保険料相当額を指定口座(*3)に預けておかなければなりません。

①	指定口座(*3)が、提携金融機関(*4)に設定されていること。
②	当会社の定める損害保険料口座振替依頼手続がなされていること。

(2) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、払込期日(*1)が(1)の表の①の提携金融機関(*4)の休業日に該当し、指定口座(*3)からの保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、払込期日(*1)に払込みがあったものとみなします。
(3) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、初回保険料の払込期日(*1)に初回保険料の払込みがないときは、保険契約者は、その保険料を第１条（保険料の払込方法等）(2)②に規定する期日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
(4) 保険契約者が第１条（保険料の払込方法等）(2)②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合において、下表の左欄のいずれかの事由に該当するときは、それに対応す

備　考

第２節第１条(1)
保険料払込方法が口座振替方式の場合の払込期日は、初回保険料の払込期日が保険証券に「保険始期日の属する月の翌月振替日」と表示され、通常は始期日の属する月の翌月の26日（一部金融機関では27日）となります。また、その振替日が金融機関休業日の場合は翌営業日が払込期日となります。

第２節第２条
保険料払込方法が口座振替方式の場合、払込期日に保険料の口座振替ができなかったときは、翌月に再度保険料を指定口座にご請求します。再請求でも口座振替できなかった場合、コンビニエンスストアや郵便局等でご利用いただける払込取扱票の送付等により再度保険料をご請求します。

■備　考

る下表の右欄の規定を適用します。

①　初回保険料の払込みを怠った理由が、提携金融機関(*4)に対して口座振替請求が行われなかったことによるとき。 　ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。	初回保険料の払込期日(*1) の属する月の翌月の応当日をその初回保険料の払込期日(*1)とみなしてこの条項の規定を適用します。
②　初回保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認めたとき。	第１条（保険料の払込方法等）(2)②の「初回保険料の払込期日(*1)の属する月の翌月末」を「初回保険料の払込期日(*1)の属する月の翌々月末」に読み替えてこの条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対して初回保険料の払込期日(*1)の属する月の翌々月の払込期日(*1)に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。

(5) 保険料払込方法が口座振替の方式以外の場合で、下表のすべてに該当するときは、保険契約者は、当会社が定める時以降に請求する保険料(*5)を口座振替の方式により払い込むものとします。この場合は、口座振替の方式により初めて払い込む保険料を初回保険料とみなして(1)から(3)までの規定を適用します。

①	保険契約者から当会社に書面等により、保険料払込方法を口座振替の方式に変更する申出があるとき。
②	当会社が①の申出を承認するとき。

(*1) 保険証券記載の払込期日をいいます。
(*2) **追加保険料**を含みます。
(*3) 指定口座とは、保険契約者の指定する口座をいいます。
(*4) 提携金融機関とは、当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
(*5) 当会社が定める時以降に請求する保険料には、保険料を分割して支払う場合の第２回目以降の保険料および追加保険料を含みます。

第３条（保険料の払込方法－クレジットカード払方式）

(1) 保険契約の締結の際に、下表のすべてに該当する場合は、保険契約者は、保険料(*1)をクレジットカード払の方式により払い込むものとします。

①	保険契約者からクレジットカード払の方式による保険料払込みの申出がある場合
②	当会社が①の申出を承認する場合

(2) (1)の場合、下表の規定の適用においては、当会社が保険料の払込みに関し、クレジットカード会社に対して、払込みに使用されるクレジットカード(*2)が有効であること等の確認を行ったことをもって、保険料が払い込まれたものとみなします。

①	第１条（保険料の払込方法等）(1)および同条(2)
②	第５条（第２回目以降の保険料不払の場合の免責等）(1)

(3) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合は、(2)の規定は適用しません。

①	当会社が、クレジットカード会社からその払込期日(*3)に払い込むべき保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカード(*2)を使用し、クレジットカード会社に対してその払込期日(*3)に払い込むべき保険料相当額を既に払い込んでいるときは、保険料が払い込まれたものとみなして(2)の規定を適用します。
②	会員規約等に規定する手続が行われない場合

(4) (3)の表の①の保険料相当額を領収できない場合は、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。ただし、保険契約者が、クレジットカード会社に対して保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当会社は、その払い込んだ保険料相当額について保険契約者に直接請求できないものとします。

(5) 当会社がクレジットカード会社から払込期日(*3)に払い込むべき保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者は、それ以降の保険料(*1)については、当会社が承認しない限り、クレジットカード払の方式による払込みは行わないものとします。

(6) 保険料払込方法がクレジットカード払の方式以外の場合で、下表のすべてに該当するときは、保険契約者は、当会社が定める時以降に請求する保険料(*4)をクレジットカード払の方式により払い込むものとします。この場合は、(1)から(5)までの規定を準用します。

①	保険契約者から当会社に書面等により、保険料払込方法をクレジットカード払の方式に変更する申出があるとき。
②	当会社が①の申出を承認するとき。

（*1）追加保険料を含みます。
（*2）当会社の指定するクレジットカードに限ります。
（*3）保険証券記載の払込期日をいいます。
（*4）当会社が定める時以降に請求する保険料には、保険料を分割して支払う場合の第２回目以降の保険料および追加保険料を含みます。

第４条（口座振替方式・クレジットカード払方式以外への変更）

保険料払込方法が口座振替の方式またはクレジットカード払の方式の場合で、下表のいずれかに該当するときは、保険契約者は当会社が定める時以降に請求する保険料(*1)を当会社が定める方式および払込期日に従って払い込むものとします。ただし、当会社が定める方式には、口座振替の方式またはクレジットカード払の方式を含みません。

①	保険契約者から当会社に書面等により、口座振替の方式またはクレジットカード払の方式以外の方式による保険料の払込みの申出があり、当会社がこれを承認する場合
②	第３条（保険料の払込方法－クレジットカード払方式）(5)の規定に基づき当会社がクレジットカード払の方式による払込みを承認しない場合で、保険契約者が第２条（保険料の払込方法－口座振替方式）(5)の規定に基づく口座振替の方式による保険料の払込みを行わないとき。

（*1）当会社が定める時以降に請求する保険料には、保険料を分割して支払う場合の第２回目以降の保険料および追加保険料を含みます。

第５条（第２回目以降の保険料不払の場合の免責等）

(1) 第２回目以降の保険料について、保険契約者が次に規定する期日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、その払込期日(*1)の翌日以後に生じた事故による損害もしくは傷害または発病した疾病に対しては保険金を支払いません。

その保険料を払い込むべき払込期日(*1）の属する月の翌月末

(2) 下表のすべてに該当する場合は、当会社は、(1)の「その保険料を払い込むべき払込期日（*1）の属する月の翌月末」を「その保険料を払い込むべき払込期日(*1)の属する月の翌々月末」に読み替えてこの条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対してその保険料を払い込むべき払込期日(*1）の属する月の翌々月の払込期日(*1)に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が１年を超えない保険契約において、この規定が既に適用されている保険契約者に対して、当会社は、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。

①	保険料払込方法が口座振替の方式の場合
②	保険契約者が（1)に規定する期日までの第２回目以降の保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認めた場合

（*1）保険証券記載の払込期日をいいます。

第３節　事故発生時等の手続

第１条（事故発生時、損害発生時または傷害発生時もしくは疾病発病時の義務）

(1) 保険契約者、**被保険者**または保険金の受取人は、事故、損害もしくは**傷害**が発生したことまたは被保険者が**疾病**を発病したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

①　事故発生の通知	事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
②　事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、当会社に**書面等**により通知すること。 ｱ.　事故の状況または疾病の状況 ｲ.　事故の発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
③　調査の協力等	①または②のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害または傷害もしくは疾病の調査に協力すること 。

(2) 傷害定額条項に規定する死亡保険金を補償する場合において、保険契約者または保険金の受取人は、被保険者が搭乗している**航空機**または**船舶**に下表の左欄に該当する事由が生じたときは、その事由が発生した日からその日を含めて30日以内に、下表の右欄に規定することを履行しなければなりません。

①　行方不明となった場合	行方不明の状況を当会社に書面等により通知すること。
②　遭難した場合	遭難発生の状況を当会社に書面等により通知すること。

■ 備　考

第３節第１条

事故、損害もしくは傷害が発生または疾病が発病したことを知った場合は、左記の記載事項のご対応をお願いいたします。なお、「事故が起こった場合の連絡方法や留意点」については、P.43をご参照ください。

(3) 所得補償条項において、保険契約者、被保険者または保険金の受取人は、被保険者が所得補償条項第１条（この条項の補償内容）(1)の就業不能となった場合は、下表のことを履行しなければなりません。

就業不能となったその日を含めて30日以内に、傷害または疾病の内容および程度等の詳細を当会社に書面等により通知すること。

第２条（事故発生時、損害発生時または傷害発生時もしくは疾病発病時の義務違反）

(1) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第１条（事故発生時、損害発生時または傷害発生時もしくは疾病発病時の義務）(1)の表の規定に違反した場合は、当会社は、下表の額を差し引いて保険金を支払います。

第１条(1)の表の①から③までの規定に違反したことによって当会社が被った損害の額

(2) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第１条（事故発生時、損害発生時または傷害発生時もしくは疾病発病時の義務）(1)の表の②、同表の③、(2)の表もしくは(3) の表に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(3) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由がなくて、第１条（事故発生時、損害発生時または傷害発生時もしくは疾病発病時の義務）(2)または(3)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第４節　保険金請求手続

第１条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、下表に規定する時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

傷害定額条項	下表の左欄に規定する保険金ごとに、それぞれ対応する下表の右欄に規定する時	
	ｱ.　死亡保険金	**被保険者**が死亡した時
	ｲ.　後遺障害保険金	被保険者に**後遺障害**が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
	ｳ.　入院保険金	被保険者が**医師等**の治療を必要としない程度になおった時、入院保険金の支払われる日数が保険証券記載の入院保険金支払限度日数に到達した時または事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の入院・手術保険金対象日数を経過した時のいずれか早い時
	ｴ.　手術保険金	被保険者が**傷害**の治療を目的として**手術**を受けた時
	ｵ.　通院保険金	被保険者が医師等の治療を必要としない程度になおった時、通院保険金の支払われる日数が保険証券記載の通院保険金支払限度日数に到達した時または事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の通院保険金対象日数を経過した時のいずれか早い時
	ｶ.　一時金払保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内で治療を開始した時
所得補償条項	次のいずれか早い時 ｱ.　就業不能が終了した時 ｲ.　保険金の支払を受けられる就業不能の日数が所得補償てん補日数を超えて継続した場合は、所得補償てん補日数を経過した時 ｳ.　被保険者が、保険金の支払を受けられる就業不能中に死亡した場合は、被保険者が死亡した時	

(2) 被保険者または保険金の受取人が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

① 保険金の請求書

② 損害額を証明する書類(*1)または傷害もしくは**疾病**の程度を証明する書類(*2)(*3)(*4)

③ 被保険者または保険金の受取人が死亡した場合は、被保険者または保険金の受取人の除籍および被保険者または保険金の受取人のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本

④ 第４条（指定代理請求人）に規定する被保険者または保険金の受取人の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類

備　考

第４節第１条

傷害総合保険では、第４節第２条(4)に規定する保険金の内払を行います。

⑤　①から④までのほか、下表の書類または証拠

ｱ.　公の機関が発行する事故証明書またはこれに代わるべき書類 ｲ.　傷害に対する治療内容を証明する書類(*5)

⑥　①から⑤までのほか、当会社が第２条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する**書面等**において定めたもの

(3) 当会社は、事故の内容、損害の額、傷害または疾病の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対して、(2)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書(*6)および被害が生じた物の写真(*7)をいいます。
(*2) 死亡に関して支払われる保険金の請求の場合は、死亡診断書または死体検案書をいいます。
(*3) 後遺障害に関して支払われる保険金の請求の場合は、後遺障害もしくは傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、ＭＲＩ等の各種検査資料および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。
(*4) 傷害または疾病に関して支払われる保険金の請求の場合は、傷害もしくは疾病の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、ＭＲＩ等の各種検査資料、治療等に必要とした費用の領収書および休業損害の額を示す書類をいいます。
(*5) 傷害に対する治療内容を記載した診断書および診療報酬明細書等をいいます。
(*6) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。
(*7) 画像データを含みます。

第２条（保険金の支払）

(1) 当会社は、請求完了日(*1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①	保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害もしくは傷害発生または疾病の発病の有無および被保険者に該当する事実
②	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において規定する事由に該当する事実の有無
③	保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(*2)または傷害もしくは疾病の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において規定する解除、**無効**、**失効**または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤	①から④までのほか、**他の保険契約等**の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項(*3)

(2) (1)に規定する確認をするため、下表の左欄の特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(*1)からその日を含めて下表の右欄の日数(*4)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金の受取人に対して通知するものとします。

①　災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
②　(1)の表の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③　(1)の表の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④　(1)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(*5)	180日
⑤　(1)の表の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(3) (1)および(2)に規定する確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(*6)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4) 被保険者または保険金の受取人から保険金の内払の請求がある場合で、当会社が承認した

■備　考

ときに限り、当会社の定める方法により保険金の内払を行います。
(5) 保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金の受取人と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(*1) 被保険者または保険金の受取人が第１条（保険金の請求）(2)の手続を完了した日をいいます。
(*2) 保険価額を含みます。
(*3) この規定は、共通補償特約およびこれに付帯される特約に適用します。
(*4) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
(*5) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
(*6) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第３条（保険金の支払を請求できる者が複数の場合の取扱い）

(1) この保険契約について、保険金の支払を請求できる者が２名以上である場合は、当会社は、代表者１名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険金の支払を請求できる者を代理するものとします。
(2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険金の支払を請求できる者の中の１名に対して行う当会社の行為は、他の保険金の支払を請求できる者に対しても効力を有するものとします。

第４条（指定代理請求人）

(1) 被保険者または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者または保険金の受取人の代理人がいない場合は、下表に規定する者のいずれかが保険金を請求することができます。この場合において、その事情を示す書類をもってそのことを当会社に申し出て、当会社の承認を得るものとします。

①	被保険者または保険金の受取人と**同居**または生計を共にする配偶者(*1)
②	①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者または保険金の受取人と同居または生計を共にする３親等内の**親族**
③	①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(*1)または②以外の３親等内の親族

(2) (1)の規定による代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(*1) 法律上の配偶者に限ります。

第５条（当会社の指定する医師等の診断書提出等）

(1) 当会社は、被保険者の傷害または疾病に関して、保険金支払事由発生等の通知または保険金の請求を受けた場合は、傷害または疾病の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、下表の①の者に対して下表の②のものの提出を求めることができます。

①	保険契約者、被保険者または保険金の受取人その他の関係者
②	被保険者に関する当会社の指定する医師等の診断書(*1)その他医学的検査の対象となった標本等

(2) (1)の提出のために必要とした費用(*2)は、当会社が負担します。

(*1) 医師等の診断書には、死体検案書を含みます。
(*2) 収入の喪失を含みません。

第５節　保険契約の取消し、無効、失効または解除

第１条（保険契約の取消し）

保険契約の締結の際、保険契約者、**被保険者**または指定された保険金の受取人に詐欺または強迫の行為があった場合は、当会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合の取消しは、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

第２条（保険契約の無効または失効）

(1) 下表のいずれかに該当する事実があった場合は、この保険契約は**無効**とします。

①	保険契約の締結の際、保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもっていたこと。
②	保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について死亡保険金の受取人指定をする場合において、その被保険者の同意を得なかったこと。ただし、その被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合は、この規定を適用しません。
③	②にかかわらず、第三者を被保険者とする死亡保険金のみを支払う保険契約について、その者の同意を得なかったこと。

■備　考

(2) 傷害定額条項において、保険契約の締結の後、下表に該当する事実があった場合は、その事実が発生した時にこの保険契約は**失効**します。

死亡保険金を支払うべき**傷害**によって被保険者が死亡し、傷害定額条項における被保険者がいなくなったこと。

(3) (2)のほか、保険契約の締結の後、下表のいずれかに該当する事実があった場合は、その事実が発生した時にこの保険契約は失効します。

傷害定額条項	(2) に該当する場合を除き、被保険者が死亡し、傷害定額条項における被保険者がいなくなったこと。
所得補償条項	被保険者が死亡したこと、または被保険者がこの保険契約に基づき保険金が支払われる就業不能の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができるいかなる業務にも従事する見込みがなくなったこと。

第3条（告知義務違反による保険契約の解除）

(1) 当会社は、第1節第1条（告知義務）の告知の際に、**告知事項**について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、下表のいずれかに該当する場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。ただし、所得補償条項において、同条(2)のただし書の規定が適用される場合には、当会社の保険責任が加重された合意部分を解除することができます。

①	保険契約者または被保険者が事実を告知しなかった場合
②	保険契約者または被保険者が事実と異なることを告知した場合

(2) (1)の規定は、下表のいずれかに該当する場合には適用しません。

①	(1)の事実がなくなった場合
②	当会社が保険契約の締結の際、(1)の事実を知っていた場合、または過失によってこれを知らなかった場合(*1)
③	保険契約者または被保険者が、当会社が保険金を支払うべき事故が発生する前または**疾病**が発病する前に、告知事項について、**書面等**によって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、訂正の申出を受けた場合においては、保険契約の締結の際、保険契約者または被保険者がその訂正すべき事実を当会社に告知していたとしても当会社が保険契約の締結を承認していたと認められるときに限り、当会社は、これを承認するものとします。
④	当会社が(1)に規定する解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合、または保険契約の締結の時から5年を経過した場合
⑤	所得補償条項においては、(1)の表のいずれかに該当した保険契約の支払責任の開始する日(*2)からその日を含めて1年を経過した場合に、被保険者の身体障害を原因とする保険金支払事由がこの保険契約またはこの保険契約から保険期間が継続された以降の保険契約に生じていなかったとき。なお、この規定は、(1)の表のいずれかに該当する都度それぞれ独立して適用します。

(3) (1)の規定による解除が損害もしくは傷害が発生した後または疾病が発病した後になされた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。

(4) (3)の規定は、(1)の事実に基づかずに発生した事故による損害もしくは傷害または疾病については適用しません。

(*1) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(*2) この保険契約の支払条件について、当会社の保険責任が加重された場合は、加重後の支払責任の開始する日とします。

第4条（通知義務違反による保険契約の解除）

(1) 第1節第2条（通知義務）(1)の事実の発生によって、告知事項について危険増加(*1)が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく同条(1)に規定する通知をしなかったときは、当会社は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

(2) (1)の規定は、当会社が(1)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合、または(1)に規定する危険増加(*1)が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

(3) (1)の規定による解除が損害もしくは傷害または発病した疾病が生じた後になされた場合であっても、当会社は、解除に係る危険増加(*1)が生じた時以降に生じた事故による損害もしくは傷害または発病した疾病に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。

■ 備　考

第5節第3条

第5節第3条の規定によりご契約が解除された場合は、既にお支払いした保険金を返還していただくことがあります。なお、保険料の返還については第6節第1条(8)の表の①および付表1－1をご参照ください。

(4) (3)の規定は、(1)に規定する危険増加(*1)をもたらした事由に基づかずに発生した事故による損害もしくは傷害または疾病については適用しません。

(5) 当会社は、(1)に規定する危険増加(*1)が生じ、この保険契約の引受範囲(*2)を超えることとなった場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

(6) (5)の規定による解除が損害もしくは傷害または発病した疾病が生じた後になされた場合であっても、当会社は、解除に係る危険増加(*1)が生じた時以降に生じた事故による損害もしくは傷害または発病した疾病に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。

(*1) 危険増加とは、危険(*3)が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険(*3)を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。

(*2) 保険料を増額することにより保険契約を継続できる範囲として保険契約の締結の際に当会社が交付する書類等において定めたものをいいます。

(*3) 危険とは、損害もしくは傷害の発生または疾病の発病の可能性をいいます。

第５条（重大事由による保険契約の解除）

(1) 下表のいずれかに該当する事由がある場合には、当会社は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

①	保険契約者、被保険者または保険金の受取人(*1)が当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害、傷害または疾病を生じさせたこと(*2)。
②	この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者または保険金の受取人(*3)に詐欺の行為があったこと(*2)。
③	保険契約者が、次のいずれかに該当すること。 ｱ. 反社会的勢力(*4)に該当すると認められること。 ｲ. 反社会的勢力(*4)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。 ｳ. 反社会的勢力(*4)を不当に利用していると認められること。 ｴ. 法人である場合において、反社会的勢力(*4)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。 ｵ. その他反社会的勢力(*4)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
④	**他の保険契約等**との重複によって、保険金額の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
⑤	①から④までのほか、保険契約者、被保険者または保険金の受取人(*1)が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に対する部分を解除することができます。

①	被保険者が、(1)の表の③ｱ.からｳ.までまたはｵ.のいずれかに該当すること。
②	被保険者に生じた損害、傷害または疾病に対して支払う保険金について、その保険金の受取人が、(1)の表の③ｱ.からｵ.までのいずれかに該当すること。

(3) (1)または(2)の規定による解除が損害もしくは傷害が発生した後または疾病が発病した後になされた場合であっても、(1)の表または(2)の表のいずれかの事由が発生した時以降に生じた事故による損害もしくは傷害または発病した疾病に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。

(4) (2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、下表の損害、傷害または疾病については適用しません。

(1)の表の③ｱ.からｳ.までまたはｵ.のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害、傷害または疾病。ただし、(2)の表の②の規定による解除がなされた場合において、その損害、傷害または疾病に対して支払う保険金について、その保険金の受取人が(1)の表の③ｱ.からｵ.までのいずれかに該当するときには、その保険金の受取人の受け取るべき金額に限り、(3)の規定を適用するものとします。

(*1) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*2) 未遂の場合を含みます。

(*3) 被保険者または保険金の受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*4) 暴力団、暴力団員(*5)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(*5) 暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。

備　考

第５節第５条

第５節第５条の規定によりご契約が解除された場合は、既にお支払いした保険金を返還していただくことがあります。なお、保険料の返還については、第６節第１条(8)の表の③および付表１－１をご参照ください。

第６条（保険料不払による保険契約の解除）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

①	**初回保険料**について、第２節第１条(保険料の払込方法等) (2)②に規定する期日までに、その払込みがない場合。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合は、保険期間の初日の属する月の翌月末までに、初回保険料の払込みがないときとします。
②	保険料を分割して支払う場合の第２回目以降の保険料について、第２節第５条（第２回目以降の保険料不払の場合の免責等）(1)に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがない場合
③	保険料の払込方法が月払の場合において、払込期日(*1)までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日(*2)までに、次回払込期日(*2)に払い込むべき保険料の払込みがないとき。
④	第６節第１条（保険料の返還、追加または変更）(3)の**追加保険料**の払込みを怠った場合(*3)。ただし、変更手続き完了のお知らせに追加保険料払込期日(*4)が記載されている場合は、この規定を適用しません。
⑤	第６節第１条(4)の追加保険料払込期日(*4)を設定した場合において、同条(4)に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みがないとき。
⑥	保険料の払込方法が月払の場合において、保険契約者が保険料を第２節第１条(2)②に規定する期日または第２節第５条(1)に規定する期日までに払い込んだときであっても、保険契約者がこの保険契約における保険料の払込みを免れることを目的として、故意にその翌月の払い込むべき保険料の払込みを怠ったと当会社が認めるとき。

(2) (1)の表の⑥の規定に基づきこの保険契約を解除する場合において、当会社が既に支払った保険金(*5)があるときは、当会社はこの保険金(*5)相当額の返還を請求することができます。

(*1) 保険証券記載の払込期日をいいます。
(*2) 払込期日(*1)の翌月の払込期日(*1)をいいます。
(*3) 第６節第１条（保険料の返還、追加または変更）(1)の表の①または②の場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。
(*4) 追加保険料払込期日とは、当会社が第６節第１条（保険料の返還、追加または変更）(1)の表の①の通知を受けた場合または同節第１条(1)の表の②もしくは同節第１条(2)の承認をする場合において、当会社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。
(*5) 払込みを怠ったと当会社が認めた保険料を払い込むべき払込期日(*1)の前月の払込期日(*1)の翌日以降に発生した事故による損害もしくは傷害または発病した疾病に対して、支払った保険金に限ります。

第７条（保険契約者による保険契約の解除）

(1) 保険契約者は、当会社に対する書面等による通知をもって保険契約を解除することができます。ただし、この通知が行われた場合において、当会社が保険料を請求したときは、保険契約者は、その保険料を払い込まなければ保険契約を解除することができません。また、保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面等による同意を得た後でなければ行使できません。

(2) (1)の規定による保険契約の解除後に当会社が保険料を請求し、第６条（保険料不払による保険契約の解除）(1)の表のいずれかに該当した場合には、当会社は、(1)に規定する保険契約者による解除を取り消し、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

第８条（保険契約解除の効力）

(1) 保険契約の解除は、解除した時から将来に向かってのみその効力を生じます。

(2) (1)の規定にかかわらず、第６条(保険料不払による保険契約の解除) (1)または第７条(保険契約者による保険契約の解除) (2)の規定により保険契約を解除した場合、解除の効力は、下表の左欄に対応する下表の右欄に規定する時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

① 第６条(1)の表の①の規定による解除の場合	保険期間の初日
② 第６条(1)の表の②の規定による解除の場合	第６条(1)の表の②に規定する保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日
③ 第６条(1)の表の③の規定による解除の場合	第６条(1)の表の③に規定する次回払込期日(*1)または保険期間の末日のいずれか早い日
④ 第６条(1)の表の④の規定による解除の場合	第６節第１条（保険料の返還、追加または変更）(3)の追加保険料の払込みを怠った日
⑤ 第６条(1)の表の⑤の規定による解除の場合	第６節第１条(4)に規定する期日または保険期間の末日のいずれか早い日

備　考

第５節第６条

保険料不払によりご契約が解除された場合における保険料の返還については、第６節第１条(8)の表の④および付表１－１をご参照ください。

第５節第６条(1)の表の④

「変更手続き完了のお知らせ」とは、保険契約者からご契約内容の変更（ご契約の住所の変更や補償内容の変更等）のお申出をいただいた場合にお送りする、変更手続きが完了したことのお知らせをいいます。保険証券とあわせて最新のご契約内容をご確認いただけますので、いずれも大切に保管していただくようお願いいたします。

第５節第７条(1)

保険契約者からの通知により保険契約を解除することを解約といいます。この場合、未払いの保険料を解約日以降にご請求することがあります。このお支払いがない場合、第５節第７条(2)および第８条(2)の表の⑦の規定により、解約を取り消して解除させていただきます。

⑥　第６条(1)の表の⑥の規定による解除の場合	第６条(1)の表の⑥に規定する期日の前月の払込期日(*2)
⑦　第７条(2)の規定による解除の場合	第７条(1)の規定により解除した日

(*1) 払込期日(*2)の翌月の払込期日(*2)をいいます。
(*2) 保険証券記載の払込期日をいいます。

第９条（保険契約の無効または失効に関する特則）

第１条（保険契約の取消し）および第２条（保険契約の無効または失効）に規定する保険契約の締結には、下表のものを含みます。

保険金の支払に関する条項の追加または被保険者の追加

第10条（保険契約の解除に関する特則）

下表の規定の適用に際して、保険金の支払に関する条項または被保険者ごとに保険契約を解除することができるものとします。

①	第３条（告知義務違反による保険契約の解除）
②	第４条（通知義務違反による保険契約の解除）

第６節　保険料の返還、追加または変更

第１条（保険料の返還、追加または変更）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(3)に規定する方法により取り扱います。

①	第１節第２条（通知義務）(1)の通知を受けた場合
②	第５節第３条（告知義務違反による保険契約の解除）(2)の表の③の承認をする場合

(2) 当会社は、(1)のほか、保険契約の締結の後、保険契約者が当会社に**書面等**により通知した保険契約の条件の変更を承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(3)に規定する方法により取り扱います。この場合において、保険契約者は、正当な理由があり、かつ、当会社が認めるときを除いてこの通知を撤回することはできません。

(3) (1)および(2)の場合においては、下表の規定により取り扱います。

①　保険料払込方法が一時払の場合(*1)	保険契約の条件の変更前の保険料と変更後の保険料の差額に基づき当会社が算出した、**未経過期間**に対する保険料(*2)を返還し、または**追加保険料**を請求します。
②　保険料払込方法が一時払以外の場合(*1)	下表に規定する保険料を保険契約の条件の変更後の保険料(*2)に変更します。ただし、**契約内容変更日**の属する**保険年度**においては、当会社が認める場合は、①に規定する方法により取り扱います。

ｱ.　保険証券に**初回保険料**の払込期日の記載がある場合	当会社が通知を受けた日または承認した日の属する月の翌月以降の保険料
ｲ.　保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合	当会社が通知を受けた日または承認した日以降の保険料

(4) 保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合(*3)は、追加保険料領収前に生じた事故(*4)による損害もしくは**傷害**または発病した**疾病**に対しては、次の①または②の規定に従います。ただし、追加保険料払込期日(*5)を設定した場合で、次に規定する期日までに保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを行ったときは、この規定は適用しません。

追加保険料払込期日(*5)の属する月の翌月末

① (1)および(3)の規定に基づき当会社が追加保険料を請求した場合は、当会社は、保険金を支払いません(*6)(*7)。

② (2)および(3)の規定に基づき当会社が追加保険料を請求した場合は、当会社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

(5) 第５節第１条（保険契約の取消し）に規定する保険契約の取消しの場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。

(6) 第５節第２条（保険契約の無効または失効）に規定する保険契約の**無効**の場合は、下表のとおり取り扱います。

①　第５節第２条(1)の表の①に該当する場合	保険料は返還しません。

■ 備　考

② 第５節第２条(1)の表の②または同表の③に該当する場合	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。

(7) 保険契約の**失効**の場合は、当会社は、付表１－１に規定する保険料を返還します。ただし、第５節第２条（保険契約の無効または失効）(2)に該当する場合は、下表のとおり取り扱います。

① 保険期間が１年を超える保険契約(*8)の場合	付表１－２に規定する保険料を返還します。
② 保険期間が１年以下の保険契約(*8)の場合	保険料は返還しません。
③ 所得補償条項の場合	付表１－１に規定する保険料を返還します。

(8) 下表のいずれかの規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、付表１－１に規定する保険料を返還します。

①	第５節第３条（告知義務違反による保険契約の解除）(1)
②	第５節第４条（通知義務違反による保険契約の解除）(1)または同条(5)
③	第５節第５条（重大事由による保険契約の解除）(1)
④	第５節第６条（保険料不払による保険契約の解除）(1)
⑤	第５節第７条（保険契約者による保険契約の解除）(2)

(9) 第５節第５条（重大事由による保険契約の解除）(2)の規定により、当会社がこの保険契約のその**被保険者**に対する部分を解除した場合は、当会社は、下表のとおり取り扱います。

付表１－１に規定する保険料を返還します。

(10) 第５節第７条（保険契約者による保険契約の解除）(1)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、付表２に規定する保険料を返還し、または請求できます。

(*1) 保険料払込方法が一時払以外であっても、第２節第１条（保険料の払込方法等）(1)に規定するすべての回数の払込みが終了した場合で、第６節第１条（保険料の返還、追加または変更）(3)の表の②の規定により変更すべき保険料がないときは、(3)の表の①に規定する方法により取り扱います。
(*2) (1)の表の①の場合は、保険契約者または被保険者の通知に基づき、第１節第２条（通知義務）(1)に規定する事実が発生した時以降の期間に対して、算出した保険料をいいます。
(*3) (1)の表の①または②の場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。
(*4) 追加保険料領収前に生じた事故とは、当会社が(1)の表の①の通知を受けた場合、または(1)の表の②もしくは(2)の承認をする場合に、通知に係る危険増加(*9)が生じた日または当会社が承認を行った日以降、かつ、追加保険料を領収する前に生じた事故をいいます。ただし、当会社が保険期間の初日から保険料を変更する必要があると認めたときは、保険期間の初日以降、かつ、追加保険料を領収する前に生じた事故をいいます。
(*5) 追加保険料払込期日とは、当会社が(1)の表の①の通知を受けた場合または(1)の表の②もしくは(2)の承認をする場合において、当会社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。
(*6) (1)の表の①または②の場合は、第５節第６条（保険料不払による保険契約の解除）(1)の表の④の規定により解除できるときに限ります。
(*7) 既に保険金を支払っていた場合は、当会社は、保険金の返還を請求することができます。
(*8) 所得補償条項を含みません。
(*9) 危険増加とは、危険(*10)が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険(*10)を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
(*10) 危険とは、損害もしくは傷害の発生または疾病の発病の可能性をいいます。

第２条（追加保険料の払込み等－口座振替方式の場合の特則）

(1) 下表の規定に基づき当会社が請求した追加保険料について、追加保険料払込期日(*1)に追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、追加保険料を第１条（保険料の返還、追加または変更）(4)に規定する期日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。

①	第２節第２条（保険料の払込方法－口座振替方式）
②	第６節第１条（保険料の返還、追加または変更）(3)

(2) 下表のすべてに該当する場合は、当会社は、第１条(保険料の返還、追加または変更）(4)の「追加保険料払込期日(*1)の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日(*1)の属する月の翌々月末」に読み替えてこの条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対して追加保険料払込期日(*1)の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が１年の保険契約において、保険契約者がこの規定を既に適用しているときは、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。

①	保険契約者が追加保険料払込期日(*1)までの追加保険料の払込みを怠った場合

■備　考

②	①の払込みを怠ったことについて保険契約者に故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合

(3) 当会社は、次の①および②のすべてに該当する場合においては、追加保険料払込期日(*1)の属する月の翌月の応当日を追加保険料払込期日(*1)とみなして下表の規定を適用します。
① 保険契約者が追加保険料払込期日(*1)までの追加保険料の払込みを怠った場合
② ①の払込みを怠った理由が、提携金融機関(*2)に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

ｱ. 第５節第６条（保険料不払による保険契約の解除）
ｲ. 第５節第８条（保険契約解除の効力）
ｳ. 第６節第２条（追加保険料の払込み等－口座振替方式の場合の特則）(1)および(2)
ｴ. 第６節第４条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）

(4) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、当会社が保険料を返還するときは、当会社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当会社の定める回数に分割し、当会社の定める日に指定口座(*3)に振り込むことによって行うことができるものとします。
(5) (4)の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がされている場合は適用しません。

(*1) 追加保険料払込期日とは、当会社が第１条（保険料の返還、追加または変更）(1)の表の①の通知を受けた場合または第１条(1)の表の②もしくは第１条(2)の承認をする場合において、当会社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。
(*2) 提携金融機関とは、当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
(*3) 指定口座とは、この保険契約の保険料に関して、当会社が提携金融機関(*2)に対して口座振替請求を行う口座をいいます。

第３条（追加保険料の払込み等－クレジットカード払方式の場合の特則）

(1) 下表の規定に基づき当会社が請求した追加保険料について、第１条（保険料の返還、追加または変更）(4)の規定の適用においては、当会社が追加保険料の払込みに関し、クレジットカード会社に対して、追加保険料の払込みに使用されるクレジットカード(*1)が有効であること等の確認を行ったことをもって、その追加保険料が払い込まれたものとみなします。

①	第２節第３条（保険料の払込方法－クレジットカード払方式）
②	第６節第１条（保険料の返還、追加または変更）(3)

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合は(1)の規定を適用しません。

①	当会社がクレジットカード会社から追加保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカード(*1)を使用し、クレジットカード会社に対して追加保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、その追加保険料が払い込まれたものとみなして(1)の規定を適用します。
②	会員規約等に規定する手続が行われない場合

(3) (2)の表の①の追加保険料相当額を領収できない場合は、当会社は、保険契約者に追加保険料を直接請求できるものとします。ただし、保険契約者が、クレジットカード会社に対して追加保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当会社は、その払い込んだ追加保険料相当額について保険契約者に直接請求できないものとします。
(4) 保険料払込方法がクレジットカード払の方式の場合で、当会社が保険料を返還するときは、当会社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当会社の定める回数に分割し、当会社の定める日に下表のいずれかの方法によって行うことができるものとします。

①	保険契約者の指定する口座への振込み
②	クレジットカード会社経由の返還

(5) (4)の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がされている場合は適用しません。

(*1) 当会社の指定するクレジットカードに限ります。

第４条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）

(1) 当会社が第１条（保険料の返還、追加または変更）(3)の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日(*1)を設定した場合において、下表のすべてに該当するときは、当会社は、同条(4)の規定にかかわらず、追加保険料が払い込まれたものとして、その事故による損害もしくは傷害または発病した疾病に対して保険金を支払います。

①	事故の発生の日または疾病の発病の日が、追加保険料払込期日(*1)以前であること。
②	事故の発生の日または疾病の発病の日の前日までに到来した払込期日(*2)までに払い込むべき保険料の全額が払い込まれていること。

■備 考

(2) (1)の場合において、事故の発生の日または疾病の発病の日が初回保険料払込期日以前のときは、(1)に規定する「事故の発生の日または疾病の発病の日の前日までに到来した払込期日(*2)までに払い込むべき保険料の全額」を「初回保険料」と読み替えて適用します。ただし、保険契約者が第２節第１条(保険料の払込方法等) (4)の表の②に規定する確約を行い、かつ、当会社が承認した場合は、当会社は、追加保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害もしくは傷害または発病した疾病に対して保険金を支払います。

(3) 当会社が第１条（保険料の返還、追加または変更）(3)の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日(*1)を設定した場合において、保険契約者が同条(4)に規定する期日までに追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、その払込期日の翌日以後に発生した事故による損害もしくは傷害または発病した疾病に対しては、下表の規定に従います。

①	追加保険料が、第１条(1)および(3)の規定により請求したものである場合は、当会社は、保険金を支払いません。
②	追加保険料が、第１条(2)および(3)の規定により請求したものである場合は、当会社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

(4) 第１条（保険料の返還、追加または変更）(3)の表の②の規定に基づき、当会社が保険料を変更した場合、(1)から(3)までの「追加保険料」を「保険料変更後の最初の払い込むべき保険料」と読み替えて適用します。

(5) 第１条（保険料の返還、追加または変更）(4)ただし書の規定が適用され、かつ、事故が発生または疾病が発病した場合において、下表に規定する日時の確認に関して、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めたときには、保険契約者または被保険者は、遅滞なくこれを提出しなければなりません。また、当会社が行う確認に協力しなければなりません。

①	第１節第２条（通知義務）(1)または第６節第１条（保険料の返還、追加または変更）(2)に規定する通知が行われた日時
②	第５節第３条（告知義務違反による保険契約の解除）(2)の表の③に規定する訂正の申出が行われた日時
③	事故の発生または疾病の発病の日時

(*1) 追加保険料払込期日とは、当会社が第１条（保険料の返還、追加または変更）(1)の表の①の通知を受けた場合または同条(1)の表の②もしくは同条(2)の承認をする場合において、当会社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。

(*2) 保険証券記載の払込期日をいいます。

第５条（被保険者の請求により保険契約を解除する場合の保険料の返還）

保険契約者または被保険者が、第１節第５条（被保険者による保険契約の解除請求）(2)または(3)の規定により、この保険契約のその被保険者に対する部分を解除した場合は、付表２に規定する保険料を返還します。

第７節　その他事項

第１条（保険責任の始期および終期）

(1) 当会社の保険責任は、保険証券記載の保険期間の初日の午後４時(*1)に始まり、末日の午後４時に終わります。

(2) (1)の規定にかかわらず、保険期間が開始した後でも、当会社は**初回保険料**を領収する前に生じた事故による損害もしくは**傷害**または発病した**疾病**に対しては保険金を支払いません。

(3) (1)の規定において、時刻は日本国の標準時によるものとします。

(*1) 保険証券に異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。

第２条（代　位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、**被保険者**またはその法定相続人がその身体障害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第３条（保険契約者の変更）

(1) 保険契約の締結の後、保険契約者は、**書面等**をもって当会社に保険契約者の変更の承認の請求を行い、当会社がこれを承認した場合は、当会社が認める範囲内でこの保険契約の権利および義務(*1)を第三者に移転させることができます。

(2) 保険契約の締結の後、保険契約者が死亡した場合、この保険契約が**失効**するときを除き、この保険契約の権利および義務(*1)は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人に移転するものとします。

(3) 保険契約者が２名以上である場合は、当会社は、代表者１名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者を代理するものとします。

■ 備　考

(4) (3)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合は、保険契約者の中の１名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。
(5) 保険契約者が２名以上である場合は、各保険契約者は連帯してこの保険契約の義務(*2)を負うものとします。

(*1) この保険契約の権利および義務とは、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務をいいます。
(*2) この保険契約の義務とは、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務をいいます。

第４条（保険証券等の不発行の特則）

当会社は、保険契約者の申出により、保険証券またはこれに代わる書面の発行を行わないことがあります。この場合において、この保険契約の内容として電磁的方法で提供した事項を、保険証券の記載事項とみなして、この保険契約の普通保険約款(*1)の規定を適用します。

(*1) 付帯される特約を含みます。

第５条（時　効）

保険金請求権は、第４節第１条（保険金の請求）(1)に規定する時の翌日から起算して３年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第６条（保険責任のおよぶ地域）

当会社は、下表に規定する損害または傷害もしくは疾病に対して保険金を支払います。

被保険者が日本国内または国外において事故により被った損害もしくは傷害または発病した疾病

第７条（死亡保険金受取人の変更）

(1) 保険契約の締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
(2) 保険契約締結の後、その被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
(3) (2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その事実を当会社に通知しなければなりません。
(4) (3)の規定による通知が当会社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。
(5) 保険契約者は、(2)の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
(6) (5)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその事実を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。
(7) (2)および(5)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、その被保険者の同意がなければその効力は生じません。
(8) (7)にかかわらず、第三者を被保険者とする死亡保険金のみを支払う保険契約については、(2)および(5)の規定による死亡保険金受取人の変更は、その被保険者の同意がなければ効力を生じません。
(9) 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人(*1)を死亡保険金受取人とします。
(10) 保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人をその被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。
(11) 当会社は、(3)または(6)の通知を受けた場合には、(3)の通知のときは保険契約者に対して、(6)の通知のときは保険契約者の法定相続人に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。

(*1) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

第８条（被保険者の年齢および性別の取扱い）

(1) 被保険者の契約年齢は保険期間の初日の満年で計算し、１年未満の端数については切り捨てます。
(2) 保険契約の締結の後の被保険者の年齢は、**保険年度**の初日応当日をむかえるごとに、その日の満年で計算し、１年未満の端数については切り捨てます。
(3) 保険契約の締結の際に告げられた被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、次の下表のいずれかの方法により取り扱います。

備　考

①	保険期間の初日における実際の年齢が、当会社の定める契約年齢の範囲内であった場合は、初めから実際の年齢に基づいて保険契約を締結したものとみなします。
②	保険期間の初日における実際の年齢が、当会社の定める契約年齢の範囲外であった場合は、その保険金の支払に関する条項を**無効**として既に払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、保険期間の初日においては最低契約年齢に達していなかったが、その事実が発見された日において既に最低契約年齢に達していた場合には、最低契約年齢に達した日から実際の年齢に基づいて保険契約を締結したものとみなします。

(4) 保険契約の締結の際に告げられた被保険者の性別に誤りがあった場合には、初めから実際の性別に基づいて保険契約を締結したものとみなします。

第9条（契約内容の登録）

(1) 当会社は、この保険契約の締結、保険金の支払に関する条項の追加または被保険者の追加その他の契約内容の変更の際、この保険契約またはこれに付帯する特約に関して、次の下表の事項を協会(*1)に登録することができるものとします。

①	保険契約者の氏名、住所および生年月日
②	被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
③	死亡保険金受取人の氏名
④	保険証券記載の保険金額等および被保険者の同意の有無
⑤	保険期間
⑥	当会社名

(2) 各損害保険会社は、(1)の規定により登録された被保険者について、下表の内容を調査するため、(1)の規定により登録された契約内容を協会(*1)に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。

この保険契約によって保険金を支払うべき事故による損害もしくは傷害または疾病に対して保険金を支払うべき**他の保険契約等**の内容

(3) 各損害保険会社は、(2)の規定により照会した結果を、(2)に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。

(4) 協会(*1)および各損害保険会社は、(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果を、下表に規定するもの以外に公開しないものとします。

①	(1)の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結、保険金の支払に関する条項の追加または被保険者の追加その他の契約内容の変更に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店
②	犯罪捜査等にあたる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関

(5) 保険契約者または被保険者は、その本人に係る(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果について、当会社または協会(*1)に照会することができます。

(*1) 協会とは、一般社団法人日本損害保険協会をいいます。

第10条（用語の適用等）

(1) この条項に規定されていない用語については、普通保険約款の他の条項における規定を準用します。

(2) 普通保険約款(*1)において、特に記載のないかぎり、【用語の定義】に規定する用語は、【用語の定義】に定めるところに従います。

(3) この条項において保険契約の締結には、更新(*2)を含むものとします。

(*1) 付帯される特約を含みます。

(*2) 更新とは、保険期間の末日においてこの保険契約に適用されている普通保険約款と同一の普通保険約款を、引き続き締結することをいいます。

第11条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第12条（準拠法）

この保険契約に適用される普通保険約款および特約に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

備　考

別表　後遺障害等級表

1．介護を要する後遺障害

等　級	介護を要する後遺障害
第１級	(1) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (2) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
第２級	(1) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (2) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの

2．1．以外の後遺障害

等　級	後　遺　障　害
第１級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの (3) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (4) 両上肢の用を全廃したもの (5) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両下肢の用を全廃したもの
第２級	(1) １眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 両上肢を手関節以上で失ったもの (4) 両下肢を足関節以上で失ったもの
第３級	(1) １眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）
第４級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) １上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) １下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第５級	(1) １眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) １上肢を手関節以上で失ったもの (5) １下肢を足関節以上で失ったもの (6) １上肢の用を全廃したもの (7) １下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）
第６級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) １耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) １上肢の３大関節中の２関節の用を廃したもの (7) １下肢の３大関節中の２関節の用を廃したもの (8) １手の５の手指またはおや指を含み４の手指を失ったもの

備　考

第７級	(1) １眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) １耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が１メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) １手のおや指を含み３の手指を失ったものまたはおや指以外の４の手指を失ったもの (7) １手の５の手指またはおや指を含み４の手指の用を廃したもの (8) １足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) １上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) １下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第１の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第１の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睾丸を失ったもの
第８級	(1) １眼が失明し、または１眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) １手のおや指を含み２の手指を失ったものまたはおや指以外の３の手指を失ったもの (4) １手のおや指を含み３の手指の用を廃したものまたはおや指以外の４の手指の用を廃したもの (5) １下肢を５センチメートル以上短縮したもの (6) １上肢の３大関節中の１関節の用を廃したもの (7) １下肢の３大関節中の１関節の用を廃したもの (8) １上肢に偽関節を残すもの (9) １下肢に偽関節を残すもの (10) １足の足指の全部を失ったもの
第９級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) １眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が１メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) １耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が１メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) １耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) １手のおや指またはおや指以外の２の手指を失ったもの (13) １手のおや指を含み２の手指の用を廃したものまたはおや指以外の３の手指の用を廃したもの (14) １足の第１の足指を含み２以上の足指を失ったもの (15) １足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの

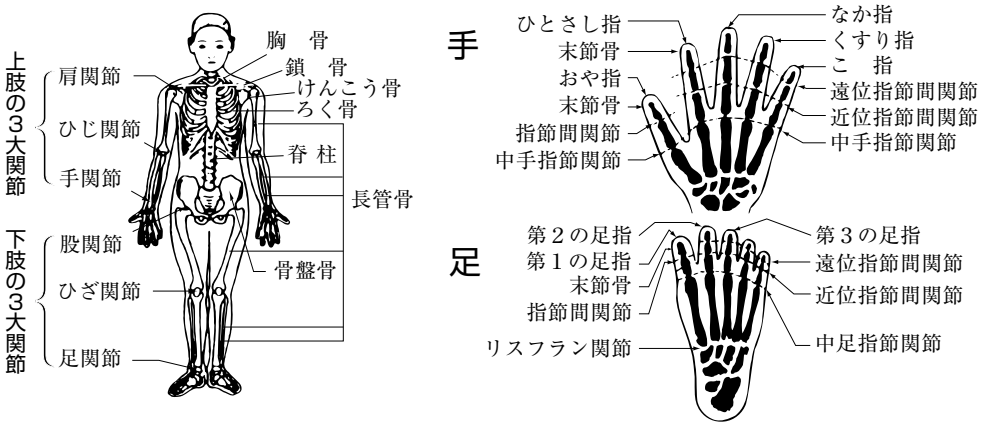
■ 備　考

第10級	(1) １眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面を見た場合に複視の症状を残すもの (3) 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が１メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) １耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) １手のおや指またはおや指以外の２の手指の用を廃したもの (8) １下肢を３センチメートル以上短縮したもの (9) １足の第１の足指または他の４の足指を失ったもの (10) １上肢の３大関節中の１関節の機能に著しい障害を残すもの (11) １下肢の３大関節中の１関節の機能に著しい障害を残すもの
第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) １眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が１メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) １耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) １手のひとさし指、なか指またはくすり指を失ったもの (9) １足の第１の足指を含み２以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
第12級	(1) １眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) １眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) ７歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) １耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) １上肢の３大関節中の１関節の機能に障害を残すもの (7) １下肢の３大関節中の１関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) １手のこ指を失ったもの (10) １手のひとさし指、なか指またはくすり指の用を廃したもの (11) １足の第２の足指を失ったもの、第２の足指を含み２の足指を失ったものまたは第３の足指以下の３の足指を失ったもの (12) １足の第１の足指または他の４の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの
第13級	(1) １眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの (3) １眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) ５歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) １手のこ指の用を廃したもの (7) １手のおや指の指骨の一部を失ったもの (8) １下肢を１センチメートル以上短縮したもの (9) １足の第３の足指以下の１または２の足指を失ったもの (10) １足の第２の足指の用を廃したもの、第２の足指を含み２の足指の用を廃したものまたは第３の足指以下の３の足指の用を廃したもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの
第14級	(1) １眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (2) ３歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) １耳の聴力が１メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) １手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) １手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) １足の第３の足指以下の１または２の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの

備　考

注１．各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とします。

注２．関節などの説明図



付表１－１　失効・当会社による解除の場合の返還保険料

保険期間	払込方法	返還保険料の額
１年	一時払、 一時払以外	(1) 保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1)(*2) (2) 未払込保険料(*3)(*4)がある場合は、(1)の額からその未払込保険料(*3)(*4)を差し引いた額
１年未満	一時払、 一時払以外	保険期間が１年の場合の算出方法に準じて算出した額
１年超	一時払	(1) 保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づき、経過年月数により算出した額(*1) (2) (1)の額は保険証券に例示します。
	一時払以外	(1) 保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づき、保険料払込期間中の保険契約についてはその払込年月数および経過年月数により、その他の保険契約についてはその経過年月数により算出した額(*1) (2) (1)の額は保険証券に例示します。

(*1) 保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。

(*2) 第５節第３条（告知義務違反による保険契約の解除）(1)ただし書の規定により解除する場合には、解除された日の保険契約の条件に基づく解除部分の年間の保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した解除部分の保険料を差し引いた額とします。

(*3) 未経過期間に対応する保険料を含みます。

(*4) 第５節第３条（告知義務違反による保険契約の解除）(1)ただし書の規定により解除する場合には、解除された日の保険契約の条件に基づく解除部分の未払込保険料とします。

付表１－２　保険金の支払による失効の場合の返還保険料

払込方法	返還保険料の額
一時払	(1) 当保険年度(*1)の翌保険年度以降の保険料について、保険契約が失効した日の保険契約の条件に基づき、当保険年度(*1)を経過した時点における経過年月数により算出した額(*2) (2) (1)の額は保険証券に例示します。
一時払以外	返還する保険料はありません。

(*1) 保険契約が失効した日の属する保険年度をいいます。

(*2) 保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。

■ 備　考

付表２　保険契約者による解除の場合の返還保険料

保険期間	払込方法	返還保険料の額
１年	一時払	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して付表３の「短期料率」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (2) (1)にかかわらず、契約条件の変更に伴い、中途更新(*2)を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額。ただし、この保険契約の契約条件を変更する方法が、保険契約引受に関する制度上、中途更新(*2)に限られる場合は、その年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (3) 未払込保険料(*3)がある場合は、(1)または(2)の額からその未払込保険料(*3)を差し引いた額
	一時払以外	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (2) (1)にかかわらず、この保険契約の契約条件を変更する場合において、その変更方法が、保険契約引受に関する制度上、中途更新(*2)に限られるときは、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (3) 未払込保険料(*3)がある場合は、(1)または(2)の額からその未払込保険料(*3)を差し引いた額
１年未満	一時払、 一時払以外	保険期間が１年の場合の算出方法に準じて算出した額
１年超	一時払	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき、経過年月数により算出した額(*1) (2) (1)の額は保険証券に例示します。
	一時払以外	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき、保険料払込期間中の保険契約についてはその払込年月数および経過年月数により、その他の保険契約についてはその経過年月数により算出した額(*1) (2) (1)の額は保険証券に例示します。

(*1) 保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。
(*2) 保険契約が解除された日を保険期間の初日として当会社と保険契約を締結することをいいます。
(*3) 未経過期間に対応する保険料を含みます。

付表３　短期料率

既経過期間	短期料率
７日まで	10%
15日まで	15%
１か月まで	25%
２か月まで	35%
３か月まで	45%
４か月まで	55%
５か月まで	65%
６か月まで	70%
７か月まで	75%
８か月まで	80%
９か月まで	85%
10か月まで	90%
11か月まで	95%
12か月まで	100%

備　考

付表２

保険期間が１年未満に該当する保険契約のうち、付表３の短期料率を適用して締結した保険契約について、解約する場合や契約条件の変更に伴い中途更新を行う場合（この保険契約の契約条件を変更する方法が、保険契約引受に関する制度上、中途更新に限られる場合を除きます。）は、この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく適用保険料から既経過期間に対して付表３の短期料率をもって算出した保険料を差し引いた額とします。

備　考

3 特約

❶被保険者の範囲に関する特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第２条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用　語	定　義
①	家族	本人のほか、第３条（被保険者の範囲）(1)の②から④までのいずれかに該当する者をいいます。
②	被保険者の型	保険証券記載の**被保険者**の型をいいます。
③	本人	保険証券の本人欄に記載の者をいいます。

第３条（被保険者の範囲）

(1) この特約により、普通保険約款傷害定額条項第２条（被保険者）(1)の規定にかかわらず、普通保険約款傷害定額条項における被保険者は、被保険者の型により下表の右欄に記載の者とします。

① 本人
② 本人の配偶者(*1)
③ 本人またはその配偶者(*1)の**同居**の**親族**
④ 本人またはその配偶者(*1)の別居の**未婚**の子
⑤ 本人の同居の親族および別居の未婚の子。ただし、②を除きます。

被保険者の型	被保険者の範囲
夫婦型	①および②
家族型	①から④まで
家族型（配偶者不担保）	①および⑤

(2) (1)の本人と本人以外の被保険者との続柄は、**傷害**の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。

(*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

第４条（当会社の責任限度額）

１回の事故について、当会社が普通保険約款傷害定額条項第５条（お支払いする保険金）(1)に基づき支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、下表に掲げる額をもって限度とします。

①	本人および配偶者については、保険証券に記載されたそれぞれの死亡・後遺障害保険金額
②	①以外の被保険者については、その被保険者ごとに、保険証券に記載された死亡・後遺障害保険金額

第５条（通知義務）

普通保険約款基本条項第１節第２条（通知義務）(1)の規定は、本人にのみ適用します。

第６条（本人である被保険者に対する部分の解除の特則）

(1) 本人から普通保険約款基本条項第１節第５条(被保険者による保険契約の解除請求）(2)の規定による解除請求があった場合、本人により同条(3)に規定する解除が行われた場合または第８条（重大事由による保険契約の解除の特則）(1)の表の④の規定により本人である被保険者に対する部分の解除が行われた場合(*1)には、保険契約者は下表のいずれかのことを行わなければなりません。

①	家族のうち新たに本人となる者の同意を得て、本人をその者に変更すること。
②	この保険契約のその家族に対する部分を解除すること。

(2) 普通保険約款基本条項第１節第５条（被保険者による保険契約の解除請求）(3)の規定により本人が同条(3)に規定する解除を行った場合または第８条（重大事由による保険契約の解除の特則）(1)の表の④の規定により当会社が本人である被保険者に対する部分について同条(1)に規定する解除を行った場合でも、(1)の手続が行われるまでの間、第３条（被保険者の範囲）の規定の適用は、その本人との続柄によるものとします。

(3) (1)の表の②の規定により、保険契約者がこの保険契約のその家族に対する部分を解除した場合には、普通保険約款基本条項付表２に規定する保険料を返還します。

(*1) 保険契約締結の後、本人が普通保険約款傷害定額条項第５条（お支払いする保険金）(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合を除きます。

第７条（本人に対する部分の失効）

(1) 保険契約の締結の後、本人が普通保険約款傷害定額条項第５条（お支払いする保険金）(1)の死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって死亡した場合(*1)には、死亡した時にこの保険契約の本人に対する部分は**失効**します。

(2) (1)の場合は、当会社は、普通保険約款基本条項付表１－１中「保険契約」とあるのを「保険契約の本人に対する部分」に読み替えて適用した保険料を返還します。

(3) (1)の規定によりこの保険契約の本人に対する部分が失効した場合でも、第３条（被保険者の範囲）の規定の適用は、その本人との続柄によるものとします。

(4) (2)に規定する保険料の返還を行わない場合は、保険契約者は、家族のうち新たに本人となる者の同意を得て、新たにその者を本人とすることができます。

(5) (4)の場合において、第３条（被保険者の範囲）の規定の適用は、(4)の手続が行われた時より、新たな本人との続柄によるものとします。

(*1) 普通保険約款基本条項第５節第２条（保険契約の無効または失効）(2)または(3)に該当する場合を除きます。

第８条（重大事由による保険契約の解除の特則）

(1) 普通保険約款基本条項第５節第５条（重大事由による保険契約の解除）(2)の規定にかかわらず、当会社は、下表のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(*1)を解除することができます。

①	本人が、普通保険約款基本条項第５節第５条(1)の表の③ｱ.からｳ.までまたはｵ.のいずれかに該当すること。
②	本人以外の被保険者が、普通保険約款基本条項第５節第５条(1)の表の③ｱ.からｳ.までまたはｵ.のいずれかに該当すること。
③	被保険者に生じた損害、傷害または**疾病**に対して支払う保険金について、その保険金の受取人が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていた場合で、普通保険約款基本条項第５節第５条(1)の表の③ｱ.からｵ.までのいずれかに該当すること。
④	被保険者に生じた損害、傷害または疾病に対して支払う保険金について、その保険金の受取人が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていなかった場合で、普通保険約款基本条項第５節第５条(1)の表の③ｱ.からｳ.までまたはｵ.のいずれかに該当すること。

(2) (1)の規定による解除が損害もしくは傷害が発生した後または疾病が発病した後になされた場合であっても、(1)の表のいずれかの事由が発生した時以降に生じた事故による損害もしくは傷害または発病した疾病に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。

(3) (1)の表の②から④までの規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、普通保険約款基本条項第５節第５条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③ｱ.からｳ.までまたはｵ.のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害、傷害または疾病については適用しません。ただし、(1)の表の③または④の規定による解除がなされた場合において、その損害、傷害または疾病に対して支払う保険金について、その保険金の受取人が普通保険約款基本条項第５節第５条(1)の表の③ｱ.からｵ.までのいずれかに該当するときには、その保険金の受取人の受け取るべき金額に限り、(2)の規定を適用するものとします。

(4) (1)の表の①または③の規定により、当会社がこの保険契約のその家族に対する部分を解除した場合は、普通保険約款基本条項付表１－１に規定する保険料を返還します。

(*1) (1)の表の①または③の事由がある場合には、その家族に対する部分に限り、(1)の表の②または④の事由がある場合には、その被保険者に対する部分に限ります。

第９条（死亡保険金受取人の変更）

普通保険約款基本条項第７節第７条（死亡保険金受取人の変更）(1)、(2)および(5)の規定にかかわらず、保険契約者は、本人以外の被保険者について、死亡保険金受取人を定め、または変更することはできません。

第10条（家族が複数の場合の約款の適用）

家族が２以上である場合は、それぞれの家族ごとに普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約の規定を適用します。

第11条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款基本条項第４節第１条（保険金の請求）(1)を次のとおり読み替えて適用します。

「

(1) 当会社に対する保険金請求権は、下表に規定する時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

下表の左欄に規定する保険金ごとに、それぞれ対応する下表の右欄に規定する時	
ｱ. 死亡保険金	その被保険者が死亡した時
ｲ. 後遺障害保険金	その被保険者に**後遺障害**が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
ｳ. 入院保険金	その被保険者が**医師等**の治療を必要としない程度になおった時、入院保険金の支払われる日数が保険証券記載の入院保険金支払限度日数に到達した時または事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の入院・手術保険金対象日数を経過した時のいずれか早い時
ｴ. 手術保険金	その被保険者が傷害の治療を目的として**手術**を受けた時
ｵ. 通院保険金	その被保険者が医師等の治療を必要としない程度になおった時、通院保険金の支払われる日数が保険証券記載の通院保険金支払限度日数に到達した時または事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の通院保険金対象日数を経過した時のいずれか早い時
ｶ. 一時金払保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内でその被保険者が治療を開始した時

」

第12条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

❷交通事故傷害危険のみ補償特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第２条（この特約の補償内容）

当会社は、この特約により、**被保険者**が下表に掲げるいずれかの事故によって、普通保険約款傷害定額条項第１条（この条項の補償内容）(1)の**傷害**を被った場合に限り、保険金を支払います。

①	被保険者が運行中の交通乗用具に搭乗していない間の運行中の交通乗用具(*1)との衝突もしくは接触等の交通事故または運行中の交通乗用具(*1)の衝突、接触、火災もしくは爆発等の交通事故
②	被保険者(*2)が運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(*3)に搭乗している間または被保険者が乗客(*4)として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内(*5)にいる間の急激かつ偶然な外来の事故
③	被保険者が道路通行中の次のいずれかの事故 ｱ. 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突または接触等 ｲ. 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突、接触、火災または爆発等
④	交通乗用具(*1)の火災

(*1) 交通乗用具に積載されているものを含みます。
(*2) 極めて異常かつ危険な方法で搭乗している者を除きます。
(*3) 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
(*4) 入場客を含みます。
(*5) 改札口の内側をいいます。

第３条（用語の定義）

この特約において、下表に規定する用語は、それぞれ次の定義によります。

	用　語	定　義
①	工作用自動車	建築工事、土木工事、農耕等の作業の用途をもつ自走式の車両をいい、各種クレーン車、パワーショベル、フォークリフト、ショベルローダー、ブルドーザー、コンクリートミキサートラック、耕運機、トラクター等をいいます。
②	運行中	交通乗用具が通常の目的にしたがって使用されている間をいいます。
③	保険金	普通保険約款傷害定額条項およびこれに付帯される特約の規定により支払われる保険金をいいます。

第４条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、被保険者が下表のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。

①	被保険者が次のいずれかに該当する間 ｱ. 交通乗用具を用いて競技等(*1)をしている間。ただし、下記ｳ.に該当する場合を除き、第５条（交通乗用具の範囲）の軌道を有しない陸上の乗用具を用いて道路上で競技等(*1)をしている間については、保険金を支払います。 ｲ. 交通乗用具を用いて競技等(*1)を行うことを目的とする場所において、競技等(*1)に準ずる方法または態様により交通乗用具を使用している間。ただし、下記ｳ.に該当する場合を除き、道路上で競技等(*1)に準ずる方法または態様により第５条の軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間については、保険金を支払います。 ｳ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、第５条の軌道を有しない陸上の乗用具を用いて競技等(*1)をしている間または競技等(*1)に準ずる方法もしくは態様により第５条の軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間
②	船舶乗組員、漁業従事者その他の**船舶**に搭乗することを職務とする者またはこれらの者の養成所の職員もしくは生徒である被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間
③	航空運送事業者が路線を定めて運行する**航空機**(*2)以外の航空機を被保険者が操縦している間またはその航空機に搭乗することを職務とする被保険者が職務上搭乗している間
④	被保険者が次に掲げる航空機のいずれかに搭乗している間 ｱ. グライダー ｲ. 飛行船 ｳ. 超軽量動力機 ｴ. ジャイロプレーン

(2) 当会社は、被保険者が職務として下表に掲げる作業のいずれかに従事中にその作業に直接起因する事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。

①	交通乗用具への荷物等(*3)の積込み作業、交通乗用具からの荷物等(*3)の積卸し作業または交通乗用具上での荷物等(*3)の整理作業
②	交通乗用具の修理、点検、整備または清掃の作業

(*1) 競技等とは、競技、競争、興行(*4)、訓練(*5)または試運転(*6) をいいます。
(*2) 定期便であると不定期便であるとを問いません。
(*3) 荷物、貨物等をいいます。
(*4) いずれもそのための練習を含みます。
(*5) 自動車または原動機付自転車の運転資格を取得するための訓練を除きます。
(*6) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。

第５条（交通乗用具の範囲）

この特約において、交通乗用具とは、下表のいずれかに該当するものをいいます。

分　類	交　通　乗　用　具
軌道上を走行する陸上の乗用具(*1)	汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフト
軌道を有しない陸上の乗用具(*2)	自動車(*3)、原動機付自転車、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引(けん)される車、そり、身体障害者用車いす、乳母車、ベビーカー、歩行補助車(*4)
空の乗用具(*5)	航空機
水上の乗用具(*6)	船舶
その他の乗用具(*7)	エレベーター、エスカレーター、動く歩道

(*1) ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。
(*2) 作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等で専ら遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、キックボード(*8)等は除きます。
(*3) スノーモービルを含みます。
(*4) 原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものに限ります。
(*5) ハンググライダー、気球、パラシュート等は除きます。
(*6) 幼児用のゴムボート、ウィンドサーフィン、サーフボード等は除きます。
(*7) 立体駐車場のリフト等専ら物品輸送用に設置された装置等は除きます。
(*8) 原動機を用いるものを含みます。

第６条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款傷害定額条項第４条（保険金をお支払いしない場合－その２）の規定は適用しません。

第７条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

〈交通事故傷害危険のみ補償特約　第４条(1)の表の①〉

「競技等」のうち、競技、競争とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレース等をいい、興行とは、サーカスやスタントカー等をいいます。

❸就業中のみの危険補償特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第２条（この特約の補償内容）

当会社は、この特約により、**被保険者**がその職業または職務に従事している間(*1)に普通保険約款傷害定額条項第１条（この条項の補償内容）(1)の**傷害**を被った場合に限り、保険金(*2)を支払います。

(*1) 通勤途上を含みます。
(*2) 普通保険約款傷害定額条項およびこれに付帯される特約の規定により支払われる保険金をいいます。

第３条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

❹特定感染症危険補償特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第２条（この特約の補償内容）

(1) 当会社は、**被保険者**が保険期間中に特定感染症を発病し、その直接の結果として、第６条（お支払いする保険金）(1)の表の「保険金をお支払いする場合」欄に該当する場合は、普通保険約款傷害定額条項およびこれに付帯される特約の規定にしたがい、保険金を支払います。
(2) (1)の発病の認定は、**医師等**の診断によります。

第３条（用語の定義）

この特約において、下表に規定する用語は、それぞれ次の定義によります。

	用　語	定　義
①	特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第６条第２項から第４項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。
②	保険金	普通保険約款傷害定額条項およびこれに付帯される特約の規定により支払われる保険金のうち後遺障害保険金、入院保険金または通院保険金をいいます。

第４条（保険金をお支払いしない場合－その１）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または**暴動**
②	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③	次のいずれかに該当する事由 ｱ. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*1)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 ｲ. ｱ.以外の放射線照射または放射能汚染
④	次のいずれかに該当する事由 ｱ. ①から③までの事由によって発生した**事故の拡大** ｲ. 発生原因が何であるかにかかわらず、普通保険約款傷害定額条項第１条（この条項の補償内容）(1)に規定する事故の①から③までの事由による拡大(*2) ｳ. ①から③までの事由に伴う秩序の混乱
⑤	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失 ｱ. 被保険者。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の発病した特定感染症に限ります。 ｲ. 保険金の受取人(*3)。ただし、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
⑥	被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の発病した特定感染症に限ります。
⑦	被保険者に対する刑の執行

(2) 当会社は、普通保険約款傷害定額条項およびこれに付帯される特約の規定にしたがい保険金を支払うべき**傷害**に起因する特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

(*1) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
(*2) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。
(*3) 保険金の受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第５条（保険金をお支払いしない場合－その２）

（1）当会社は、保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

（2）（1）の規定は、この保険契約が継続契約（*1）である場合には、適用しません。

（*1）普通保険約款傷害定額条項およびこの特約に基づく保険契約（*2）の保険期間の末日またはその保険契約（*2）が保険期間の末日前に解除されていた場合にはその解除日を保険期間の初日とする保険契約（*2）をいいます。

（*2）普通保険約款傷害定額条項およびこの特約以外のこの保険契約と支払責任が同一である普通保険約款および特約に基づく保険契約を含みます。

第６条（お支払いする保険金）

（1）同一の特定感染症について、当会社は下表の規定にしたがい、保険金を支払います。

	保険金の名称	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金の受取人
①	後遺障害保険金	発病の日からその日を含めて180日以内に**後遺障害**が生じた場合	死亡・後遺障害保険金額（*1）× 保険金支払割合（*2）＝ 保険金の額	被保険者（*3）
②	入院保険金	医師等の治療を必要とし、**病院等**または介護保険法に定める介護療養型医療施設に、発病の日からその日を含めて180日以内に**入院**した場合。ただし、発病の日からその日を含めて入院・手術保険金対象日数（*4）以内の期間の入院に限ります。	入院保険金日額（*5）× 入院日数 ＝ 保険金の額 ただし、同一の特定感染症について、入院保険金支払限度日数（*6）分の保険金額を限度とします。	被保険者（*3）
③	通院保険金	医師等の治療を必要とし、病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設に、発病の日からその日を含めて180日以内に**通院**した場合。ただし、発病の日からその日を含めて通院保険金対象日数（*7）以内の通院に限ります。また、被保険者が治療を終了した時以降の通院に対しては、通院保険金を支払いません。	通院保険金日額（*8）× 通院日数 ＝ 保険金の額 ただし、同一の特定感染症について、通院保険金支払限度日数（*9）分の保険金額を限度とします。	被保険者（*3）

（2）後遺障害保険金において、同一の特定感染症の発病により、普通保険約款基本条項別表の２に掲げる２種以上の後遺障害が生じた場合には、下表の「生じた後遺障害」欄に対応する「適用する保険金支払割合」欄の割合を適用します。ただし、同一の特定感染症の発病により、同条項別表の１に掲げる後遺障害が生じた場合は、その後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合（*2）と、下表の規定による保険金支払割合（*2）のいずれか高い割合を適用します。

	生じた後遺障害	適用する保険金支払割合
①	普通保険約款基本条項別表の２の第１級から第５級までに掲げる後遺障害が２種以上ある場合	最も重い後遺障害に該当する等級の３級上位の等級に対応する保険金支払割合（*2）
②	①以外の場合で、普通保険約款基本条項別表の２の第１級から第８級までに掲げる後遺障害が２種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級の２級上位の等級に対応する保険金支払割合（*2）
③	①および②のいずれにも該当しない場合で、普通保険約款基本条項別表の２の第１級から第13級までに掲げる後遺障害が２種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級の１級上位の等級に対応する保険金支払割合（*2）。ただし、それぞれの後遺障害に対応する保険金支払割合（*2）の合計が、最も重い後遺障害に該当する等級の１級上位の等級に対応する保険金支払割合（*2）に達しない場合は、その合計した割合を適用します。
④	①から③までのいずれにも該当しない場合で、普通保険約款基本条項別表の２に掲げる後遺障害が２種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合（*2）

（3）後遺障害保険金において、既に後遺障害のある被保険者が第２条（この特約の補償内容）（1）の特定感染症を発病したことによって、同一部位について後遺障害の程度が加重された場合は、次の算式によって算出される保険金支払割合を適用します。

加重された後の後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合（*2） － 既にあった後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合（*2） ＝ 適用する保険金支払割合

（4）後遺障害保険金において、被保険者が発病の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を必要とする状態にある場合は、発病の日からその日を含めて181日目における医師等の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度を認定して、後遺障

〈特定感染症危険補償特約　第６条(1)〉

「特定感染症危険補償特約」における各保険金は、別々にご請求いただくことも可能です。例えば、特定感染症の治療を開始した時点で入院保険金または通院保険金をご請求いただき、後日、後遺障害が残存した場合には後遺障害保険金をご請求いただくことができます。

害保険金を支払います。

(5) 当会社は、被保険者に就業制限(*10)が課された場合は、(1)の表の②の入院した場合に該当したものとみなします。

(6) 入院保険金において、被保険者がこの特約または普通保険約款傷害定額条項の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。

(7) 通院保険金において、当会社は、この特約または普通保険約款傷害定額条項の規定による入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(8) 通院保険金において、被保険者がこの特約または普通保険約款傷害定額条項の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

(9) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由により、第２条（この特約の補償内容）(1)の特定感染症が重大となった場合は、その事由がなかったときに相当する額を支払います。

①	被保険者が第２条(1)の特定感染症を発病した時に、既に存在していた身体の障害または**疾病**が影響したこと。
②	被保険者が第２条(1)の特定感染症を発病した後に、その特定感染症と関係なく発生した傷害または疾病が影響したこと。
③	正当な理由がなくて被保険者が治療を怠ったこと。
④	正当な理由がなくて保険契約者または保険金の受取人が被保険者に治療をさせなかったこと。

(10) 同一の特定感染症について、被保険者１名に対し当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、(1)から(4)までおよび(9)の規定による額とし、かつ、死亡・後遺障害保険金額(*1)を限度とします。

(11) 当会社は、(10)に規定する保険金のほか、同一の特定感染症について、被保険者１名に対して(1)および(5)から(9)までの規定による入院保険金または通院保険金を支払います。

(*1) 死亡・後遺障害保険金額とは、保険証券に記載されたその被保険者の死亡・後遺障害保険金額をいいます。

(*2) 保険金支払割合とは、下表に規定する保険金支払割合をいいます。

後遺障害の等級	保険金支払割合
第１級	100%
第２級	89%
第３級	78%
第４級	69%
第５級	59%
第６級	50%
第７級	42%
第８級	34%
第９級	26%
第10級	20%
第11級	15%
第12級	10%
第13級	7%
第14級	4%

(*3) 第２条（この特約の補償内容）(1)の特定感染症を発病し、(1)の表の「保険金をお支払いする場合」欄に該当したその被保険者をいいます。

(*4) 入院・手術保険金対象日数とは、保険証券記載の入院・手術保険金対象日数をいいます。

(*5) 入院保険金日額とは、保険証券に記載されたその被保険者の入院保険金日額をいいます。

(*6) 入院保険金支払限度日数とは、保険証券記載の入院保険金支払限度日数をいいます。

(*7) 通院保険金対象日数とは、保険証券記載の通院保険金対象日数をいいます。

(*8) 通院保険金日額とは、保険証券に記載されたその被保険者の通院保険金日額をいいます。

(*9) 通院保険金支払限度日数とは、保険証券記載の通院保険金支払限度日数をいいます。

(*10) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条第２項の規定による就業制限をいいます。

第７条（普通保険約款の支払保険金に関する特則）

(1) 被保険者がこの特約の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中、新たに普通保険約款傷害定額条項第１条（この条項の補償内容）(1)の傷害を被ったとしても、当会社は、普通保険約款傷害定額条項に規定する入院保険金を支払いません。

(2) この特約の規定による入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、当会社は、普通保険約款傷害定額条項に規定する通院保険金を支払いません。

(3) 被保険者がこの特約の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中、新たに普通保険約款傷害定額条項第１条（この条項の補償内容）(1)の傷害を被ったとしても、当会社は、普通保険約款傷害定額条項に規定する通院保険金を支払いません。

第８条（普通保険約款の適用除外）

この特約の規定が適用される場合には、普通保険約款傷害定額条項の下表の規定は適用しません。

①	第３条（保険金をお支払いしない場合－その１）
②	第４条（保険金をお支払いしない場合－その２）
③	第５条（お支払いする保険金）
④	第６条（死亡の推定）

第９条（普通保険約款および被保険者の範囲に関する特約の読み替え）

(1) この特約については、普通保険約款基本条項第４節第１条（保険金の請求）を次のとおり読み替えて適用します。

① 同条(1)を次のとおり読み替えて適用します。

「

(1) 当会社に対する保険金請求権は、下表に規定する時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

下表の左欄に規定する保険金ごとに、それぞれ対応する下表の右欄に規定する時	
ｱ. 後遺障害保険金	その被保険者に後遺障害が生じた時または発病の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
ｲ. 入院保険金	その被保険者が医師等の治療を必要としない程度になおった時、入院保険金の支払われる日数が保険証券記載の入院保険金支払限度日数に到達した時または発病の日からその日を含めて保険証券記載の入院・手術保険金対象日数を経過した時のいずれか早い時
ｳ. 通院保険金	その被保険者が医師等の治療を必要としない程度になおった時、通院保険金の支払われる日数が保険証券記載の通院保険金支払限度日数に到達した時または発病の日からその日を含めて保険証券記載の通院保険金対象日数を経過した時のいずれか早い時

」

② 同条(2)⑤を次のとおり読み替えて適用します。

「

⑤ ①から④までのほか、下表の書類または証拠

ｱ. 被保険者に就業制限が課されたことおよび就業制限日数を記載した公の機関が発行する証明書またはこれに代わるべき書類

」

(2) この保険契約に被保険者の範囲に関する特約が付帯される場合は、同特約第３条（被保険者の範囲）(2)を下表のとおり読み替えて適用します。

読み替え前	読み替え後
傷害の原因となった事故発生の時	特定感染症を発病した時

第10条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

❺天災危険補償特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第２条（この特約の補償内容）

当会社は、この特約により、普通保険約款傷害定額条項第３条（保険金をお支払いしない場合－その１）(1)の表の②および④または普通保険約款所得補償条項第３条（保険金をお支払いしない場合－その１）(1)の表の②および④の規定にかかわらず、**被保険者**が下表に掲げる事由のいずれかによって被った**傷害**に対しても、保険金(*1)を支払います。

①	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
②	次のいずれかに該当する事由 ｱ. ①の事由によって発生した**事故の拡大** ｲ. 発生原因が何であるかにかかわらず、普通保険約款傷害定額条項第１条（この条項の補償内容）(1)に規定する事故または普通保険約款所得補償条項第１条（この条項の補償内容）(1)に規定する身体障害の原因となった事故の①の事由による拡大(*2) ｳ. ①の事由に伴う秩序の混乱

(*1) 普通保険約款傷害定額条項およびこれに付帯される特約または普通保険約款所得補償条項およびこれに付帯される特約の規定により支払われる保険金をいいます。

(*2) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

第３条（保険金の支払時期）

当会社は、普通保険約款基本条項第４節第２条（保険金の支払）(2)の表の⑤の次に、⑥として次のとおり追加して適用します。

「

⑥　災害対策基本法に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査	365日

」

第４条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

❻後遺障害等級限定補償特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第２条（この特約の補償内容）

当会社は、この特約により、**被保険者**に、死亡・後遺障害保険金額(*1)に普通保険約款基本条項別表 後遺障害等級表の第３級に対応する保険金支払割合(*2)を乗じた額以上の額が支払われるべき**後遺障害**が生じた場合に限り、後遺障害保険金を支払います。

(*1) 死亡・後遺障害保険金額とは、保険証券に記載されたその被保険者の死亡・後遺障害保険金額をいいます。
(*2) 保険金支払割合とは、普通保険約款傷害定額条項第５条（お支払いする保険金）の(*2)に規定する保険金支払割合をいいます。

第３条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

❼事業主費用補償特約（傷害定額用）

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第２条（この特約の補償内容）

当会社は、普通保険約款傷害定額条項第５条（お支払いする保険金）に規定する死亡保険金または後遺障害保険金を支払う場合は、保険契約者が臨時に負担した下表に掲げる費用のうち社会通念上妥当と認められる金額に対して、普通保険約款傷害定額条項およびこの保険契約に付帯される特約の規定にしたがい、保険契約者に保険金を支払います。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に必要とした費用に限ります。

①	葬儀費用、香典、花代、弔電費用等の補償対象者の葬儀に関する費用
②	遠隔地で事故が発生した際の補償対象者の捜索費用、移送費用等の救援者費用
③	事故現場の清掃費用等の復旧費用
④	補償対象者の代替のための求人または採用等に関する費用
⑤	①から④のほか、補償対象者が普通保険約款傷害定額条項第５条（お支払いする保険金）(1)の表の①または②の「保険金をお支払いする場合」欄に該当したことに直接起因して負担した費用

第３条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用　語	定　義
①	保険契約者	この保険契約の保険契約者をいいます。ただしこの保険契約の保険契約者が連合体である場合は、その構成員のうち、補償対象者が所属する組織または補償対象者と雇用関係のある事業主をいいます。
②	補償対象者	この特約が付帯された普通保険約款傷害定額条項の**被保険者**をいいます。

第４条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、下表のいずれかに該当する**傷害**に対しては、この特約の保険金を支払いません。

①	保険契約者(*1)の故意または重大な過失によって生じた傷害
②	保険契約者(*1)の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害

（*1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第５条（保険金の支払額）

（1）当会社が支払う保険金の額は、保険証券記載の事業主費用保険金額を限度とします。

（2）（1）の規定にかかわらず、補償対象者の遺族または補償対象者に支払う費用は、100万円を限度とします。

第６条（事故発生時の義務）

保険契約者、被保険者または保険金の受取人は、事故が発生したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

①　事故発生の通知	事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
②　事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、当会社に**書面等**により通知すること。 ｱ．　事故の状況 ｲ．　事故の発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
③　他の保険契約等の通知	**他の保険契約等**の有無および内容（*1）について、遅滞なく、当会社に通知すること。
④　請求権の保全等	他人に損害賠償の請求（*2）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑤　調査の協力等	①から④までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害または傷害の調査に協力すること。

（*1）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

（*2）損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第７条（事故発生時の義務違反）

（1）保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第６条（事故発生時の義務）の表の規定に違反した場合は、当会社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

①　第６条の表の①から③までまたは同表の⑤	第６条の表の①から③までまたは同表の⑤の規定に違反したことによって当会社が被った損害の額
②　第６条の表の④	他人に損害賠償の請求（*1）をすることによって取得することができたと認められる額

（2）保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第６条（事故発生時の義務）の表の②もしくは同表の⑤に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（*1）損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第８条（保険金の請求）

（1）当会社に対する保険金請求権は、第２条（この特約の補償内容）の表に規定する費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。

（2）保険契約者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

①　保険金の請求書

②　傷害の程度を証明する書類（*1）（*2）

③　保険契約者が死亡した場合は、保険契約者の除籍および保険契約者のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本

④　普通保険約款基本条項第４節第４条（指定代理請求人）に規定する保険金の受取人の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条（1）の表に規定する者であることを証明する書類

⑤　①から④までのほか、下表の書類または証拠

ｱ．　公の機関が発行する事故証明書またはこれに代わるべき書類

ｲ．　第２条（この特約の補償内容）の表に規定する費用の支出を証明する書類。
ただし、下表の左欄に規定する場合ごとに、それぞれ対応する下表の右欄に規定する金額の保険金請求分を除きます。

普通保険約款傷害定額条項第５条（お支払いする保険金）に規定する死亡保険金を支払う場合	10万円
普通保険約款傷害定額条項第５条に規定する後遺障害保険金を支払う場合において、保険金支払割合が70%以上のとき。	5万円
普通保険約款傷害定額条項第５条に規定する後遺障害保険金を支払う場合において、保険金支払割合が40%以上のとき。	3万円

ｳ．　保険契約者の印鑑証明書

⑥　①から⑤までのほか、当会社が普通保険約款基本条項第４節第２条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(3) 当会社は、傷害の内容または程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対して、(2)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 死亡に関して支払われる保険金の請求の場合は死亡診断書または死体検案書をいいます。

(*2) 後遺障害に関して支払われる保険金の請求の場合は、後遺障害もしくは傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、ＭＲＩ等の各種検査資料をいいます。

第９条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

(1) 他の保険契約等がある場合は、下表の額を支払保険金の額とします。

①	この特約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額
②	他の保険契約等によってこの特約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合は、(2)に規定する支払限度額から、他の保険契約等から支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を限度とします。

(2) 支払限度額は、それぞれの保険契約または共済契約のうち最も保険金額の高い保険契約または共済契約により、その契約において他の保険契約等がないものとした場合に支払われるべき保険金または共済金の額とします。

第10条（代　位）

(1) 損害が生じたことにより、保険契約者が損害賠償請求権その他の債権(*1)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合は、保険契約者が取得した債権の全額
②	①以外の場合は、保険契約者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1)の表の②の場合において、当会社に移転せずに保険契約者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(*1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第11条（普通保険約款の適用除外）

この特約については、普通保険約款基本条項第４節第２条（保険金の支払）の(*3)の規定は適用しません。

第12条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款基本条項第４節第２条（保険金の支払）(1)の表の⑤を下表のとおり読み替えて適用します。

読み替え前	読み替え後
被保険者	保険契約者

第13条（重大事由による解除の特則）

(1) 当会社は、保険契約者が、普通保険約款基本条項第５節第５条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③ｱ.からｵ.までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約(*1)を解除することができます。

(2) (1)の規定による解除が費用の発生した後になされた場合であっても、(1)の解除の原因となる事由が発生した時以降に生じた事故による費用に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。

(3) (1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、普通保険約款基本条項第５節第５条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③ｱ.からｵ.までのいずれにも該当しない保険契約者に生じた費用については適用しません。

(*1) 保険契約者のうち組織(*2)または事業主(*2)が該当する場合には、その組織(*2)またはその事業主(*2)に対する部分に限ります。

(*2) 第３条（用語の定義）の表の①のただし書に規定する連合体の構成員である組織または事業主をいいます。

第14条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

❽企業等の災害補償規定等特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第２条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用　語	定　義
①	災害補償規定等	保険契約者が従業員等の業務中および業務外の災害等に対し、遺族補償を行う旨を定めた規定をいいます。
②	受給者	災害補償規定等の受給者をいいます。

第３条（死亡保険金の支払）

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款傷害定額条項およびこれに付帯される特約の規定にかかわらず、保険契約者を死亡保険金受取人とします。ただし、保険契約者が企業等の連合体の場合には**被保険者**の所属する企業等とし、この場合にはこの特約の規定において「保険契約者」とあるのは「被保険者が所属する企業等」と読み替えて適用します。

(2) (1)において当会社が支払うべき死亡保険金の額は、普通保険約款傷害定額条項およびこれに付帯される特約の規定にしたがいます。ただし、下表に掲げる金額(*1)を限度とします。

①	保険金の請求書類が第５条（保険金の請求）の表の①の場合	遺族補償額(*2)の範囲内で、受給者が了知している保険金の請求額
②	保険金の請求書類が第５条の表の②の場合	受給者が保険契約者から受領した金銭の額
③	保険金の請求書類が第５条の表の③の場合	保険契約者が受給者へ支払った金銭の額

(3) (1)および(2)の規定にかかわらず、保険契約者が第５条（保険金の請求）の書類を提出できない場合には、当会社は被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。

(4) (3)において当会社が支払うべき死亡保険金の額は、普通保険約款傷害定額条項およびこれに付帯される特約の規定にしたがいます。ただし、遺族補償額(*2)(*1)を限度とします。

(*1) **他の保険契約等**(*3)があり、同一の事故に対して、既に保険金または共済金が支払われている場合は、他の保険契約等(*3)によって支払われた金額を控除した残額をいいます。

(*2) 災害補償規定等に規定する遺族補償に充てられる金額をいいます。

(*3) 災害補償規定等に対して保険金または共済金を支払う他の保険契約または共済契約をいいます。

第４条（保険料の返還）

第３条（死亡保険金の支払）(2)ただし書または同条(4)ただし書により死亡保険金の支払額を減額する場合には、既に払い込まれた保険料のうち、その減額分に対応する保険料を保険契約者に返還します。

第５条（保険金の請求）

保険契約者が死亡保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款およびこれに付帯される特約に規定する書類の他に、下表に掲げる書類のいずれかを提出しなければなりません。

①	受給者が保険金の請求内容について了知していることを証する書類
②	受給者が保険契約者から金銭を受領したことを証する書類
③	保険契約者が受給者に金銭を支払ったことを証する書類

第６条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

❾法人契約特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第２条（保険金の支払）

当会社は、この特約により、普通保険約款傷害定額条項第５条（お支払いする保険金）の規定にかかわらず、普通保険約款傷害定額条項およびこれに付帯される特約に基づいて支払われる後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金または一時金払保険金についても死亡保険金受取人に支払います。

第３条（普通保険約款の適用除外）

この特約については、普通保険約款基本条項第７節第７条（死亡保険金受取人の変更）(10)の規定は適用しません。

第４条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

⑩手術保険金の支払対象等変更に関する特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第２条（この特約の補償内容）

(1) 当会社は、普通保険約款傷害定額条項第５条（お支払いする保険金）(1)の表の④および(9)の規定にかかわらず、１回の事故について、下表の規定にしたがい、手術保険金を支払います。

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金の受取人
入院保険金が支払われる場合に、**病院等**または介護保険法に定める介護療養型医療施設において、**傷害**の治療を直接の目的として別表に規定する**手術**を受けたとき。 ただし、事故の発生の日からその日を含めて入院・手術保険金対象日数(*1)以内の期間に受けた手術に限ります。	入院保険金日額(*2) × 手術の種類に対応する別表に規定する倍率 ＝ 保険金の額 ただし、１事故に基づく傷害について、１回の手術に限ります。	**被保険者**(*3)

(2) 手術保険金において、当会社は、被保険者が１事故に基づく傷害に対して２以上の手術を受けた場合には、別表に規定する倍率の最も高い手術についてのみ手術保険金を支払います。

(*1) 入院・手術保険金対象日数とは、保険証券記載の入院・手術保険金対象日数をいいます。
(*2) 入院保険金日額とは、保険証券に記載されたその被保険者の入院保険金日額をいいます。
(*3) 普通保険約款傷害定額条項第１条（この条項の補償内容）(1)の傷害を被り、(1)の表の「保険金をお支払いする場合」欄に該当したその被保険者をいいます。

第３条（普通保険約款の読み替え）

(1) この特約については、普通保険約款傷害定額条項第５条（お支払いする保険金）(16)を下表のとおり読み替えて適用します。

読み替え前	読み替え後
(1)および(7)から(13)までの規定	(1)、(7)から(13)までおよびこの特約第２条（この特約の補償内容）の規定

(2) この特約については、普通保険約款基本条項第４節第１条（保険金の請求）(1)を次のとおり読み替えて適用します。

「

(1) 当会社に対する保険金請求権は、下表に規定する時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

下表の左欄に規定する保険金ごとに、それぞれ対応する下表の右欄に規定する時	
ｱ. 死亡保険金	その被保険者が死亡した時
ｲ. 後遺障害保険金	その被保険者に**後遺障害**が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
ｳ. 入院保険金および手術保険金	その被保険者が**医師等**の治療を必要としない程度になおった時、入院保険金の支払われる日数が保険証券記載の入院保険金支払限度日数に到達した時または事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の入院・手術保険金対象日数を経過した時のいずれか早い時
ｴ.通院保険金	その被保険者が医師等の治療を必要としない程度になおった時、通院保険金の支払われる日数が保険証券記載の通院保険金支払限度日数に到達した時または事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の通院保険金対象日数を経過した時のいずれか早い時
ｵ.一時金払保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内でその被保険者が治療を開始した時

」

(3) この特約が付帯された保険契約に被保険者の範囲に関する特約が付帯されている場合においても、同特約第11条（普通保険約款の読み替え）の規定にかかわらず、(2)の規定を適用します。

第４条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

別表　第2条（この特約の補償内容）(1)の表の手術

対　象　と　な　る　手　術	倍　率
1．皮膚、皮下組織の手術（単なる皮膚縫合は除く。） (1) 植皮術、皮膚移植術、皮弁作成術、皮弁移動術、皮弁切断術、遷延皮弁術(いずれも25cm^{2}未満は除く。)	20
(2) 瘢痕拘縮形成術、顔面神経麻痺形成手術、動脈皮弁術、筋皮弁術、遊離皮弁術、複合組織移植術、自家遊離複合組織移植術	20
2．手指、足指を含む筋、腱、腱鞘の手術（筋炎手術および抜釘術を除く。） (1) 筋、腱、腱鞘の観血手術（いずれも関節鏡下によるものを含む。）	10
3．手指、足指を含む四肢関節、靭帯の手術（抜釘術を除く。） (1) 四肢関節観血手術、靭帯観血手術（いずれも関節鏡下によるものを含む。）	10
(2) 人工骨頭挿入術、人工関節置換術	10
4．手指、足指を含む四肢骨の手術（抜釘術を除く。） (1) 四肢骨観血手術	10
(2) 骨移植術（四肢骨以外の骨を含む。）	20
5．手指、足指を含む四肢切断、離断、再接合の手術（抜釘術を除く。） (1) 四肢切断術、離断術（骨、関節の離断に伴うもの）	20
(2) 切断四肢再接合術（骨、関節の離断に伴うもの）	20
6．指移植の手術 (1) 指移植手術	40
7．鎖骨、肩甲骨、肋骨、胸骨観血手術（抜釘術を除く。）	10
8．脊柱、骨盤の手術（頸椎、胸椎、腰椎、仙椎の手術を含み、抜釘術は除く。） (1) 脊柱・骨盤観血手術（脊椎固定術、体外式脊椎固定術を含む。）	20
9．頭蓋、脳の手術（抜釘術を除く。） (1) 頭蓋骨観血手術（鼻骨および鼻中隔を除く。）	20
(2) 頭蓋内観血手術（穿頭術を含む。）	40
10. 脊髄、神経の手術 (1) 手指、足指を含む神経観血手術(形成術、移植術、切除術、減圧術、開放術、捻除術、縫合術、剥離術、移行術)	20
(2) 脊髄硬膜内外観血手術	40
11. 涙嚢、涙管の手術 (1) 涙嚢摘出術	10
(2) 涙嚢鼻腔吻合術	10
(3) 涙小管形成術	10
12. 眼瞼、結膜、眼窩、涙腺の手術（抜釘術を除く。） (1) 眼瞼下垂症手術	10
(2) 結膜嚢形成術	10
(3) 眼窩ブローアウト（吹抜け）骨折手術	20
(4) 眼窩骨折観血手術	20
(5) 眼窩内異物除去術	10
13. 眼球・眼筋の手術 (1) 眼球内異物摘出術	20
(2) レーザー・冷凍凝固による眼球手術	10
(3) 眼球摘出術	40
(4) 眼球摘除および組織または義眼台充填術	40
(5) 眼筋移植術	20
14. 角膜・強膜の手術 (1) 角膜移植術	20
(2) 強角膜瘻孔閉鎖術	10
(3) 強膜移植術	20
15. ぶどう膜、眼房の手術 (1) 観血的前房・虹彩異物除去術	10
(2) 虹彩癒着剥離術、瞳孔形成術	10
(3) 虹彩離断術	10

(4) 緑内障観血手術（レーザーによる虹彩切除術は13. (2)に該当する。）	20
16. 網膜の手術	
(1) 網膜復位術（網膜剥離症手術）	20
(2) 網膜光凝固術	20
(3) 網膜冷凍凝固術	20
17. 水晶体、硝子体の手術	
(1) 白内障・水晶体観血手術	20
(2) 硝子体観血手術（茎顕微鏡下によるものを含む。）	20
(3) 硝子体異物除去術	20
18. 外耳、中耳、内耳の手術	
(1) 耳後瘻孔閉鎖術、耳介形成手術、外耳道形成手術、外耳道造設術	10
(2) 観血的鼓膜・鼓室形成術	20
(3) 乳突洞開放術、乳突削開術	10
(4) 中耳根本手術	20
(5) 内耳観血手術	20
19. 鼻・副鼻腔の手術（抜釘術を除く。）	
(1) 鼻骨観血手術	10
(2) 副鼻腔観血手術	20
20. 咽頭、扁桃、喉頭、気管の手術	
(1) 気管異物除去術（開胸術によるもの）	40
(2) 喉頭形成術、気管形成術	40
21. 内分泌器の手術	
(1) 甲状腺、副甲状腺の手術	20
22. 顔面骨、顎関節の手術（抜釘術を除く。）	
(1) 頬骨・上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（顎関節鏡下によるものを含み、歯・歯肉の処置に伴うものは除く。）	20
23. 胸部、食道、横隔膜の手術	
(1) 胸郭形成術	20
(2) 開胸術を伴う胸部手術（胸腔鏡下によるものを含み、胸壁膿瘍切開術を除く。）、食道手術（開胸術を伴わない頸部手術によるものを含む。）、横隔膜手術	40
(3) 胸腔ドレナージ（持続的なドレナージをいう。）	10
24. 心、脈管の手術	
(1) 観血的血管形成術（血液透析用シャント形成術を除く。）	20
(2) 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸または開腹術を伴うもの）	40
(3) 開心術	40
(4) その他開胸術を伴うもの	40
25. 腹部の手術	
(1) 開腹術を伴うもの（腹腔鏡下によるものを含み、腹壁膿瘍切開術を除く。）	40
(2) 腹腔ドレナージ（持続的なドレナージをいう。）	10
26. 尿路系、副腎、男子性器、女子性器の手術	
(1) 腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作によるものおよび膀胱内凝血除去術を除く。）	40
(2) 尿道狭窄観血手術、尿道異物摘出術、尿道形成手術（いずれも経尿道的操作は除く。）	20
(3) 尿瘻観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
(4) 陰茎切断術	40
(5) 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	20
(6) 卵管・卵巣・子宮・子宮附属器手術（人工妊娠中絶術および経膣操作を除く。）	20
(7) 膣腸瘻閉鎖術	20
(8) 造膣術	20
(9) 膣壁形成術	20
(10) 副腎摘出術	40
(11) その他開腹術を伴うもの	40

27. 上記以外の手術 （1）上記以外の開頭術	40
（2）上記以外の開胸術（胸壁膿瘍切開術を除く。）	40
（3）上記以外の開腹術（腹壁膿瘍切開術および膀胱内凝血除去術を除く。）	40
（4）上記以外の開心術	40
（5）ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテル、バルーンカテーテルによる脳、咽頭、喉頭、食道、気管、気管支、心臓、血管、胸・腹部臓器、尿管、膀胱、尿道の手術（検査および処置は除く。）	10

⓫個人賠償責任補償特約

この特約の適用にあたっては、下表の左欄の事項については対応する下表の右欄に記載された内容によります。

① 本人	保険証券の本人欄に記載の者
② 本人の居住の用に供される住宅	保険証券の本人欄に記載の者の居住の用に供されている住宅(*1) (*1)別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。
③ 保険金額	保険証券記載の保険金額
④ 免責金額	保険証券記載の**免責金額**
⑤ 保険期間	保険証券記載の保険期間

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

（1）当会社は、日本国内または国外において生じた下表のいずれかの事故に起因して他人の生命または身体を害することにより、第3条（被保険者）に規定する**被保険者**が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約および他の特約(*1)の規定にしたがい、保険金を支払います。

①	住宅(*2)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
②	第3条（被保険者）に規定する被保険者の日常生活(*3)に起因する偶然な事故

（2）当会社は、(1)の表のいずれかの事故に起因して他人の**財物**を**損壊**することにより、第3条（被保険者）に規定する被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約および他の特約(*1)の規定にしたがい、保険金を支払います。

（*1）この特約に付帯される特約に限ります。
（*2）本人の居住の用に供される住宅をいい、**敷地内**(*4)の動産および不動産を含みます。
（*3）住宅(*2)以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。
（*4）囲いの有無を問わず、本人の居住の用に供される住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

第3条（被保険者）

（1）この特約における被保険者は、下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	本人
②	本人の配偶者(*1)
③	本人またはその配偶者(*1)の**同居**の**親族**
④	本人またはその配偶者(*1)の別居の**未婚**の子
⑤	本人が未成年者である場合は、本人の親権者およびその他の法定の監督義務者

（2）(1)の本人と本人以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。
（3）(1)の本人として指定された者について、死亡その他の事由が生じた場合には、保険契約者または被保険者は、そのことを当会社に**書面等**により申し出て、本人の変更を請求することができます。ただし、当会社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。
（4）この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、第5条(支払保険金の計算)（1）に規定する当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

（*1）婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

第4条（保険金をお支払いしない場合）

（1）当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

〈個人賠償責任補償特約〉
「賠償事故解決に関する特約」により、国内事故に限り、被保険者の同意を得て相手方との折衝や示談等を行います。
〈個人賠償責任補償特約　第3条〉
「ゴルフ中等の危険補償特約」がセットされたご契約では、(1)の表の①または同表の⑤のいずれかに該当する方が被保険者となります。

①	次のいずれかに該当する者の故意 ｱ. 保険契約者(*1) ｲ. 被保険者 ｳ. ｱ.またはｲ.の法定代理人
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または**暴動**
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	次のいずれかに該当する事由 ｱ. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*2)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 ｲ. ｱ.以外の放射線照射または放射能汚染
⑤	次のいずれかに該当する事由 ｱ. ②から④までの事由によって発生した**事故の拡大** ｲ. 発生原因が何であるかにかかわらず、事故の②から④までの事由による拡大(*3) ｳ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱

(2) 当会社は、被保険者が下表の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
②	もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産(*4)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
③	第３条（被保険者）(1)の表の者およびこれらの者と同居する親族に対する損害賠償責任
④	被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害(*5)に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。
⑤	被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
⑥	被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
⑦	被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
⑧	被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
⑨	**航空機**、**船舶**、車両(*6)または銃器(*7)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。ただし、原動力がもっぱら人力である船舶または車両(*6)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任を負担することによって被保険者が被る損害に対しては、この特約および他の特約(*8)にしたがい、保険金を支払います。
⑩	本人が実際に居住せず他人に賃貸されている住宅の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

(*1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(*2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
(*3) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。
(*4) 住宅(*9)の一部がもっぱら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。
(*5) 身体の障害とは、第２条（この特約の補償内容）(1)の表のいずれかの事故に起因して他人の生命または身体を害することをいいます。
(*6) 車両には、ゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを含みません。
(*7) 銃器には、空気銃を含みません。
(*8) この特約に付帯される特約に限ります。
(*9) 本人の居住の用に供される住宅をいい、敷地内(*10)の動産および不動産を含みます。
(*10) 囲いの有無を問わず、本人の居住の用に供される住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

第５条（支払保険金の計算）

(1) １回の事故について当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険金額を限度とします。

被保険者が被害者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	＋	第６条（費用）の表の①から③までの費用	－	自賠責保険等の契約が締結されており、それによって支払われる金額がある場合にはその金額	－	被保険者が被害者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額	－	免責金額	＝	保険金の額

(2) 当会社は、(1)に規定する保険金のほか、下表の額の合計額を支払います。

①	第６条（費用）の表の④から⑥までの費用
②	被保険者が書面により当会社の同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

第６条（費　用）

保険契約者または被保険者が支出した下表の費用は、これを損害の一部とみなします。ただし、収入の喪失は下表の費用に含みません。

〈個人賠償責任補償特約第４条(2)の表の⑨〉
「原動力がもっぱら人力である船舶または車両」とは、手こぎボート、自転車、荷車、人力車、祭りの山車、乳幼児または小児用の車等があたります。

	費　用	費用の説明
①	損害防止費用	基本条項特約（賠責）の事故発生時の義務に関する規定に定める損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用
②	請求権の保全、行使手続費用	基本条項特約（賠責）の事故発生時の義務に関する規定に定める権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用
③	緊急措置費用	保険事故の原因となるべき偶然な事故が発生した場合で、損害の発生および拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときにおいて、その手段を講じたことによって必要とした費用のうち、次のｱ.およびｲ.の費用 ｱ.　応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために必要とした費用 ｲ.　あらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
④	示談交渉費用	事故に関して被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当会社の同意を得て支出した費用
⑤	協力義務費用	事故に関して被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当会社の要求にしたがい、協力するために必要とした費用
⑥	争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が書面により当会社の同意を得て支出した次のｱ.からⅠ.までの費用 ｱ.　訴訟費用 ｲ.　弁護士報酬 ｳ.　仲裁、和解または調停に必要とした費用 Ⅰ.　ｱ.からｳ.までの費用のほか、権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用

⑫賠償事故解決に関する特約

この特約の適用にあたり、この特約が付帯される賠償責任補償特約は保険証券に記載されます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に、賠償責任補償特約(*1)に付帯して適用されます。

（*1）保険証券に記載の賠償責任補償特約をいいます。

第２条（当会社による援助）

(1) **被保険者**(*1)が事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者(*1)の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者(*1)に対して支払責任を負う限度において、被保険者(*1)の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

(2) この特約において事故とは、賠償責任補償特約(*2)の補償内容に規定する事故のうち、賠償責任補償特約(*2)および賠償責任補償特約(*2)に付帯される他の特約の規定により保険金の支払われるべき事故をいいます。ただし、日本国内において生じた事故に限り、かつ、被保険者(*1)に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。

(3) (1)に規定する協力または援助は、日本国内に所在する損害賠償請求権者または日本国内に所在するその者の代理人に対してのみ、かつ、日本国内においてのみ行います。

（*1）賠償責任補償特約(*2)の被保険者をいいます。
（*2）保険証券に記載の賠償責任補償特約をいいます。

第３条（当会社による解決）

(1) 下表のいずれかに該当する場合には、当会社は、当会社が被保険者(*1)に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者(*1)の同意を得て、被保険者(*1)のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(*2)を行います。

①	被保険者(*1)が事故にかかわる損害賠償の請求を受け、かつ、被保険者(*1)が当会社の解決条件に同意している場合
②	当会社が損害賠償請求権者から第４条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合

(2) (1)の場合には、被保険者(*1)は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

(3) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合は、(1)の規定にかかわらず、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(*2)を行いません。

①	１回の事故について、被保険者(*1)が負担する法律上の損害賠償責任の総額が、賠償責任補償特約(*3)の保険金額を明らかに超える場合
②	損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
③	正当な理由がなくて被保険者(*1)が(2)に規定する協力を拒んだ場合
④	**免責金額**(*4)がある場合は、１回の事故について、被保険者(*1)が負担する法律上の損害賠償責任の総額が免責金額(*4)を下回る場合

(4) (1)に規定する折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(*2)は、日本国内に所在する損害賠償請求権者または日本国内に所在するその者の代理人に対してのみ、かつ、日本国内においてのみ行います。

(*1) 賠償責任補償特約(*3)の被保険者をいいます。
(*2) 弁護士の選任を含みます。
(*3) 保険証券に記載の賠償責任補償特約をいいます。
(*4) 賠償責任補償特約(*3)について適用される免責金額をいいます。

第４条（損害賠償請求権者の直接請求権）

(1) 事故によって被保険者(*1)の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者(*1)に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に規定する損害賠償額の支払を請求することができます。

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に規定する損害賠償額を支払います。ただし、１回の事故について当会社がこの保険契約に適用されている賠償責任補償特約(*2)およびこの特約にしたがい被保険者(*1)に対して支払うべき保険金の額(*3)を限度とします。

①	被保険者(*1)が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者(*1)と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
②	被保険者(*1)が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者(*1)と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
③	損害賠償請求権者が被保険者(*1)に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者(*1)に対して書面で承諾した場合
④	法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者(*1)について、次のいずれかに該当する事由があった場合 ｱ. 被保険者(*1)またはその法定相続人の破産または生死不明 ｲ. 被保険者(*1)が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

(3) 第３条（当会社による解決）およびこの条の損害賠償額とは、被保険者(*1)が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額から、下表に掲げる額のうちいずれか大きい額を差し引くことにより算出される額をいいます。

①	被保険者(*1)が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額
②	免責金額(*4)

(4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者(*1)の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

(5) (2)または(7)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者(*1)に、その被保険者(*1)の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

(6) (2)の表の①から③までのいずれかに該当する場合で、１回の事故について、被保険者(*1)が負担する法律上の損害賠償責任の総額(*5)が賠償責任補償特約(*2)の保険金額を超えると認められるときは、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することはできず、また、当会社は、(2)の規定にかかわらず、損害賠償額を支払いません。

(7) 下表のいずれかに該当する場合は、(2)および(6)の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、１回の事故について当会社が賠償責任補償特約(*2)およびこの特約にしたがい被保険者(*1)に対して支払うべき保険金の額(*3)を限度とします。

①	損害賠償請求権者が被保険者(*1)に対して、事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者(*1)またはその法定相続人とも折衝することができないと認められるとき。
②	当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者(*1)との間で、書面による合意が成立した場合

(*1) 賠償責任補償特約(*2)の被保険者をいいます。
(*2) 保険証券に記載の賠償責任補償特約をいいます。
(*3) 同一事故について既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
(*4) 賠償責任補償特約(*2)について適用される免責金額をいいます。
(*5) 同一事故について既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

第５条（損害賠償額の請求および支払）

(1) 損害賠償請求権者が損害賠償額の支払を請求する場合は、下表の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

①	損害賠償額の請求書
②	損害額を証明する書類(*1)または**傷害**の程度を証明する書類(*2)(*3)(*4)
③	死亡に関する損害賠償額の請求の場合は、損害賠償請求権者の戸籍謄本
④	公の機関が発行する交通事故証明書(*5)。ただし、提出できない相当な理由がある場合は提出する必要はありません。
⑤	被保険者(*6)が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
⑥	①から⑤までのほか、当会社が(4)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する**書面等**において定めたもの

(2) 当会社は、事故の内容、損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(3) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなくて(2)の規定に違反した場合または(1)もしくは(2)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

(4) 当会社は、第４条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)の表のいずれかまたは同条(7)の表のいずれかに該当する場合は、請求完了日(*7)からその日を含めて30日以内に、当会社が損害賠償額を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。

①	損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者(*6)に該当する事実
②	損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において規定する事由に該当する事実の有無
③	損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において規定する解除、**無効**、**失効**または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤	①から④までのほか、**他の保険契約等**の有無および内容、損害について被保険者(*6)が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項

(5) (4)に規定する確認をするため、下表の左欄の特別な照会または調査が不可欠な場合には、(4)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(*7)からその日を含めて下表の右欄の日数(*8)を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

① 災害救助法が適用された災害の被災地域における(4)の表の①から⑤までの事項の確認のために必要な調査	60日
② (4)の表の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ (4)の表の③の事項のうち、**後遺障害**の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ (4)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(*9)	180日
⑤ (4)の表の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(6) (4)および(5)に規定する確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(*10)には、これにより確認が遅延した期間については、(4)または(5)の期間に算入しないものとします。

(*1) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書(*11)および被害が生じた物の写真(*12)をいいます。
(*2) 死亡に関して支払われる保険金の請求の場合は、死亡診断書または死体検案書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。
(*3) 後遺障害に関して支払われる保険金の請求の場合は、後遺障害もしくは傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、ＭＲＩ等の各種検査資料および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。
(*4) 傷害に関して支払われる保険金の請求の場合は、傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、ＭＲＩ等の各種検査資料、治療等に必要とした費用の領収書および休業損害の額を示す書類をいいます。
(*5) 人の死傷を伴う事故の場合に限って提出するものとします。
(*6) 賠償責任補償特約(*13)の被保険者をいいます。
(*7) 損害賠償請求権者が(1)の手続を完了した日をいいます。
(*8) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
(*9) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
(*10) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。
(*11) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。
(*12) 画像データを含みます。
(*13) 保険証券に記載の賠償責任補償特約をいいます。

第６条（損害賠償請求権の行使期限）

第４条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定による請求権は、下表のいずれかに該当する場合には、これを行使することはできません。

①	被保険者(*1)が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者(*1)と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して３年を経過した場合
②	損害賠償請求権者の被保険者(*1)に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

(*1) 賠償責任補償特約(*2)の被保険者をいいます。
(*2) 保険証券に記載の賠償責任補償特約をいいます。

第７条（仮払金および供託金の貸付け等）

(1) 第２条（当会社による援助）または第３条（当会社による解決）(1)の規定により当会社が被保険者(*1)のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、１回の事故について賠償責任補償特約(*2)の保険金額(*3)の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者(*1)に貸し付けます。また、この場合には、当会社は、１回の事故について賠償責任補償特約(*2)の保険金額(*3)の範囲内で、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付される利息と同率の利息で被保険者(*1)に貸し付けます。

(2) (1)の規定により当会社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者(*1)は、当会社のために供託金(*4)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

(3) (1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、賠償責任補償特約(*2)の保険金額に関する支払保険金の計算の規定、第４条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)ただし書および同条(7)ただし書の規定は、その貸付金または供託金(*4)を既に支払った保険金とみなして適用します。

(4) (1)の供託金(*4)が第三者に還付された場合には、その還付された供託金(*4)の限度で、(1)の当会社の名による供託金(*4)または貸付金(*4)が保険金として支払われたものとみなします。

(5) 基本条項特約（賠責）の保険金の請求に関する規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

(*1) 賠償責任補償特約(*2)の被保険者をいいます。
(*2) 保険証券に記載の賠償責任補償特約をいいます。
(*3) 同一事故について既に当会社が支払った保険金または第４条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
(*4) 利息を含みます。

第８条（個別適用）

この特約は、特に記載がないかぎり、賠償責任補償特約(*1)ごとに適用します。

(*1) 保険証券に記載の賠償責任補償特約をいいます。

⓭基本条項特約（賠責）

この特約は、保険証券に下表に規定する共通補償特約を適用することが記載されている場合にその特約に自動的に付帯して適用されます。

・個人賠償責任補償特約

第１条（事故発生時の義務）

保険契約者または**被保険者**は、事故が発生したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止	損害の発生および拡大の防止に努めること。
② 事故発生の通知	事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
③ 事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、当会社に**書面等**により通知すること。 ｱ. 事故の状況(*1) ｲ. 事故の発生の日時、場所または事故の状況(*1)について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ｳ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
④ 他の保険契約等の通知	**他の保険契約等**の有無および内容(*2)について、遅滞なく、当会社に通知すること。
⑤ 訴訟の通知	損害賠償の請求(*3)についての訴訟を提起し、または提起された場合には、遅滞なく当会社に通知すること。
⑥ 請求権の保全等	他人に損害賠償の請求(*3)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑦ 盗難の届出	**盗難**による損害が発生した場合には、遅滞なく警察官に届け出ること。
⑧ 責任の無断承認の禁止	損害賠償の請求(*3)を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
⑨ 調査の協力等	①から⑧までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

(*1) 事故の状況には、被害者の住所および氏名または名称を含みます。
(*2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。
(*3) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

〈賠償事故解決に関する特約　第８条〉

「特に記載がないかぎり」とは、本特約以外で本特約の適用に関する制約条件等の記載がある場合は、本特約の規定に加えてその内容が適用されることを示しています。

ただし、現在傷害総合保険において、ここでいう「特に記載」に該当する場合はありません。

〈基本条項特約（賠責）第１条〉

事故が発生したことを知った場合は、上記の記載事項をご対応いただきますようお願いいたします。

第２条（事故発生時の義務違反）

(1) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第１条（事故発生時の義務）の表の規定に違反した場合は、当会社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

① 第１条の表の①	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 第１条の表の②から⑤まで、同表の⑦または同表の⑨	第１条の表の②から⑤まで、同表の⑦または同表の⑨の規定に違反したことによって当会社が被った損害の額
③ 第１条の表の⑥	他人に損害賠償の請求(*1)をすることによって取得することができたと認められる額
④ 第１条の表の⑧	損害賠償責任がないと認められる額

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第１条（事故発生時の義務）の表の③、同表の⑦もしくは同表の⑨に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第３条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、下表に規定する時から発生し、これを行使することができるものとします。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

① 保険金の請求書

② 損害額を証明する書類(*1)または**傷害**の程度を証明する書類(*2)(*3)(*4)

③ 被保険者または損害賠償請求権者が死亡した場合は、被保険者または損害賠償請求権者の除籍および被保険者または損害賠償請求権者のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本

④ 普通保険約款基本条項第４節第４条（指定代理請求人）に規定する被保険者の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類

⑤ ①から④までのほか、下表の書類

ｱ. 公の機関が発行する交通事故証明書(*5)。ただし、提出できない相当な理由がある場合は提出する必要はありません。 ｲ. 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類 ｳ. 盗難による損害の場合は、所轄警察官署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類

⑥ ①から⑤までのほか、当会社が普通保険約款基本条項第４節第２条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(3) 当会社は、事故の内容、損害の額、傷害または**疾病**の程度等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書(*6)および被害が生じた物の写真(*7)をいいます。

(*2) 死亡に関して支払われる保険金の請求の場合は、死亡診断書または死体検案書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。

(*3) **後遺障害**に関して支払われる保険金の請求の場合は、後遺障害もしくは傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、ＭＲＩ等の各種検査資料および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。

(*4) 傷害に関して支払われる保険金の請求の場合は、傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、ＭＲＩ等の各種検査資料、治療等に必要とした費用の領収書および休業損害の額を示す書類をいいます。

(*5) 人の死傷を伴う事故の場合に限って提出するものとします。

(*6) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(*7) 画像データを含みます。

第４条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

この特約が付帯される共通補償特約によって保険金が支払われる損害または費用に対して、他の保険契約等がある場合は、下表の額を支払保険金の額とします。

①	この特約が付帯される共通補償特約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額
②	他の保険契約等によってこの特約が付帯される共通補償特約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合において、損害の額または費用が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額(*1)
③	②の損害の額または費用は、それぞれの保険契約または共済契約に**免責金額**の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

(*1) 他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を限度とします。

第５条（先取特権）

(1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(*1)について先取特権を有します。

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

①	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。 ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
②	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
③	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
④	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。 ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権(*1)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(*1)を質権の目的とし、または(2)の表の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)の表の①または同表の④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合は、この規定を適用しません。

(*1) 共通補償特約の費用に対する保険金請求権を除きます。

第６条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

共通補償特約の保険金額が、第５条（先取特権）(2)の表の②または同表の③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が共通補償特約の費用に関する規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第７条（損害賠償責任解決の特則）

当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第８条（特約の失効）

(1) この保険契約の普通保険約款または補償条項のすべてが消滅した場合は、この特約が付帯される共通補償特約も同時に**失効**するものとします。この場合の保険料の返還は、この特約が付帯される共通補償特約と同時に消滅する普通保険約款または補償条項の保険料の返還に関する規定にしたがいます。

(2) (1)の場合において、この保険契約の普通保険約款または補償条項が**無効**により消滅したときは、この特約が付帯される共通補償特約も同時に無効により消滅するものとします。この場合の保険料の返還は、この特約が付帯される共通補償特約と同時に消滅する普通保険約款または補償条項の保険料の返還に関する規定にしたがいます。

(3) 保険期間を通じて支払う保険金の額に限度額を設定している共通補償特約において、限度額以上の保険金を支払うべき損害が発生した場合、その事実が発生した時にこの特約が付帯される共通補償特約は失効します。ただし、保険期間が１年を超える特約においては、最終保険年度を除き、この規定は適用しません。

(4) 特約の失効が(3)の規定による場合は、当会社は既に払い込まれた保険料は返還しません。

第９条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(*1)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合は、被保険者が取得した債権の全額
②	①以外の場合は、被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1)の表の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（*1）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第10条（重大事由による解除の特則）

（1）当会社は、保険契約者または被保険者が、普通保険約款基本条項第５節第５条（重大事由による保険契約の解除）（1)の表の③ｱ.からｵ.までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯される共通補償特約(*1)を解除することができます。

（2）（1)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、（1)の解除の原因となる事由が発生した時以降に生じた事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。

（3）（1)の規定による解除がなされた場合には、（2)の規定は、下表の損害については適用しません。

①	普通保険約款基本条項第５節第５条（重大事由による保険契約の解除）（1)の表の③ｱ.からｵ.までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
②	普通保険約款基本条項第５節第５条(1)の表の③ｱ.からｵ.までのいずれかに該当する被保険者に生じた損害（*2）

（*1）本人以外の被保険者が該当する場合には、その被保険者に対する部分に限ります。

（*2）この特約が付帯される共通補償特約により規定される費用のうち、普通保険約款基本条項第５節第５条（重大事由による保険契約の解除）（1)の表の③ｱ.からｵ.までのいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。

第11条（用語および共通補償特約ごとの適用等）

（1）この特約に規定されていない用語については、各共通補償特約における規定を準用します。

（2）この特約が付帯される共通補償特約において、特に記載のないかぎり、この特約により規定される用語の定義は、この特約に規定するところにしたがいます。

（3）この特約において保険契約の締結とは、更新(*1)および、特に記載のないかぎり、この保険契約に新たな共通補償特約を追加する場合を含むものとします。

（4）この特約が付帯される共通補償特約により規定される用語は、特に記載のないかぎり、特約ごとに適用します。

（5）この特約は、特に記載のないかぎり、共通補償特約ごとに適用します。

（*1）更新とは、保険期間の末日においてこの特約が付帯される共通補償特約と同一の共通補償特約を引き続き締結することをいいます。

第12条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯される普通保険約款または補償条項に適用される基本条項の規定を準用します。ただし、複数の普通保険約款または補償条項がある場合は、この特約が付帯される共通補償特約の保険期間の初日において、保険期間の初日が最も遅い普通保険約款または補償条項に適用される基本条項の規定を準用します。

⓮条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第２条（戦争危険等免責の一部修正）

（1）当会社は、この特約により、普通保険約款傷害定額条項第３条（保険金をお支払いしない場合－その１）（1)の表の①および普通保険約款所得補償条項第３条（保険金をお支払いしない場合－その１）（1)の表の①の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または**暴動**。ただし、これらに該当するかどうかにかかわらず、テロ行為（政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体もしくは個人またはこれと連帯するものがその主義または主張に関して行う暴力的行動をいいます。）を除きます。

」

（2）当会社は、普通保険約款傷害定額条項第３条(1)の表の①および普通保険約款所得補償条項第３条(1)の表の①以外の規定ならびに普通保険約款に付帯された他の特約に普通保険約款傷害定額条項第３条(1)の表の①および普通保険約款所得補償条項第３条(1)の表の①と同じ規定がある場合には、その規定についても(1)と同様に読み替えて適用します。

第３条（この特約の解除）

当会社は、第２条（戦争危険等免責の一部修正）（1)により読み替えた規定のただし書の危険が著しく増加しこの保険契約の引受範囲(*1)を超えることとなった場合は、保険契約者に対する48時間以前の予告により、この特約を解除することができます。

（*1）保険契約を引き受けできる範囲として保険契約の締結の際に当会社が交付する**書面等**において定めたものをいいます。

〈基本条項特約（賠責） 第11条(2)～(5)〉

「特に記載のないかぎり」とは、本特約以外で本特約の適用に関する制約条件等の記載がある場合は、本特約の規定に加えてその内容が適用されることを示しています。

ただし、現在傷害総合保険において、ここでいう「特に記載」に該当する場合はありません。

第４条（特約解除の効力）

第３条（この特約の解除）の規定により当会社がこの特約を解除する場合は、将来に向かってのみ第２条（戦争危険等免責の一部修正）(1)および(2)の読み替えはなかったものとします。

⓯ゴルフ中等の危険補償特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第２条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用　語	定　義
①	ゴルフの練習	ゴルフの技術の維持または向上を目標に、クラブ等(*1)を使用して繰り返しスイングを行うこと(*2)をいい、これに付随してその場所で通常行われる準備または整理等の行為を含みます。
②	ゴルフの競技	ゴルフ場においてゴルフをプレーすることをいいます。
③	ゴルフの指導	他人が行うゴルフの練習または競技に対し、指示、助言または監督等を行うことをいいます。
④	スイング	クラブ等(*1)を動かす意思でクラブ等(*1)を前後方向へ動かすことをいいます。
⑤	ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、かつ、名目が何であるかにかかわらず、施設の利用について料金を徴収するものをいいます。
⑥	ゴルフ場敷地内	ゴルフ場として区画された**敷地内**をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。

(*1) ゴルフクラブまたはゴルフ練習用に特に考案され市販されている器具をいいます。
(*2) 場所がどこであるかにかかわりません。

第３条（この特約の補償内容－ゴルフ傷害危険）

(1) 当会社は、この特約により、**被保険者**がゴルフ場敷地内において、ゴルフの練習、競技または指導(*1)中に普通保険約款傷害定額条項第１条（この条項の補償内容）(1)の**傷害**を被った場合に限り、保険金(*2)を支払います。
(2) (1)のゴルフには、ケイマンゴルフ、ターゲットバードゴルフまたはパターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツは含みません。

(*1) ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事または入浴等の行為を含みます。
(*2) 普通保険約款傷害定額条項およびこれに付帯される特約の規定により支払われる保険金をいいます。

第４条（この特約の補償内容－ゴルフ用品損害）

(1) 携行品特約が付帯されている場合において、当会社は、この特約により、ゴルフ場敷地内において、保険の対象について、下表に規定する事由により生じた損害に限り、保険金(*1)を支払います。

①	**盗難**(*2)。ただし、ゴルフボールの盗難(*2)については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限ります。
②	ゴルフクラブの破損または曲損

(2) この特約において、保険の対象とは、携行品特約第２条(この特約の補償内容) (2)の規定にかかわらず、第６条(被保険者)に規定する被保険者が所有するゴルフ用品をいいます。
(3) (2)に規定するゴルフ用品とは、ゴルフクラブ、ゴルフボール、その他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいい、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は含みません。

(*1) 携行品特約およびこれに付帯される特約の規定により支払われる保険金をいいます。
(*2) 盗難には、盗賊または不法侵入者による損傷もしくは汚損を含みます。

第５条（この特約の補償内容－ゴルフ賠償責任）

(1) 個人賠償責任補償特約が付帯されている場合において、当会社は、この特約により、本人が行うゴルフの練習、競技または指導(*1)中に生じた偶然な事故に起因して、第６条（被保険者）に規定する被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に限り、保険金(*2)を支払います。
(2) (1)のゴルフには、ケイマンゴルフ、ターゲットバードゴルフまたはパターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツは含みません。
(3) この特約については、個人賠償責任補償特約第４条（保険金をお支払いしない場合）(2)の表の①および同表の②の規定は適用しません。
(4) この特約については、個人賠償責任補償特約第４条（保険金をお支払いしない場合）(2)の表の④の「家事使用人として使用する者」とあるのは「ゴルフの補助者として使用するキャディ」と読み替えて適用します。

(*1) ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事または入浴等の行為を含みます。
(*2) 個人賠償責任補償特約およびこれに付帯される特約の規定により支払われる保険金をいいます。

第６条（被保険者）

この特約において被保険者は、下表の左欄の規定ごとに下表の右欄に記載の者とします。

①　第３条（この特約の補償内容－ゴルフ傷害危険）	保険証券記載の被保険者
②　第４条（この特約の補償内容－ゴルフ用品損害）	携行品特約第３条（被保険者）(1)①に規定する本人
③　第５条（この特約の補償内容－ゴルフ賠償責任）	個人賠償責任補償特約第３条（被保険者）(1)の表の①または同表の⑤のいずれかに該当する者

第７条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

⑯携行品特約

この特約の適用にあたっては、下表の左欄の事項については対応する下表の右欄に記載された内容によります。

①　本人	保険証券の本人欄に記載の者
②　被保険者の型	保険証券記載の**被保険者**の型
③　保険金額	保険証券記載の保険金額
④　免責金額	保険証券記載の**免責金額**
⑤　保険期間	保険証券記載の保険期間

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第２条（この特約の補償内容）

(1) 当会社は、日本国内または国外において、保険の対象について偶然な事故によって生じた損害に対して、この特約および他の特約(*1)の規定にしたがい、保険金を支払います。

(2) この特約において、保険の対象とは、第３条（被保険者）に規定する被保険者によって住宅(*2)から一時的に持ち出されたまたは住宅(*2)外において携行中もしくは住宅(*2)外で取得し、住宅(*2)に持ち帰るまでの間の被保険者所有の家財をいいます。

(*1) この特約に付帯される特約に限ります。

(*2) 被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地は含みません。その住宅が長屋または共同住宅の場合は、その占有部分および専用使用権のある部分に限ります。

第３条（被保険者）

(1) この特約における被保険者は、被保険者の型により下表の右欄に記載の被保険者となります。

① 本人
② 本人の配偶者(*1)
③ 本人またはその配偶者(*1)の**同居**の**親族**
④ 本人またはその配偶者(*1)の別居の**未婚**の子
⑤ 本人の同居の親族および別居の未婚の子。ただし、②を除きます。

被保険者の型	被保険者の範囲
本人型	①
夫婦型	①および②
家族型	①から④まで
家族型（配偶者不担保）	①および⑤

(2) (1)の本人と本人以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。

(3) (1)の本人として指定された者について、死亡その他の事由が生じた場合には、保険契約者または被保険者は、そのことを当会社に**書面等**により申し出て、本人の変更を請求することができます。ただし、当会社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。

(*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

第４条（保険の対象の範囲）

この特約において、保険の対象には、下表に規定する物を含みません。

①	車両(*1)、**船舶**、**航空機**、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品
②	ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品

〈携行品特約　第３条〉

「ゴルフ中等の危険補償特約」がセットされたご契約では、被保険者の型は、「本人型」のみとなります。

③	移動電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
④	義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物
⑤	**預貯金証書**、手形その他の有価証券(*2)、印紙、切手、プリペイドカード、**電子マネー**、商品券その他これらに類するもの
⑥	クレジットカード、ローンカードその他これらに類する物
⑦	稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
⑧	**商品・製品等**、業務の目的のみに使用される**設備・什器等**
⑨	業務を行う者がその業務に関連して預託を受けている物
⑩	動物、植物等の生物
⑪	法令により被保険者の所有または所持が禁止されている物
⑫	データ、ソフトウエアまたはプログラム等の無体物

(*1) 自動車、原動機付自転車(*3)、軽車両(*4)、トロリーバスおよび鉄道車両をいいます。
(*2) 小切手を含みません。
(*3) 125cc以下の総排気量を有する原動機を用い、かつ、レールまたは架線によらないで運転する車であって、自転車、身体障害者用の車いす、歩行補助車等以外の物をいいます。
(*4) 自転車および荷車その他人もしくは動物の力により、または他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車(*5)であって、小児用自転車以外の小児用の車、歩行補助車等および身体障害者用の車いすを除きます。
(*5) レールによらないで運転する車には、そりおよび牛馬を含みます。

第５条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失 ｱ. 保険契約者(*1) ｲ. 被保険者(*1) ｳ. ｱ.またはｲ.の法定代理人 ｴ. ｱ.またはｲ.の同居の親族
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または**暴動**
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	次のいずれかに該当する事由 ｱ. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*2)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 ｲ. ｱ.以外の放射線照射または放射能汚染
⑤	次のいずれかに該当する事由 ｱ. ②から④までの事由によって発生した**事故の拡大** ｲ. 発生原因が何であるかにかかわらず、事故の②から④までの事由による拡大(*3) ｳ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害
②	被保険者が運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車(*4)を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車(*4)を運転している場合、または酒気を帯びて(*5)自動車または原動機付自転車(*4)を運転している間に生じた事故による損害
③	差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合、および施錠された被保険者の手荷物が、空港等における安全確認検査等の目的でその鍵を壊された場合を除きます。
④	保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害。ただし、次のいずれかに該当する者が相当の注意をもってしても発見し得なかった場合を除きます。 ｱ. 保険契約者または被保険者 ｲ. ｱ.に規定する者に代わって保険の対象を管理する者
⑤	保険の対象の自然の消耗または性質による蒸れ、さび、腐敗、かび、変質、変色その他類似の事由による損害またはねずみ食い、虫食い等の損害
⑥	保険の対象のすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち等その他単なる外観の損傷であって保険の対象の機能に支障をきたさない損害
⑦	保険の対象に対する加工、解体、組立、修理、清掃、点検、調整等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害。ただし、これらの事由に起因して火災または破裂、爆発が発生した場合を除きます。

⑧	保険の対象の電気的事故または機械的事故に起因する損害。ただし、これらの事故に起因して火災もしくは破裂、爆発が発生した場合またはこれらの事故が偶然な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。
⑨	保険の対象である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害については、この規定は適用しません。
⑩	保険の対象の置き忘れまたは紛失(*6)に起因する損害
⑪	詐欺または横領に起因して保険の対象に生じた損害
⑫	土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害
⑬	保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類のみまたは液晶ディスプレイ、プラズマディスプレイ、有機ELディスプレイ等の画像表示装置のみに生じた損害
⑭	風、雨、雪、雹(ひょう)もしくは砂塵(さじん)その他これらに類する物の吹き込み、浸み込みまたはこれらのものの漏入により生じた損害
⑮	保険の対象のうち、楽器について生じた次のいずれかの損害 ア．弦のみまたはピアノ線のみが切断した場合の弦またはピアノ線の損害 イ．打楽器の打皮のみが破損した場合の打皮の損害 ウ．楽器の音色または音質の変化の損害
⑯	保険の対象の製造者または販売者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任(*7)を負うべき損害

(*1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(*2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
(*3) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。
(*4) 125cc以下の総排気量を有する原動機を用い、かつ、レールまたは架線によらないで運転する車であって、自転車、身体障害者用の車いす、歩行補助車等以外の物をいいます。
(*5) 道路交通法第65条第１項違反またはこれに相当する状態をいいます。
(*6) 置き忘れまたは紛失後の**盗難**を含みます。
(*7) 法律上または契約上の責任には、保証書または延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。

第６条（支払保険金の計算）

(1) １回の事故について当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。また、この特約の保険期間が１年を超える場合においては、**保険年度**ごとに保険金額を限度とします。

損害額	−	免責金額	＝	保険金の額

(2) (1)の損害額とは、保険の対象について次の算式により算出される額をいいます。ただし、次の算式により算出される額が、損害が生じた地および時における保険の対象の価額以上となる場合は、その損害が生じた地および時における保険の対象の価額とします。

修理費	＋	(3)に規定する費用	−	修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額	＝	(1)の損害額

(3) (2)の費用とは、保険契約者または被保険者が支出した下表の費用をいいます。ただし、収入の喪失は下表の費用に含みません。

①	基本条項特約（財産）の保険契約者または被保険者の事故発生時の義務に関する規定に定める損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用
②	基本条項特約（財産）の保険契約者または被保険者の事故発生時の義務に関する規定に定める権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用
③	盗取された保険の対象を引き取るために必要であった費用のうち当会社が必要と認めたもの

(4) (1)の損害額のうち、回収金(*1)がある場合において、回収金(*1)の額が保険証券記載の免責金額を超過するときには、その超過額を(1)の保険金の額から差し引きます。
(5) (1)から(4)までの規定にかかわらず、保険の対象が**乗車券等**の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用および保険契約者または被保険者が負担した(3)の表の費用の額の合計額を(1)の損害額とします。
(6) 保険の対象が乗車券等または通貨もしくは小切手である場合は、保険の対象の**再取得価額**を修理費とみなして(2)の規定を適用し、保険の対象の(1)の損害額の合計が保険証券記載のこの特約の保険金額を超えるときは、保険証券記載のこの特約の保険金額をもって(1)の損害額とします。

(*1) 回収金とは、第三者が負担すべき金額で、被保険者のために既に回収されたものをいいます。

⑰基本条項特約（財産）

この特約は、保険証券に下表に規定する共通補償特約を適用することが記載されている場合にその特約に自動的に付帯して適用されます。

・携行品特約

第１条（事故発生時の義務）

保険契約者または**被保険者**は、事故が発生したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

①　損害の発生および拡大の防止	損害の発生および拡大の防止に努めること。
②　事故発生の通知	事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
③　事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、当会社に**書面等**により通知すること。 ｱ．事故の状況 ｲ．事故の発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ｳ．損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
④　他の保険契約等の通知	**他の保険契約等**の有無および内容(*1)について、遅滞なく、当会社に通知すること。
⑤　訴訟の通知	損害賠償の請求(*2)についての訴訟を提起し、または提起された場合には、遅滞なく当会社に通知すること。
⑥　請求権の保全等	他人に損害賠償の請求(*2)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑦　盗難の届出	**盗難**による損害が発生した場合には、次のこと。 ｱ．遅滞なく警察官に届け出ること。 ｲ．盗取された保険の対象に小切手が含まれる場合は、その小切手の振出人(*3)および支払金融機関へ届け出ること。 ｳ．盗取された保険の対象に**乗車券等**が含まれる場合は、その運輸機関(*4)または発行者へ届け出ること。
⑧　修理着工の事前承認	保険の対象を修理する場合には、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、必要な応急の仮手当を行う場合を除きます。
⑨　調査の協力等	①から⑧までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること(*5)。

(*1) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。
(*2) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
(*3) 被保険者が振出人である場合を除きます。
(*4) 宿泊券の場合はその宿泊施設をいいます。
(*5) 保険の対象について損害が生じた場合、当会社が、事故が生じた**建物**もしくは**敷地内**を調査することまたはその建物もしくは敷地内に収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他の場所に移転することに協力することを含みます。

第２条（事故発生時の義務違反）

(1) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第１条（事故発生時の義務）の表の規定に違反した場合は、当会社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

①　第１条の表の①	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
②　第１条の表の②から⑤までまたは同表の⑦から⑨まで	第１条の表の②から⑤までまたは同表の⑦から⑨までの規定に違反したことによって当会社が被った損害の額
③　第１条の表の⑥	他人に損害賠償の請求(*1)をすることによって取得することができたと認められる額

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第１条（事故発生時の義務）の表の③、同表の⑦もしくは同表の⑨に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第３条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
① 保険金の請求書
② 損害額を証明する書類(*1)
③ 被保険者が死亡した場合は、被保険者の除籍および被保険者のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
④ 普通保険約款基本条項第４節第４条（指定代理請求人）に規定する被保険者の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類

〈基本条項特約（財産） 第１条〉

事故が発生したことを知った場合は、上記の記載事項をご対応いただきますようお願いいたします。

⑤　①から④までのほか、下表の書類

ｱ.　所轄消防署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類 ｲ.　盗難による損害の場合は、所轄警察官署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類 ｳ.　保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合において、被保険者に保険金を支払うときは、質権者または譲渡担保権者からの保険金支払指図書

⑥　①から⑤までのほか、当会社が普通保険約款基本条項第４節第２条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(3) 当会社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書(*2)および被害が生じた物の写真(*3)をいいます。
(*2) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。
(*3) 画像データを含みます。

第４条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

この特約が付帯される共通補償特約によって保険金が支払われる損害または費用に対して、**他の保険契約等**がある場合は、下表の額を保険金の額とします。

①　この特約が付帯される共通補償特約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額 ②　他の保険契約等によってこの特約が付帯される共通補償特約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合において、損害の額または費用が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額(*1) ③　②の損害の額または費用は、それぞれの保険契約または共済契約に**免責金額**の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

(*1) 他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を限度とします。

第５条（現物による支払）

当会社は、保険の対象の損害に対し代品の交付または修繕をもって保険金の支払に代えることができるものとします。

第６条（残存物および盗難品の帰属）

(1) 当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社がこれを取得することの意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。

(2) 盗取された保険の対象について、当会社が保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、その保険の対象を回収するために支出した必要な費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。

(3) 盗取された保険の対象について、当会社が保険金を支払った場合は、その保険の対象の所有権その他の物権は、支払った保険金の額の保険の対象の価額に対する割合によって、当会社に移転します。

(4) (3)の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた保険金に相当する額(*1)を当会社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

(*1) 支払を受けた保険金に相当する額とは、この特約が付帯される共通補償特約の支払保険金の計算に関する規定に定める回収するために支出した必要な費用に対する保険金に相当する額を差し引いた残額をいいます。

第７条（特約の失効）

(1) この保険契約の普通保険約款または補償条項のすべてが消滅した場合は、この特約が付帯される共通補償特約も同時に**失効**するものとします。この場合の保険料の返還は、この特約が付帯される共通補償特約と同時に消滅する普通保険約款または補償条項の保険料の返還に関する規定にしたがいます。

(2) (1)の場合において、この保険契約の普通保険約款または補償条項が**無効**により消滅したときは、この特約が付帯される共通補償特約も同時に無効により消滅するものとします。この場合の保険料の返還は、この特約が付帯される共通補償特約と同時に消滅する普通保険約款または補償条項の保険料の返還に関する規定にしたがいます。

(3) 保険期間を通じて支払う保険金の額に限度額を設定している共通補償特約において、限度額以上の保険金を支払うべき損害が発生した場合、その事実が発生した時にこの特約が付帯される共通補償特約は失効します。ただし、保険期間が１年を超える特約においては、最終保険年度を除き、この規定は適用しません。

(4) 特約の失効が(3)の規定による場合は、当会社は既に払い込まれた保険料は返還しません。

第８条（代　位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(*1)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合は、被保険者が取得した債権の全額
②	①以外の場合は、被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1)の表の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(*1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第９条（重大事由による解除の特則）

(1) 当会社は、保険契約者または被保険者が、普通保険約款基本条項第５節第５条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③ｱ.からｵ.までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯される共通補償特約(*1)を解除することができます。

(2) (1)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、(1)の解除の原因となる事由が発生した時以降に生じた事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。

(3) (1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、普通保険約款基本条項第５節第５条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③ｱ.からｳ.までまたはｵ.のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

(*1) 本人以外の被保険者が該当する場合には、その被保険者に対する部分に限ります。

第10条（用語および共通補償特約ごとの適用等）

(1) この特約に規定されていない用語については、各共通補償特約における規定を準用します。

(2) この特約が付帯される共通補償特約において、特に記載のないかぎり、この特約により規定される用語の定義は、この特約に規定するところにしたがいます。

(3) この特約において保険契約の締結とは、更新(*1)、および、特に記載のないかぎり、この保険契約に新たな共通補償特約を追加する場合を含むものとします。

(4) この特約が付帯される共通補償特約により規定される用語は、特に記載のないかぎり、特約ごとに適用します。

(5) この特約は、特に記載のないかぎり、共通補償特約ごとに適用します。

(*1) 更新とは、保険期間の末日においてこの特約が付帯される共通補償特約と同一の共通補償特約を引き続き締結することをいいます。

第11条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯される普通保険約款または補償条項に適用される基本条項の規定を準用します。ただし、複数の普通保険約款または補償条項がある場合は、この特約が付帯される共通補償特約の保険期間の初日において、保険期間の初日が最も遅い普通保険約款または補償条項に適用される基本条項の規定を準用します。

⑱ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

この特約の適用にあたっては、下表の左欄の事項については対応する下表の右欄に記載された内容によります。

①　本人	保険証券の本人欄に記載の者
②　被保険者の型	保険証券記載の**被保険者**の型
③　保険金額	保険証券記載の保険金額
④　保険期間	保険証券記載の保険期間

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第２条（この特約の補償内容）

(1) 当会社は、被保険者がゴルフ場においてゴルフ競技中に(2)または(3)に規定するホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、慣習として下表の費用を負担することによって被る損害に対して、１回のホールインワンまたはアルバトロスにつき、保険金額を限度に、この特約および他の特約(*1)の規定にしたがい、保険金を支払います。

①	贈呈用記念品購入費用。ただし、下記の購入費用を含みません。 ｱ.　貨幣または紙幣 ｲ.　有価証券 ｳ.　商品券等の物品切手 ｴ.　プリペイドカード(*2)
②	祝賀会費用

③	ゴルフ場に対する記念植樹費用
④	同伴キャディに対する祝儀
⑤	その他慣習として支出することが適当な社会貢献、自然保護またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用。ただし、保険金額の10%を限度とします。

(2) 下表に規定する者の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス。ただし、公式競技において達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、下表のいずれかの者が目撃したホールインワンまたはアルバトロスとします。

①	同伴競技者
②	同伴競技者以外の第三者(*3)

(3) (2)に規定するホールインワンまたはアルバトロスのほか、記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス

(4) この特約において事故とは、被保険者が(2)または(3)に規定するホールインワンまたはアルバトロスを達成したことをいいます。

(*1) この特約に付帯される特約に限ります。
(*2) 被保険者がホールインワンまたはアルバトロス達成を記念して特に作成したプリペイドカードの購入費用は、贈呈用記念品購入費用に含みます。
(*3) 同伴競技者以外の第三者には、帯同者を含みません。

第3条（被保険者）

(1) この特約における被保険者は、被保険者の型により下表の右欄に記載の被保険者となります。ただし、ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う者をいい、ゴルフの競技または指導を職業としている者を除きます。

① 本人
② 本人の配偶者(*1)
③ 本人またはその配偶者(*1)の**同居**の**親族**
④ 本人またはその配偶者(*1)の別居の**未婚**の子
⑤ 本人の同居の親族および別居の未婚の子。ただし、②を除きます。

被保険者の型	被保険者の範囲
本人型	①
夫婦型	①および②
家族型	①から④まで
家族型（配偶者不担保）	①および⑤

(2) (1)の本人と本人以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。

(3) (1)の本人として指定された者について、死亡その他の事由が生じた場合には、保険契約者または被保険者は、そのことを当会社に**書面等**により申し出て、本人の変更を請求することができます。ただし、当会社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。

(4) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

(*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

第4条（用語の定義）

この特約において、下表に規定する用語は、それぞれ次の定義によります。

	用　語	定　義
①	ゴルフ場	日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、かつ、名目が何であるかにかかわらず、施設の利用について料金を徴するものをいいます。
②	ゴルフ競技	ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴し(*1)、基準打数（パー）35以上の9ホールを正規にラウンドすることをいいます。ゴルフ競技には、ケイマンゴルフ、ターゲット･バード･ゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。
③	ホールインワン	各ホールの第1打によってボールが直接ホール（球孔）に入ることをいいます。
④	アルバトロス	各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でボールがホール（球孔）に入ることをいいます。ただし、ホールインワンの場合を除きます。
⑤	贈呈用記念品購入費用	ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、同伴競技者、友人等に贈呈する記念品の購入代金および郵送費用をいいます。
⑥	祝賀会費用	ホールインワンまたはアルバトロスを達成した日から3か月以内(*2)に開催された祝賀会に必要とする費用をいいます。
⑦	ゴルフ場に対する記念植樹費用	ホールインワンまたはアルバトロスの記念としてホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場に植える樹木の代金をいいます。

〈ホールインワン・アルバトロス費用補償特約　第3条〉
被保険者の型は、「本人型」のみとなります。

⑧	同伴キャディに対する祝儀	同伴キャディに対して、ホールインワンまたはアルバトロスを達成した記念の祝金として贈与する金銭をいいます。
⑨	ゴルフの指導	他人が行うゴルフの練習または競技に対し、指示、助言、監督等を行うことをいいます。
⑩	公式競技	ゴルフ場、ゴルフ練習場、国または地方公共団体が主催、共催もしくは後援するゴルフ競技をいいます。
⑪	同伴競技者	被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に、被保険者と同一組で競技していた者をいいます。
⑫	帯同者	同伴キャディ以外の者で、被保険者または同伴競技者がゴルフ競技中に帯同するゴルフ競技を行わない者をいいます。

（*1）公式競技の場合は、他の競技者との同伴の有無を問いません。
（*2）祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から当会社にゴルフ競技を行う時期について告げ、当会社がこれを認めたときは、ホールインワンまたはアルバトロスを達成した日から１年以内に開催されたゴルフ競技に必要とする費用を含めることができます。

第５条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、下表のホールインワンまたはアルバトロスに対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者がゴルフ場の経営者である場合、その被保険者が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス
②	被保険者がゴルフ場の使用人(*1)である場合、その被保険者が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス

（*1）臨時雇いを含みます。

第６条（他の保険契約等がある場合の取扱いの特則）

基本条項特約（費用）第４条（他の保険契約等がある場合の取扱い）を以下のとおり読み替えます。

「(1)**他の保険契約等**がある場合には、下表の額を支払保険金の額とします。

① この特約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額
② 他の保険契約等によってこの特約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合は、(2)に規定する支払限度額から、他の保険契約等から支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を限度とします。

(2) 支払限度額は、それぞれの保険契約または共済契約のうち最も保険金額の高い保険契約または共済契約により、その契約において他の保険契約等がないものとした場合に支払われるべき保険金または共済金の額とします。

」

第７条（保険金の請求の特則）

被保険者が、この特約の規定にしたがい、保険金を請求しようとする場合は、基本条項特約（費用）に規定する保険金の支払を請求するときに当会社に提出する書類に加え、下表の①から③までの書類または証拠を、当会社に提出しなければなりません。ただし、公式競技において達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、基本条項特約（費用）に規定する保険金の支払を請求するときに当会社に提出する書類に加え、下表の①または②に規定する書類または証拠のいずれかを提出すれば足ります。

①	同伴競技者が署名または記名捺印した当会社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書
②	次のいずれかの書類または証拠 ｱ. 第２条（この特約の補償内容）(2)の表の②に規定する同伴競技者以外の第三者が署名または記名捺印した当会社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書 ｲ. 第２条(3)に規定するホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等
③	被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者が記名捺印した当会社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書

⑲基本条項特約（費用）

この特約は、保険証券に下表に規定する共通補償特約を適用することが記載されている場合にその特約に自動的に付帯して適用されます。

・ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

第１条（事故発生時の義務）

保険契約者、**被保険者**または保険金の受取人は、事故が発生したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

〈基本条項特約（費用） 第１条〉
事故が発生したことを知った場合は、上記の記載事項をご対応いただきますようお願いいたします。

① 損害の発生および拡大の防止	損害の発生および拡大の防止に努めること。
② 事故発生の通知	事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
③ 事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、当会社に**書面等**により通知すること。 ｱ. 事故の状況 ｲ. 事故の発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ｳ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
④ 他の保険契約等の通知	**他の保険契約等**の有無および内容(*1)について、遅滞なく、当会社に通知すること。
⑤ 訴訟の通知	損害賠償の請求(*2)についての訴訟を提起し、または提起された場合には、遅滞なく当会社に通知すること。
⑥ 請求権の保全等	他人に損害賠償の請求(*2)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑦ 盗難の届出	**盗難**による損害が発生した場合には、遅滞なく警察官に届け出ること。
⑧ 調査の協力等	①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害または**傷害**の調査に協力すること。

(*1) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。
(*2) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第２条（事故発生時の義務違反）

(1) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第１条（事故発生時の義務）の表の規定に違反した場合は、当会社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

① 第１条の表の①	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 第１条の表の②から⑤まで、同表の⑦または同表の⑧	第１条の表の②から⑤まで、同表の⑦または同表の⑧の規定に違反したことによって当会社が被った損害の額
③ 第１条の表の⑥	他人に損害賠償の請求(*1)をすることによって取得することができたと認められる額

(2) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第１条（事故発生時の義務）の表の③、同表の⑦もしくは同表の⑧に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第３条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
(2) 被保険者または保険金の受取人が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
① 保険金の請求書
② 損害額を証明する書類(*1)または傷害の程度を証明する書類(*2)（*3）（*4）
③ 被保険者または保険金の受取人が死亡した場合は、被保険者または保険金の受取人の除籍および被保険者または保険金の受取人のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
④ 普通保険約款基本条項第４節第４条（指定代理請求人）に規定する被保険者または保険金の受取人の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類
⑤ ①から④までのほか、下表の書類

ｱ. 公の機関が発行する交通事故証明書(*5)。ただし、提出できない相当な理由がある場合は提出する必要はありません。 ｲ. 盗難による損害の場合は、所轄警察官署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類

⑥ ①から⑤までのほか、当会社が普通保険約款基本条項第４節第２条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(3) 当会社は、事故の内容、損害の額、傷害または**疾病**の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対して、(2)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
(4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書(*6)および被害が生じた物の写真(*7)をいいます。
(*2) 死亡に関して支払われる保険金の請求の場合は、死亡診断書または死体検案書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。

（*3）**後遺障害**に関して支払われる保険金の請求の場合は、後遺障害もしくは傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、ＭＲＩ等の各種検査資料および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。
（*4）傷害に関して支払われる保険金の請求の場合は、傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、ＭＲＩ等の各種検査資料、治療等に必要とした費用の領収書および休業損害の額を示す書類をいいます。
（*5）人の死傷を伴う事故の場合に限って提出するものとします。
（*6）既に支払がなされた場合はその領収書とします。
（*7）画像データを含みます。

第４条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

この特約が付帯される共通補償特約によって保険金が支払われる損害または費用に対して、他の保険契約等がある場合は、下表の額を支払保険金の額とします。

①　この特約が付帯される共通補償特約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額
②　他の保険契約等によってこの特約が付帯される共通補償特約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合において、損害の額または費用が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額（*1）

（*1）他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を限度とします。

第５条（特約の失効）

（1）この保険契約の普通保険約款または補償条項のすべてが消滅した場合は、この特約が付帯される共通補償特約も同時に**失効**するものとします。この場合の保険料の返還は、この特約が付帯される共通補償特約と同時に消滅する普通保険約款または補償条項の保険料の返還に関する規定にしたがいます。
（2）（1）の場合において、この保険契約の普通保険約款または補償条項が**無効**により消滅したときは、この特約が付帯される共通補償特約も同時に無効により消滅するものとします。この場合の保険料の返還は、この特約が付帯される共通補償特約と同時に消滅する普通保険約款または補償条項の保険料の返還に関する規定にしたがいます。
（3）保険期間を通じて支払う保険金の額に限度額を設定している共通補償特約において、限度額以上の保険金を支払うべき損害が発生した場合、その事実が発生した時にこの特約が付帯される共通補償特約は失効します。ただし、保険期間が１年を超える特約においては、最終保険年度を除き、この規定は適用しません。
（4）特約の失効が（3）の規定による場合は、当会社は既に払い込まれた保険料は返還しません。

第６条（代　位）

（1）損害が生じたことにより被保険者または保険金の受取人が損害賠償請求権その他の債権（*1）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合は、被保険者または保険金の受取人が取得した債権の全額
②	①以外の場合は、被保険者または保険金の受取人が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（2）（1）の表の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者または保険金の受取人が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（*1）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第７条（重大事由による解除の特則）

（1）当会社は、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、普通保険約款基本条項第５節第５条（重大事由による保険契約の解除）（1）の表の③ｱ.からｵ.までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯される共通補償特約（*1）を解除することができます。
（2）（1）の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、（1）の解除の原因となる事由が発生した時以降に生じた事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。
（3）（1）の規定による解除がなされた場合には、（2）の規定は、普通保険約款基本条項第５節第５条（重大事由による保険契約の解除）（1）の表の③ｱ.からｵ.までのいずれにも該当しない被保険者または保険金の受取人に生じた損害については適用しません。

（*1）本人以外の被保険者または保険金の受取人が該当する場合には、その被保険者またはその保険金の受取人に対する部分に限ります。

第８条（用語および共通補償特約ごとの適用等）

（1）この特約に規定されていない用語については、各共通補償特約における規定を準用します。
（2）この特約が付帯される共通補償特約において、特に記載のないかぎり、この特約により規定される用語の定義は、この特約に規定するところにしたがいます。

(3) この特約において保険契約の締結とは、更新(*1)、および、特に記載のないかぎり、この保険契約に新たな共通補償特約を追加する場合を含むものとします。
(4) この特約が付帯される共通補償特約により規定される用語は、特に記載のないかぎり、特約ごとに適用します。
(5) この特約は、特に記載のないかぎり、共通補償特約ごとに適用します。

(*1) 更新とは、保険期間の末日においてこの特約が付帯される共通補償特約と同一の共通補償特約を引き続き締結することをいいます。

第9条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯される普通保険約款または補償条項に適用される基本条項の規定を準用します。ただし、複数の普通保険約款または補償条項がある場合は、この特約が付帯される共通補償特約の保険期間の初日において、保険期間の初日が最も遅い普通保険約款または補償条項に適用される基本条項の規定を準用します。

⑳事業主費用補償特約（所得補償用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当会社は、**被保険者**がこの保険契約の保険期間中に普通保険約款所得補償条項に規定する保険金を支払うべき就業不能に該当した結果、事業主が事業主費用を負担することによって被る損失に対して、普通保険約款所得補償条項およびこの保険契約に付帯される特約にしたがい、事業主に保険金を支払います。

第3条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用　語	定　義
①	事業主	保険証券記載の事業主をいいます。
②	事業主費用	事業主が被保険者に支払い続ける給与等の費用または事業主が代行者(*1)の雇い入れのために必要とした費用のうち、保険証券記載のものをいいます。

(*1) 就業不能になった被保険者の行うべき業務を代行させる者をいいます。

第4条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、下表のいずれかに該当する身体障害による就業不能に対しては、保険金を支払いません。

①	保険契約者(*1)の故意または重大な過失によって生じた身体障害
②	保険契約者(*1)の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた身体障害

(*1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第5条（保険金の支払額）

(1) 当会社がこの保険契約に基づいて支払うべき保険金の額は1回の就業不能について次の算式によって算出した額を限度とします。

保険証券記載の事業主費用保険金日額 × (**医師等**の治療を開始した日以後の就業不能の日数 − 保険証券記載の所得補償免責日数) ＝ 保険金の額(*1)

(2) この保険契約が継続契約である場合において、被保険者が就業不能の原因となった身体障害を被った時が、この保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、この保険契約の支払条件により算出された保険金の額と、身体障害を被った時の保険契約の支払条件により算出された保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。

(*1) 同一の身体障害(*2)による就業不能について、保険証券記載の所得補償てん補日数分の保険金額を限度とします。
(*2) 医学上重要な関係がある身体障害は、同一の身体障害とみなします。

第6条（雇用、委任等の契約関係の消滅）

当会社は、被保険者と事業主との間に締結されていた雇用、委任等の契約関係が消滅した日以降に被る損失については、この特約に規定する保険金を支払いません。

第7条（就業不能が開始した時の義務）

保険契約者、被保険者または保険金の受取人は、就業不能が開始した場合は、下表のことを履行しなければなりません。

①	就業不能が開始した日からその日を含めて30日以内に、身体障害の内容ならびに就業不能の状況および程度等の詳細を当会社に**書面等**により通知すること。

②	**他の保険契約等**の有無および内容(*1)について、遅滞なく、当会社に通知すること。
③	他人に損害賠償の請求(*2)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
④	①から③までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害または身体障害の調査に協力すること。

(*1) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。
(*2) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第８条（就業不能が開始した時の義務違反）

(1) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第７条（就業不能が開始した時の義務）の表の規定に違反した場合は、当会社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

① 第７条の表の①、同表の②または同表の④	第７条の表の①、同表の②または同表の④の規定に違反したことによって当会社が被った損害の額
② 第７条の表の③	他人に損害賠償の請求(*1)をすることによって取得することができたと認められる額

(2) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて第７条（就業不能が開始した時の義務）の表の①もしくは同表の④に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第９条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等がある場合は、下表の額を支払保険金の額とします。

①	この特約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額
②	他の保険契約等によってこの特約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合において、事業主が負担した費用が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額(*1)

(*1) 他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を限度とします。

第10条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、下表のいずれか早い時から発生し、これを行使することができるものとします。

①	就業不能が終了し、事業主が負担する事業主費用の額が確定した時。ただし、②から④までに該当する場合を除きます。
②	保険金の支払を受けられる就業不能の日数が所得補償てん補日数(*1)を超えて継続した場合は、所得補償てん補日数(*1)を経過し、事業主が負担する事業主費用の額が確定した時
③	被保険者が、保険金の支払を受けられる就業不能中に死亡した場合は、被保険者が死亡し、事業主が負担する事業主費用の額が確定した時
④	保険金の支払を受けられる就業不能中に被保険者と事業主との間に締結されていた雇用、委任等の契約関係が消滅した場合は、その契約関係が消滅し、事業主が負担する事業主費用の額が確定した時

(2) 保険金の支払を受けられる就業不能の日数が１か月以上となる場合には、当会社は、事業主の申し出によって、保険金の内払を行います。この場合、(1)の規定にかかわらず、保険金請求権は、保険金の支払を受けられる就業不能の日数が１か月に到達し、事業主が事業主費用を負担した時ごとに発生し、これを行使することができるものとします。

(3) 事業主が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

① 保険金の請求書
② 身体障害の程度を証明する書類(*2)
③ 事業主が死亡した場合は、事業主の除籍および事業主のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
④ 普通保険約款基本条項第４節第４条（指定代理請求人）に規定する保険金の受取人の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類
⑤ ①から④までのほか、下表の書類または証拠

ｱ. 公の機関が発行する事故証明書またはこれに代わるべき書類
ｲ. 当会社の定める就業不能状況報告書
ｳ. 事業主費用の支出を証明する書類
ｴ. 被保険者が在籍していることを証明する書類
ｵ. 事業主の印鑑証明書
ｶ. 当会社が被保険者の症状または治療内容等について医師等に照会し説明を求めることについての同意書

⑥　①から⑤までのほか、当会社が普通保険約款基本条項第４節第２条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(4) 当会社は、身体障害の内容または程度等に応じ、保険契約者、被保険者または事業主に対して、(3)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(5) 保険契約者、被保険者または事業主が、正当な理由がなくて(4)の規定に違反した場合または(3)もしくは(4)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 保険証券記載の所得補償てん補日数をいいます。

(*2) 身体障害の程度を証明する被保険者もしくは事業主以外の医師の診断書またはレントゲン、ＭＲＩ等の各種検査資料、治療等に必要とした費用の領収書および休業損害の額を示す書類をいいます。

第11条（代　位）

(1) 就業不能が生じたことにより事業主が損害賠償請求権その他の債権(*1)を取得した場合において、当会社がその就業不能に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合は、事業主が取得した債権の全額
②	①以外の場合は、事業主が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1)の表の②の場合において、当会社に移転せずに事業主が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(*1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第12条（普通保険約款の適用除外）

この特約については、普通保険約款基本条項第４節第２条（保険金の支払）の(*3)の規定は適用しません。

第13条（普通保険約款の読み替え）

(1) この特約については、普通保険約款所得補償条項を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第１条（この条項の補償内容）の(*2)	この所得補償条項	この特約
②	第６条（保険期間と支払責任の関係）(1)、(2)および(4)	第５条（お支払いする保険金）(1)の規定	この特約第２条（この特約の補償内容）の規定

(2) この特約については、普通保険約款基本条項第４節第２条（保険金の支払）(1)の表の⑤を下表のとおり読み替えて適用します。

読み替え前	読み替え後
被保険者	事業主

第14条（重大事由による解除の特則）

(1) 当会社は、保険契約者または事業主が、普通保険約款基本条項第５節第５条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③ｱ.からｵ.までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約(*1)を解除することができます。

(2) (1)の規定による解除が損失の発生した後になされた場合であっても、(1)の解除の原因となる事由が発生した時以降に被保険者の就業不能またはその原因となった身体障害が発生したことによる損失に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。

(3) (1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、普通保険約款基本条項第５節第５条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③ｱ.からｵ.までのいずれにも該当しない事業主に生じた損失については適用しません。

(*1) 事業主が該当する場合には、その事業主に対する部分に限ります。

第15条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

㉑所得補償保険金の入院のみ補償特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第２条（この特約の補償内容）

当会社は、この特約により、普通保険約款所得補償条項第１条（この条項の補償内容）(2)の表の②の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「

②	就業不能	**被保険者**が身体障害を被り、その身体障害の治療のため、**入院**していることにより被保険者の職業にかかわる業務に終日従事できない状態(*1)をいいます。 なお、被保険者が死亡した後は含まれません。

」

㉒特別条件付保険特約

第１条（特別条件の適用）

保険契約の締結の際、**被保険者**(*1)の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しない場合は、普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定のほか、この特約の規定を適用して、保険金(*2)を支払います。この場合、保険証券にこの特約を適用することが記載されます。

(*1) 普通保険約款所得補償条項第２条（被保険者）に規定する被保険者をいいます。
(*2) 普通保険約款所得補償条項およびこれに付帯される特約の規定により支払われる保険金をいいます。

第２条（特別条件）

当会社は、保険期間の初日(*1)からその日を含めて当会社が定める不担保期間内に、この特別条件を適用する際に当会社が指定した特定疾病または身体部位に生じた身体障害により被保険者(*2)が普通保険約款所得補償条項第５条（お支払いする保険金）(1)の表の「保険金をお支払いする場合」欄に該当した場合は、保険金(*3)を支払いません。

(*1) この保険契約が継続契約である場合は、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の初日をいいます。
(*2) 普通保険約款所得補償条項第２条（被保険者）に規定する被保険者をいいます。
(*3) 普通保険約款所得補償条項およびこれに付帯される特約の規定により支払われる保険金をいいます。

㉓継続契約の定義に関する特約（所得補償用）

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第２条（継続契約に関する事項）

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款所得補償条項を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇　所	読み替え後
①	第１条（この条項の補償内容）(2)の表の⑤の継続契約	所得補償保険契約または当会社が認めた身体に生じた障害を補償する**他の保険契約等**の保険期間の末日(*3)を保険期間の初日とする所得補償保険契約または当会社が認めた身体に生じた障害を補償する他の保険契約等をいいます。
②	第１条(2)の表の⑥の初年度契約	継続契約以外の所得補償保険契約または当会社が認めた身体に生じた障害を補償する他の保険契約等をいいます。
③	第１条の(*3)	その所得補償保険契約または当会社が認めた身体に生じた障害を補償する他の保険契約等が末日前に解除されていた場合にはその解除日とします。また、保険責任の終期の時刻が午後12時の場合には、保険期間の末日の翌日と読み替えます。
④	第５条（お支払いする保険金）(3)	この保険契約が継続契約である場合において、**被保険者**が就業不能の原因となった身体障害を被った時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときの当会社が支払うべき保険金の額は、下表のとおりとします。 ① 被保険者が身体障害を被った時が、この保険契約が継続されてきた初めの所得補償保険契約の保険期間の開始時より前である場合は、初めの所得補償保険契約の保険期間の開始時の支払条件により算出された保険金の額と、就業不能となった時の所得補償保険契約の支払条件により算出された保険金の額のうち、いずれか低い金額 ② 被保険者が身体障害を被った時が、この保険契約が継続されてきた初めの所得補償保険契約の保険期間の開始時以降である場合は、身体障害を被った時の所得補償保険契約の支払条件により算出された保険金の額と、就業不能となった時の所得補償保険契約の支払条件により算出された保険金の額のうち、いずれか低い金額
⑤	第６条（保険期間と支払責任の関係）(4)	第５条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約の保険期間中に始まった就業不能が、この保険契約が継続されてきた初めの所得補償保険契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかにおいて既に就業不能に該当していたときは、当会社は、重複しては保険金を支払いません。

(2) この特約において、下表の用語は、次の定義によります。

用　語	定　義
所得補償保険契約	この特約が付帯された普通保険約款所得補償条項または普通保険約款所得補償条項以外のこの保険契約と支払責任が同一である普通保険約款もしくは特約に基づく保険契約をいいます。

第３条（準用規定）

　この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

㉔保険契約の更新に関する特約

第１条（この特約の適用条件）

(1) この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

(2) この特約の適用にあたっては、特に記載のないかぎり、普通保険約款、普通保険約款に規定する補償条項(*1)ごとおよび基本条項特約（財産）、基本条項特約（賠責）または基本条項特約（費用）に規定する共通補償特約(*2)ごとにこれを適用します。

(*1) 普通保険約款、普通保険約款に規定する補償条項に付帯された特約を含みます。
(*2) 共通補償特約に付帯された特約を含みます。

第２条（保険契約の更新）

(1) 次に規定する日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方よりこの特約を適用しないことの意思表示がなされない場合には、この保険契約は第３条（更新後契約の内容）に規定する内容にて更新されるものとします。

この保険契約の保険期間の末日

(2) 更新後契約(*1)の保険期間の初日はこの保険契約の保険期間の末日とし、保険期間は次に規定する期間とします。

この保険契約と同一の期間

(3) (1)および(2)の規定によってこの保険契約が更新された場合には、当会社は、継続証等(*2)を保険契約者に交付します。ただし、普通保険約款基本条項第７節第４条（保険証券等の不発行の特則）に規定する保険契約者の申出があった場合は、この規定は適用しません。

(*1) 更新後契約とは、(1)の規定により更新される保険契約をいいます。
(*2) 継続証等とは、保険証券、保険契約継続証またはこれらに代わる書面をいいます。

第３条（更新後契約の内容）

(1) 下表の条件をいずれも満たす場合には、この保険契約は、保険契約者から申出のあった内容にて更新されるものとします。

①	当会社が、保険契約者に対して、通知締切日(*1)までに、更新後の内容の提示を行うこと。
②	①の提示に基づき、保険契約者が、当会社に**書面等**により更新後契約(*2)の内容の申出を行い、当会社がこれを承認すること。

(2) (1)以外の場合は、この保険契約は、第５条（更新後契約に適用される制度、料率等）、第６条（更新後契約に適用される特約）およびこの特約に自動的に付帯される他の特約に別の規定がある場合を除き、この保険契約の保険期間の末日における契約内容と同一の内容にて更新されるものとします。この場合において、(1)の表の①の条件を満たすときは、当会社は、保険契約者または**被保険者**に更新後契約(*2)の**告知事項**について告知を求めたものとし、保険契約者または被保険者がこの保険契約の告知事項を更新後契約(*2)の告知事項として改めて告知したものとみなします。

(*1) 通知締切日とは、第２条（保険契約の更新）(1)に規定する日をいいます。
(*2) 更新後契約とは、第２条(1)の規定により更新される保険契約をいいます。

第４条（更新後契約の保険料）

　更新後契約(*1)の保険料は、更新後契約(*1)の保険期間の初日におけるこの保険契約の保険事故歴、年齢等の条件に従って定めるものとし、当会社は、この金額を継続証等(*2)に記載するものとします。

(*1) 更新後契約とは、第２条（保険契約の更新）(1)の規定により更新される保険契約をいいます。
(*2) 継続証等とは、保険証券、保険契約継続証またはこれらに代わる書面をいいます。

第５条（更新後契約に適用される制度、料率等）

　当会社が、制度、料率等(*1)を改定した場合には、更新後契約(*2)に対しては、更新後契約(*2)の保険期間の初日における制度、料率等(*1)が適用されるものとします。

(*1) 制度、料率等とは、普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度、保険料率等をいいます。
(*2) 更新後契約とは、第２条（保険契約の更新）(1)の規定により更新される保険契約をいいます。

〈保険契約の更新に関する特約　第１条(2)〉

「特に記載のないかぎり」とは、本特約以外で本特約の適用に関する制約条件等の記載がある場合は、本特約の規定に加えてその内容が適用されることを示しています。

ただし、現在傷害総合保険において、ここでいう「特に記載」に該当する場合はありません。

第６条（更新後契約に適用される特約）

（1）この保険契約に付帯された他の特約が更新後契約(*1)の保険期間の初日において当会社の定める適用条件の範囲外となる場合は、その特約は更新後契約(*1)には適用しないものとします。

（2）更新後契約(*1)の保険期間の初日において他の特約の適用条件によりその特約が自動的に適用されることとなる場合、または他の特約の適用条件によりその特約が自動的に適用されないこととなる場合があります。

(*1) 更新後契約とは、第２条（保険契約の更新）(1)の規定により更新される保険契約をいいます。

第７条（更新後契約の告知義務）

（1）第２条（保険契約の更新）(1)の規定によりこの保険契約を更新する場合において、**保険契約申込書等**に記載した告知事項および継続証等(*1)に記載された告知事項に変更があったときまたはこの保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定により当会社に通知すべき事項が生じたときは、保険契約者または被保険者は、通知締切日(*2)までに書面等をもって当会社に告知しなければなりません。

（2）(1)の告知については、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を適用します。

（3）この保険契約において告知義務違反による解除の理由がある場合は、当会社は、更新後契約(*3)を解除することができます。

(*1) 継続証等とは、保険証券、保険契約継続証またはこれらに代わる書面をいいます。
(*2) 通知締切日とは、第２条（保険契約の更新）(1)に規定する日をいいます。
(*3) 更新後契約とは、第２条(1)の規定により更新される保険契約をいいます。

第８条（更新後契約の初回保険料払込期日以前に発生した事故等に関する特則）

（1）更新後契約(*1)の継続証等(*2)に保険料の払込期日の記載がある場合は、当会社は、この特約により、更新後契約(*1)の普通保険約款基本条項第５節第８条（保険契約解除の効力）(2)の表の①を下表のとおり読み替えて適用します。

①　第６条(1)の表の①の規定による解除の場合	**初回保険料**の払込期日

（2）更新後契約(*1)の継続証等(*2)に保険料の払込期日の記載があり、かつ、事故の発生の日または**疾病**の発病の日が、初回保険料の払込期日以前である場合において、次のいずれかに該当するときは、当会社は、この特約により、更新後契約(*1)の普通保険約款基本条項第２節第１条（保険料の払込方法等）(4)を下表のとおり読み替えて適用し、同条(5)を適用しません。

①　事故の発生の日または疾病の発病の日の前日までに到来した更新前契約の払込期日までに払い込むべき保険料の全額が払い込まれているとき。

②　更新前契約の継続証等(*2)に保険料払込期日の記載がなく、かつ、更新前契約の保険料が全額払い込まれているとき。

(4) (3)の規定にかかわらず、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとして取り扱い、その事故による損害もしくは**傷害**または発病した疾病に対して保険金を支払います。

（3）(2)の規定を適用する場合において、当会社は、この特約により、更新後契約(*1)の普通保険約款基本条項第６節第４条(保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）(2)を下表のとおり読み替えて適用します。

(2) 当会社が第１条（保険料の返還、追加または変更）(3)の**追加保険料**の払込みについて追加保険料払込期日を設定した場合において、事故の発生の日または疾病の発病の日が初回保険料払込期日以前のときは、当会社は、追加保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害もしくは傷害または発病した疾病に対して保険金を支払います。

(*1) 更新後契約とは、第２条（保険契約の更新）(1)の規定により更新される保険契約をいいます。
(*2) 継続証等とは、保険証券、保険契約継続証またはこれらに代わる書面をいいます。

㉕傷害総合補償の更新に関する特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第２条（更新後契約の内容）

当会社は、この特約により、保険契約の更新に関する特約第３条（更新後契約の内容）(2)の更新後契約の内容を下表のとおりとします。

項　目	内　容
保険金額等(*1)	この保険契約の保険金額等(*1)が、更新後契約の保険期間の始期において当会社の定める**被保険者**の年齢に対応する範囲を超える場合は、この保険契約は、当会社の定める範囲内に保険金額等(*1)を変更して更新されるものとします。この場合、当会社は、満期日以前の当会社所定の日までに、保険契約者に対する**書面等**によって保険契約者に通知します。
上記に記載されている以外の事項については、満期日と同一の内容とします。	

（*1）普通保険約款傷害定額条項第５条（お支払いする保険金）に規定する死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、一時金払保険金額、治療給付金額、入院・手術保険金対象日数、入院保険金支払限度日数、通院保険金対象日数および通院保険金支払限度日数ならびに普通保険約款所得補償条項第５条（お支払いする保険金）に規定する所得補償保険金日額および所得補償てん補日数ならびに事業主費用補償特約（所得補償用）第５条（保険金の支払額）に規定する事業主費用保険金日額ならびに事業主費用補償特約（傷害定額用）第５条（保険金の支払額）に規定する事業主費用保険金額をいいます。

㉖共同保険に関する特約

第１条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社による共同保険契約であって、保険証券記載の保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第２条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、保険証券記載の全ての保険会社のために下表に掲げる事項を行います。

①	保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
②	保険料の収納および受領または返戻
③	保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
④	保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
⑤	保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
⑥	保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対する裏書等
⑦	保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
⑧	事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
⑨	損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および保険証券記載の保険会社の権利の保全
⑩	その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第３条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第２条（幹事保険会社の行う事項）の表に掲げる事項は、保険証券記載の全ての保険会社がこれを行ったものとみなします。

第４条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、保険証券記載の全ての保険会社に対して行われたものとみなします。

㉗インターネット等による通信販売に関する特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者から第２条（保険契約の申込み）に規定する保険契約の申込みがあり、かつ、当会社がこれを承認した場合に適用されます。

第２条（保険契約の申込み）

(1) 当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、その申込みについての重要事項を了解した上で、当会社の定める手続方法にしたがって、情報処理機器上の契約申込画面に必要な事項を入力し、当会社に送信することによって、保険契約の申込みをすることができるものとします。

(2) (1)の規定により当会社が契約申込画面の送信を受けた場合は、当会社は、保険契約引受の可否を審査し、引受けを行うものについては、保険契約者に対して契約確認画面を送信することにより引受契約内容を通知します。

第３条（保険料の払込方法）

(1) 保険契約者は、第２条（保険契約の申込み）(2)の契約確認画面にしたがい、**初回保険料**を払い込まなければなりません。

(2) 契約確認画面に記載する初回保険料の払込期日は、保険期間の初日の前日までの当会社が定める日とします。ただし、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約に保険料の払込期日に関して別の規定がある場合を除きます。

第４条（保険料不払による保険契約の解除）

当会社は、第３条（保険料の払込方法）(2)に規定する払込期日までに初回保険料が払い込まれなかった場合には、この保険契約に適用されている普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の保険料不払による保険契約の解除の規定を適用します。この場合において、保険契約者への通知は、保険契約者に対する書面により行います。

MEMO

耳や言葉の不自由なお客様専用
事故受付票 自動車保険以外用

ファックスをお送りいただく際はコピーをおとりいただいたうえ、
コピー紙をお送りください。
（本紙を直接送付いただくと紙づまりの原因となる場合があります。）

※自動車保険の場合には別の事故受付票をご使用ください

耳や言葉の不自由なお客様へ

事故が起こったときには、事故の状況、損害額の大小を問わずご契約の代理店または下記までご連絡ください。

下記にご記入いただき、ファックスにてご連絡ください。

専用FAX番号 **0120-119-569**
（24時間365日受付）

※FAX番号のお間違いには十分ご注意ください。上記FAXは東京海上日動安心110番（事故受付センター）で受け付けております。

弊社営業時間中（平日9時～17時）の受付分に関しましては当日中にご連絡致します。

営業時間外の受付分は翌営業日のご連絡となりますので、
お急ぎの場合には、右記「至急のご連絡欄」にチェックをお願い致します
（事故受付センターから窓口の方にご連絡をさせていただきます）。

至急のご連絡	□希望（　日　午前／午後　時頃）

「★」欄には必ずご記入をお願い致します。

ご契約の内容

★証券番号	―		
★ご契約者のお名前	（カナ）	★ご契約者のご連絡先	（TEL） （FAX）
ご契約者のご住所	都道府県　市区郡		

ご連絡の窓口

★窓口の方のお名前	（カナ）	ご契約者とのご関係	□ご契約者 □ご家族 □その他（　）
★窓口の方のご連絡先	（TEL）　（FAX）　（e-mail）		

事故の内容

★事故日	２０　年　月　日　午前／午後　時　分頃
事故場所	都道府県　付近
★事故状況	

その他

おケガをされた方のお名前や被害に遭われた物等について、わかる範囲でご記入ください。

<個人情報の利用目的>　お客様の個人情報につきましては、保険引受の判断、保険事故への対応（関係先への照会等の事実関係の調査や関係する損害保険について損害保険会社間や弊社グループ内での確認を含みます）、保険金のお支払および各種商品・サービスの提供・案内を行うために利用させていただきます。

事故のときだけでなく、日常生活でもお客様をしっかりアシストし、安心をお届けします。



事故防止アシスト

自動セット

東京海上日動のホームページで、事故・災害防止等の情報をご提供します。

http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/

●防災・防犯情報サイト　●情報サイト「セイフティコンパス」　●安全運転情報サイト

※事故防止アシストは、東京海上日動のホームページを閲覧できる環境においてご提供します。

※ご利用にあたっては、保険証券記載の証券番号とパスワードが必要です。



メディカルアシスト

24時間365日対応　自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の緊急医療機関や最寄の医療機関をご案内します。

0120-708-110

●緊急医療相談　●医療機関案内　●予約制専門医相談　●がん専用相談窓口　●転院・患者移送手配

●上記の詳細は、この冊子のP.31をご参照ください。

事故のご連絡・ご相談は

東京海上日動安心110番（事故受付センター）

事故は119番・110番

0120-119-110

受付時間：
24時間365日

携帯電話のアドレス帳登録はこちら▶
（「ア」行に登録できます）

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

音声案内をお聞きいただき、ご希望のサービス番号をお選びください。

0120-868-100

受付時間：午前9時～午後8時（平日、土日祝とも）

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社
東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050
http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/

D14-41590(2)改定201506
07E2-GJ05-13003-201505